

参 考 資 料

- 1 令和2年度 茅ヶ崎市自治基本条例検証結果報告書
- 2 「令和2年度 茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」に対する市民の皆様のご意見
- 3 茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る学識経験者の意見 令和2年度実施
- 4 茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート調査結果 令和2年度実施
- 5 茅ヶ崎市自治基本条例 Web アンケート調査結果 令和2年度実施

令和2年度
茅ヶ崎市自治基本条例
検証結果報告書

令和2年10月

検証結果報告書について

I 検証の目的

茅ヶ崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）の検証の目的は、条例が形骸化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識に対応し、P D C A サイクルに従って検証を実施することで、地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進させていくことです。

条例第30条では、市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講ずることを規定しています。

【茅ヶ崎市自治基本条例第30条】

第9章 条例の検証等

第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

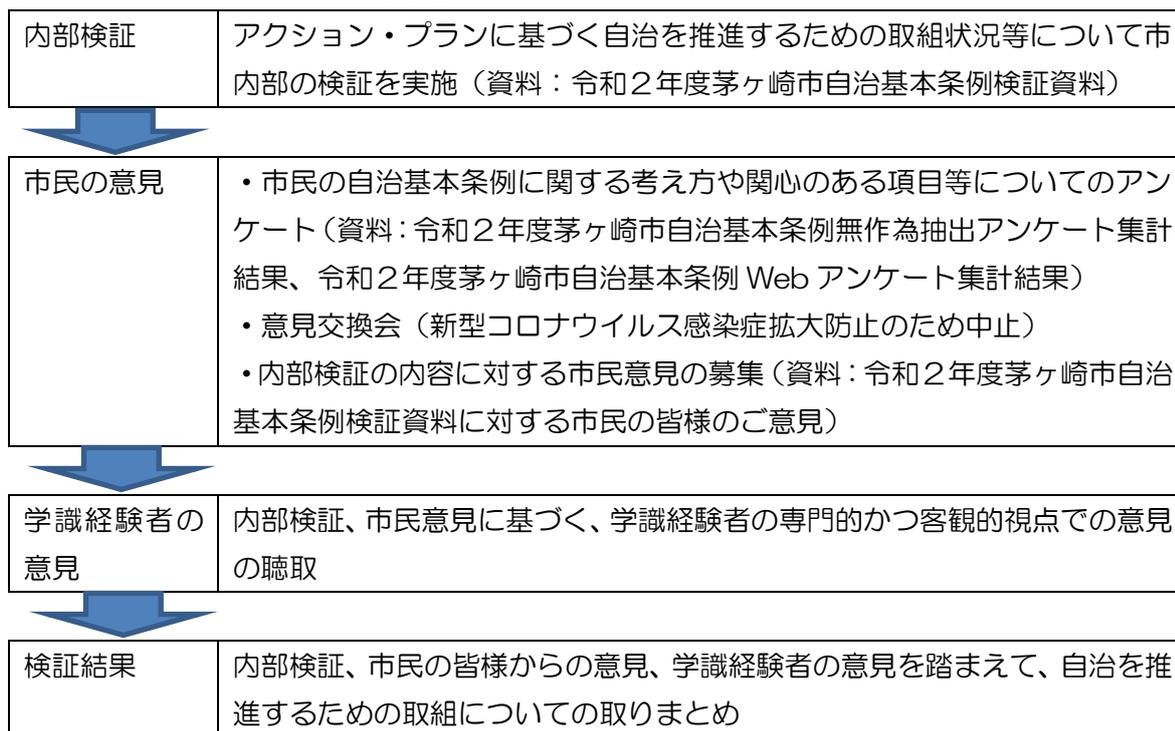
3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置（措置を講じようとしないうときは、その旨。以下同じ。）を公表し、市民の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置（前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置）及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。

5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講ずる措置（措置を講じないときは、その旨）及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

II 検証の流れ

令和2年度に実施した検証では、条例の定着と推進のための課題の抽出など「長期的な運用」を背景として、次のとおり検証作業を進めました。



Ⅲ 検証結果報告書の概要

検証結果を次のとおり取りまとめました。

※「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～平成32年度）」で平成31年度と表記していた部分は令和元年度と、平成32年度と表記していた部分は令和2年度と置き換えています。

1 取組状況

内部検証で確認した、アクション・プランに基づく自治を推進するための取組状況等について、市民意見、学識経験者の意見を踏まえて再整理した取組状況を掲載しています。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」に掲げた取組のうち、①②③では令和3年度以降「新たに取り組むべき事項」の有無、「取組を継続しない事項」の有無、「取組名を変更する事項」の有無、④では「その理由」について記載しています。

3 検証結果

内部検証、市民意見、学識経験者意見の内容を踏まえて、「条例の施行状況」と「条例の規定が自治の推進に適合したものであるか」について評価をしました。

目 次

前文	1	第3節 公正と信頼の原則	
第1章 総則		第21条 行政手続	27
第1条～第4条	1	第22条 苦情等への対応	28
第2章 市民の権利及び責務		第23条 監査	29
第5条 市民の権利	3	第24条 職員通報	31
第6条 市民の責務	3	第6章 市民の公益活動	
第7条 事業者の責務	4	第25条 コミュニティ	32
第3章 議会及び議員の責務		第26条 協働	34
第8条 議会の責務	5	第27条 市民活動の推進	35
第9条 議員の責務	5	第7章 住民投票	
第4章 市長及び職員の責務		第28条	36
第10条 市長の責務	7	第8章 国等との連携協力	
第11条 職員の責務	9	第29条	37
第5章 市政運営		第9章 条例の検証等	
第1節 市政運営の基本原則		第30条	39
第12条	11	新設規定	40
第2節 市政運営に関する諸制度		資料編	
第13条 説明責任	12	【職員への周知啓発】	43
第14条 情報共有	13	【職員研修の実施状況】	58
第15条 情報の管理等	15		
第16条 市民参加	17		
第17条 政策法務等	19		
第18条 総合計画等	21		
第19条 財政運営等	23		
第20条 行政評価	25		

前文

第1条～第4条

烏帽子岩が浮かぶ湘南のきらめく海や里山の趣が残る緑豊かな丘陵に囲まれた私たちのまち茅ヶ崎市は、市民と議会や市長が協力し合って、先人から引き継いだ自然や文化、歴史をはぐくみながら、心豊かに暮らすことのできるまちを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行など社会構造の変化に伴い、市民と議会や市長は、市民の市政への参加や相互の連携、協力を一層進めるとともに、各地域の特性に応じた地域力の向上を図ることにより、市民が等しく尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていかなければなりません。

このような認識の下、市民主体による自治の更なる推進を図るため、ここに、自治の基本理念、市民の権利と責務、議会や市長の責務など、茅ヶ崎市における自治の基本を明らかにした茅ヶ崎市自治基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 茅ヶ崎市内に住所を有する者

イ 茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者

エ 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの

オ 市に対し納税の義務を負うもの

(2) 市 地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。

(3) 市政 市が行う活動の全体をいう。

(4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。

(2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。

(3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

1 取組状況

前文は、条例制定の趣旨や目的、理念などを述べたものです。

また、第1条から第4条までは、総則規定であり、条例全体に通じる基本的な事項を定めたものであることから、具体的な取組を掲げていません。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する</u> 事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第5条 市民の権利

第6条 市民の責務

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、市政に参加する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

1 取組状況

第5条の規定は第14条（情報共有）及び第16条（市民参加）において、第6条の規定は第16条（市民参加）、第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）において、具体的な取組を記載しています。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第7条 事業者の責務

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施《事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課》

◇ 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援《全ての課》

〔取組状況〕

法令や条例等に基づき、対象となる事業活動等に対する規制、誘導又は指導を適切に行いました。

また、事業者の環境保全や良好なまちづくりに寄与する自主的な取組について、取組事例に関する情報提供、取組の市民への紹介などの支援を行いました。

〔成果や効果等〕

事業等に対する規制、誘導、指導の実施及び事業者の環境保全や良好なまちづくりに寄与する自主的な取組への支援により、茅ヶ崎市内で事業活動を行う事業者が地域社会との調和を図ることができるよう、行政の立場で関わることができました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第8条 議会の責務

第9条 議員の責務

(議会の責務)

第8条 議会は、主権を有する市民の負託を受けた議員によって構成される議事機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、条例を制定する権能、市長等の事務の執行を監視する権能、政策を提言する権能その他議会に付与された権能の行使に努めなければならない。

3 議会は、議会を運営するに当たっては、市民に開かれたものとするよう努めなければならない。

(議員の責務)

第9条 議員は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。

2 議員は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 議員は、調査研究活動、立法活動、政策提言活動その他議会の責務を果たすために必要とされる活動を積極的に行うよう努めなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 充実した討議の推進（第8条第1項）

〔取組状況〕

政策討議（常任委員会ごとに、調査研究、委員間討議などを経て政策提言等を行う取組）、委員会での自由討議、一般質問での一問一答方式（選択制）等により、議会における討議の充実を推進しました。委員会での自由討議については、更なる推進を図るため、委員会の座席の配置変更や標準的な審査の流れの変更を行いました。加えて、委員会審査の一層の充実を図るため、常任委員会の所管事項の見直しを行ったほか、令和元年度には政策討議について、更なる充実を図るためそのスケジュールを改善し、改選後の新たな委員会で行いました。

また、会議における議論の質の向上を図るため、本会議における一般質問の通告の詳細化、議案等への質疑の通告制の徹底を図りました。

さらに、通告制度のより適切な運用を図るため、一般質問の通告時期や質問順序の決定方法を改善しました。

〔成果や効果等〕

各常任委員会を中心に政策討議に活発に取り組み、最終的に議会として、平成30年度に4つの政策提言書を市長に提出しました。

また、常任委員会での審査等の過程で、自由討議が行われるようになりました。通告制度についても、以前より適正に運用できるようになりました。

◇ 議会の権能の適切な行使の推進（第8条第2項、第9条）

〔取組状況〕

条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行わせるため、それに資する議員研修、議会図書室及び議会事務局機能の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加並びに政策討議に継続的に取り組んだほか、議決権をより適切に行わせるため、従前は、委員会審査を省略していた先議・追加案件についても委員会審査を行うこととしました。

さらに、迅速かつ充実した議案審査を行うことができるよう、定例会における一般質問と議案審査の順序を変更すると

〔成果や効果等〕

議会活動に資する研修への参加、議会図書室の活用等により、議会における議案等の審議、所管事務に関する調査研究、一般質問に関する調査研究等の充実を図ることができました。

さらに、先議・追加案件の委員会審査、一般質問と議案審査の順序変更により、迅速かつ充実した審査が

<p>もに、これに伴う審議日程等の変更について、安定的な運用に努めたほか最適な定例会の会期日程等の検討を行いました。</p> <p>また、議会運営に関する各種改革に迅速に取り組むため議会事務局の組織改正を行いました。</p>	<p>できるようになりました。</p> <p>また、議会事務局の組織改正により、よりの確かつ効率的な事務執行ができるようになりました。</p>
<p>◇ 市民参加の推進（第8条第3項）</p>	
<p>[取組状況]</p> <p>茅ヶ崎市議会基本条例(平成23年茅ヶ崎市条例第1号)に基づき、議会報告会及び意見交換会を開催しました(上期(5月)及び下期(11月)に各2回※令和元年度は改選のため11月に2回)。陳情審査に当たっては、陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に説明の機会を設けたほか、陳情の取扱いの透明化等を図るため、陳情の取扱い基準を定めました。</p> <p>また、平成30年度に、茅ヶ崎市議会基本条例の検証及び改正を行い、改正素案についてパブリックコメントを実施し、提出された意見に対して議会として回答し、実施結果の公表を行いました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>議会報告会及び意見交換会により、議会に対する市民の意見、要望等及びそれに対する議会の取組、考え方等を広く共有することができました。陳情については、取扱いの透明化を図るとともに、陳情者の説明を公式の会議の中で聴取することができました。</p>
<p>◇ 広報・広聴活動の推進（第8条第3項）</p>	
<p>[取組状況]</p> <p>議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会フェイスブック、議会報告会、意見交換会、本会議傍聴者へのアンケート等を活用し、広報・広聴活動の充実を図りました。議会だよりについては、より親しみやすく、分かりやすい紙面構成に刷新しました。</p> <p>また、積極的な情報提供として、政務活動費の収支報告書、領収書等の証拠書類一式及び各委員会の視察報告書を議会ホームページで公表しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>議会の活動について、広く周知するとともに、議会に対する市民の意見、要望等を把握することができました。</p>

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

<p>① 令和3年度以降<u>新たに</u>取り組むべき事項はあるか。</p>	<p><input type="checkbox"/>ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/>ない</p>
<p>② 令和3年度以降<u>取組を</u>継続しない事項はあるか。</p>	<p><input type="checkbox"/>ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/>ない</p>
<p>③ 令和3年度以降<u>取組名を</u>変更する事項はあるか。</p>	<p><input type="checkbox"/>ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/>ない</p>
<p>④ ①②③で「ある」と回答した理由</p>	

3 検証結果

<p>条例の施行状況について</p>
<p>条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。</p>
<p>条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて</p>
<p>規定は自治の推進に適合したものであると評価します。</p>

第10条 市長の責務

(市長の責務)

第10条 市長は、主権を有する市民の負託に応えるため、地域の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めなければならない。

2 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、政治倫理の向上に努めなければならない。

3 市長は、地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員を育成しなければならない。

4 市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを公表しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 市や地域が開催する意見交換の場への参加〈秘書広報課〉（第1項）

[取組状況]	[成果や効果等]
市民集会に市長自らが参加し、地域の現状や課題、市民の要望等の把握に努めました。	地域の課題や市民の要望等の把握への一助となりました。

◇ 市長会その他都市関係会議等への参加〈秘書広報課〉（第1項）

[取組状況]	[成果や効果等]
地域課題の解決や市民の要望等を踏まえた市政運営の実現をめざし、先進的な取組の把握や情報収集、国及び県への要望活動を行うため、市長会等の会議に参加しました。	行政運営上の課題や先進事例の調査研究、情報共有などを行い、地方自治制度の充実及び市政の円滑な運営と発展を図ることができました。

◇ 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上〈秘書広報課〉（第2項）

[取組状況]	[成果や効果等]
市長の日々の動向、交際費の支出状況を市ホームページ等に掲載し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を政治倫理確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例（平成7年茅ヶ崎市条例第25号）に基づき公開しました。	市長の日々の動向や交際費の支出状況、市長の資産等を公開することにより、市政運営の透明性の確保に寄与しました。

◇ 特定の政策課題についての調査研究及び調整〈企画経営課〉（第1項）

[取組状況]	[成果や効果等]
「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用事業」など緊急性、重要性の高い特定の政策課題について、情報収集や調査研究を行い、行政施策の方向性を定めるための総合的な調整を行いました。	突発的に発生する特定の政策課題に対応するため、庁内外との調整を進めるとともに、市民に対しても情報発信を適宜実施し、一定の状況の周知を図ることができました。

◇ 職員の育成〈職員課〉（第3項）

[取組状況]	[成果や効果等]
政策形成能力の向上、業務遂行能力の向上、マネジメント能力の向上、協働を推進するための職員の資質の向上等を趣旨とした各種研修及び職場研修（OJT）を実施しました。	行政法等に関する研修の必修化等により、地域の課題や市民の多様な意見等に的確に対応するために

	必要となる知識及び能力を持った職員の育成の一助となりました。
◇ 施政方針の公表《企画経営課》（第4項）	
<p>[取組状況]</p> <p>施政方針については、第1回市議会定例会後に市ホームページで公表するとともに、市広報紙にて概要を掲載しています。</p> <p>また、市政情報コーナーや各公共施設に配架しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>翌年度の市の重要施策を掲げた施政方針を作成し、市民への説明責任を果たし情報共有を図ることができました。</p>

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第11条 職員の責務

(職員の責務)

第11条 職員は、この条例を遵守し、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

3 職員は、互いに連携を図り、協力して職務を遂行しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕	
◇ 自治基本条例の職員への周知《行政総務課》（第1項）	
〔取組状況〕 自治基本条例に対する職員の認識を高めるため、階層別研修を実施しました。 また、小中学校・保育園・病院に所属する職員に対し、業務と関わりの深い条文をまとめた資料を配布するとともに、所属長が所属職員に自治基本条例の周知を行うために活用可能な資料を作成し、配布しました。	〔成果や効果等〕 職員の自治基本条例の認識度を高めることができました。
◇ サービスの宣誓《職員課》（第1項）	
〔取組状況〕 新たに採用された職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づく茅ヶ崎市職員のサービスに関する条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第60号）により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚するため、宣誓を行いました。	〔成果や効果等〕 採用時に公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等があること、ひいては、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行すべきことを職員に自覚させることができました。
◇ 職員の自己啓発に対する支援《職員課》（第2項）	
〔取組状況〕 国内行政視察の支援や自主研究グループの活動の支援など、職員のキャリア開発に対する意識を高める研修を実施しました。	〔成果や効果等〕 職務の遂行のための必要な知識の習得及び能力の向上の一助となりました。
◇ 学習する風土づくりの推進《職員課》（第2項）	
〔取組状況〕 職場外研修にて学習した知識やスキルを、職場内研修にて職員間で共有することで、学習する風土づくりの推進を図りました。	〔成果や効果等〕 職務の遂行のための必要な知識の習得及び能力の向上の一助となりました。
◇ 部局横断的な検討組織（プロジェクトチームなど）の設置《全ての課》（第3項）	
〔取組状況〕 必要に応じて部局横断的な検討組織を設置し、地域の課題解決や市民サービスの向上に向けた取組を行いました。主な取組としては、市立病院の今後のあり方について検討するため、企画部・財務部・総務部・市立病院で検討チームを設置し、課題解決に向けた議論を行いました。	〔成果や効果等〕 地域の課題解決や市民サービスの向上を図ることができました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第12条 市政運営の基本原則

第12条 市政は、第4条に規定する自治の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本原則として運営されなければならない。

- (1) 市政は、市民への説明の下に運営されること。
- (2) 市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
- (3) 市政は、市民の参加の下に運営されること。

1 取組状況

第12条の規定は、以後の第13条から第24条までの規定に共通する基本原則を定めたものです。したがって、第12条については、それぞれの規定を具体化している個別の条文で検証を行いました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第13条 説明責任

(説明責任)

第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕	
◇ 情報公開制度の適正な運用《行政総務課》（第2項）	
〔取組状況〕 平成29年4月に茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）が改正されたことを受け、ちがさきの情報公開ハンドブックを改訂しました。改訂後のハンドブックでは、茅ヶ崎市情報公開条例の目的（第1条）及び情報の提供（第22条）の解釈において、自治基本条例の趣旨を盛り込むことにより、自治基本条例と茅ヶ崎市情報公開条例との関連性が強いものであるということを明確にしました。	〔成果や効果等〕 説明責任に対する意識の向上や説明責任を果たすための体制の充実に努めることができました。
◇ パブリックコメント手続の実施《市民自治推進課》（第1項）	
〔取組状況〕 茅ヶ崎市市民参加条例（平成25年茅ヶ崎市条例第34号）第10条の規定に基づき、条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表しました。	〔成果や効果等〕 パブリックコメント手続を通じて、市政に関する事項について工夫して分かりやすく説明するよう努めました。
◇ 苦情等への対応《市民相談課》（第2項）（第22条に掲載）	
◇ 行政手続制度の適正な運用《文書法務課》（第1項）（第21条に掲載）	
◇ 行政評価制度の適正な運用《企画経営課》（第1項）（第20条に掲載）	
◇ 市政情報の公表及び提供《行政総務課》（第1項）（第14条に掲載）	

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	■ある→④へ詳細記載 □ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	□ある→④へ詳細記載 ■ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	□ある→④へ詳細記載 ■ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 ＜新たに <u>取り組むべき事項</u> ＞ 特定歴史公文書等利用制度の適正な運用《文化生涯学習課》 茅ヶ崎市公文書等管理条例の施行に伴い、新たに定められる特定歴史公文書等の利用制度を適正に運用する必要があるためです。	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第14条 情報共有

(情報共有)

第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めること。
- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 市政情報の公表及び提供〈行政総務課〉（第1号・第2号）

〔取組状況〕

茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱に基づき、市政情報を積極的に公表し、提供しています。

また、平成30年度から議会事務局と連携して、議案を新たに議会ホームページに掲載し市民が閲覧できるようにしました。

〔成果や効果等〕

市民が求める情報を精査した結果、公表及び提供対象とする市政情報が増加したため、市民が情報公開制度によらずに情報を入手できるようになりました。

◇ 市政情報コーナーの充実〈行政総務課〉（第1号・第2号）

〔取組状況〕

市政情報コーナーに配架している約1,500タイトルの行政資料を容易に検索できるよう市政情報公表一覧表を作成し、市ホームページ等で公表しました。

一覧表は、年4回更新し、最新の情報を市民に提供するため配架物の内容の確認を行いました。

〔成果や効果等〕

市政情報コーナーに配架している情報が最新のものであるか確認することが職員間の共通認識となりました。

◇ 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載〈秘書広報課〉（第1号・第2号）

〔取組状況〕

市民満足度調査において年齢別や地域別、居住年数別に広報媒体の利用状況調査を行っており、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットに絞った広報活動を行いました。

市の施策や魅力などを盛り込んだネタやトークなどの「お笑い」を通じ、市の情報を発信するシティプロモーションを目的として、ホノルルちがさき姉妹都市5周年記念お笑いライブを開催しました。

〔成果や効果等〕

市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するための一助となりました。

◇ 市民参加の推進〈市民自治推進課〉（第1号・第2号）（第16条に掲載）

◇ 附属機関の会議の公開〈行政総務課〉（第3号）

〔取組状況〕

茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づき、会議を公開しました。

市民に対しては、公開で行う会議を傍聴できるよう、市ホームページ等で会議の開催日時等を会議当日の2週間前から公表す

〔成果や効果等〕

附属機関の会議の公開により、市民の会議の傍聴機会を確保するとともに、会議の内容を公開することで、公正で開かれた市政の推

るよう努めました。	進に寄与しました。
-----------	-----------

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第15条 情報の管理等

(情報の管理等)

第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。

2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ (仮称)公文書管理条例の制定<<文書法務課・文化生涯学習課>> (第1項)

〔取組状況〕	〔成果や効果等〕
<p>歴史公文書等の管理及び保存の基準づくり、閲覧方法等の検討を行いました。</p> <p>これまでの検討の中で出た課題（歴史公文書等の選別基準・保管場所、歴史資料として収集した文書の取扱い、電子文書の取扱い等）を整理しました。</p> <p>また、市民説明会、市民アンケート、パブリックコメント手続を実施し、条例の制定に向けて取組を進め、歴史公文書等を含む市の保有する文書を適切に管理し、保存するためのルールとして茅ヶ崎市公文書等管理条例を制定しました。</p>	<p>市民の知的資源である歴史公文書等の整理・分類を進めることができました。</p> <p>行政文書の「永年保存」を廃止し、保存年限を最長30年とします。</p> <p>保存期間が満了した行政文書のうち、歴史資料として重要なものを「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、これを利用できるようになります。</p>

◇ 行政文書の適正な管理<<文書法務課>> (第1項)

〔取組状況〕	〔成果や効果等〕
<p>行政文書の適正な管理に資するよう、文書管理推進会議委員によるファイリングシステムの巡回指導を行うとともに、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとった文書管理のあり方に関する研修を実施するなど、職員の意識啓発に努めました。</p>	<p>行政文書に係る研修や文書保管状況調査による実地指導を通じて、職員の技能の向上が図られ、行政文書の適正な管理がされています。</p>

◇ 情報公開制度の適正な運用<<行政総務課>> (第1項) (第13条に掲載)

◇ 個人情報保護制度の適正な運用<<行政総務課>> (第1項)

〔取組状況〕	〔成果や効果等〕
<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の改正に鑑み、茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号）を改正し、個人情報の収集、利用、提供について見直しを行いました。</p> <p>また、茅ヶ崎市個人情報保護条例の運用解釈を定めた、ちがさきの個人情報保護ハンドブックが、時代に即したものであるかどうか確認を行い、マイナンバー制度に関することなど内容を改訂しました。</p>	<p>個人情報の取扱いについて職員の意識の向上を図り、個人情報の漏洩、減失及び毀損の防止を図ることができました。</p>

◇ 情報セキュリティ対策の充実<<情報推進課>> (第2項)

〔取組状況〕	〔成果や効果等〕
<p>全職員を対象にした情報セキュリティ研修を行うとともに、保有個人情報の適切な取扱いに関する自己点検及び各課かい</p>	<p>本市における情報セキュリティ対策の充実と職員の意識の向上を</p>

が本市の情報セキュリティ指針等に沿った運用を行うことが できているか確認を行うための外部監査を実施しました。	図ることができました。
---	-------------

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を</u> 継続しない事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を</u> 変更する事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> (仮称)公文書管理条例の制定 《文書法務課・文化生涯学習課》 茅ヶ崎市公文書等管理条例の制定に伴い、取組を終了します。 <取組名を変更する事項> 行政文書の適正な管理 《文書法務課》 茅ヶ崎市公文書等管理条例の制定に伴い、行政文書の適正な管理に加え、特定歴史公文書等を適切に保存する必要があるため、令和3年度以降は取組名「行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理」で取組を継続します。	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第16条 市民参加

(市民参加)

第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。
- 4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

1 取組状況

アクション・プラン(平成29年度～令和2年度)のうち令和元年度までの[取組状況]及び取組の[成果や効果等]

◇ パブリックコメント手続の運用の適正化<<市民自治推進課>>(第1項)

[取組状況]	[成果や効果等]
平成29年度に策定した職員のための市民参加手続ガイドを活用し、パブリックコメント手続について、運用方法や実施すべき時期、意見の扱い方、意見提出者への情報提供などの職員の認識を統一し、運用の適正化を図りました。	パブリックコメント手続を通じて市政に関する情報を説明するとともに、市民参加の機会を確保しました。

◇ 市民参加における審議会の位置づけの検討<<市民自治推進課>>(第1項)

[取組状況]	[成果や効果等]
市民参加条例第13条を踏まえ、審議会等へ市民の多様な意見が反映されるよう、審議会等の委員への市民の選任を市民参加の方法のひとつと確認し、運用を行いました。 現行の運用の考え方及び市民委員の公募予定のある審議会等については、市ホームページで周知を行いました。 また、平成31年2月に発行した広報ちがさき市民参加特集号では、審議会等の市民委員に関する記事を掲載し、今後の公募予定について広く周知しました。	審議会等を構成する市民委員の選任及びその会議等について、市民参加との関係性を明確にすることができました。

◇ 市民参加の推進・啓発<<市民自治推進課>>(第3項)

[取組状況]	[成果や効果等]
茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、政策の企画・立案段階等における市民の参加を促進し、市の政策への市民意見の反映を図るとともに、市ホームページ等による情報提供を推進し、職員や市民に市民参加の推進に係る意識啓発を図りました。 また、市民参加特集号を作成し、市民参加に関する情報共有を図りました。	様々な手法による市民参加を推進するとともに、周知を図りました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> 市民参加における審議会の位置付けの検討<<市民自治推進課>> 審議会等の委員への市民の選任を市民参加の方法のひとつとする考え方を確認し、取組を終了しました。	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第17条 政策法務等

(政策法務等)

第17条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を適切に制定し、又は改廃しなければならない。

2 市長は、基本的な制度を定める条例、義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、条例等を体系的に整備しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備<<行政総務課・文書法務課>>（第3項）

〔取組状況〕

条例等を体系的に整備するための方法について検討を重ね、「市民主体による自治の推進」を趣旨として、「自治の基本理念」及び「市政運営の基本原則」を踏まえて必要となる条例等の整備を行うこととしました。

現時点において、「自治の基本理念」や「市政運営の基本原則」に関連して整備が必要な条例等は見受けられないことから、茅ヶ崎市公文書等管理条例の制定をもって、自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備は完了するものと考え、平成31年3月に取組を終了しました。

自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備については、現時点で必要な条例等の整理を完了することができたため、取り組みを終了としていますが、今後も検証の時期を捉えて条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備がなされているか確認を行います。

〔成果や効果等〕

自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備について考え方をまとめ、必要な条例等を整理することができました。

◇ 政策法務の推進<<文書法務課>>（第1項）

〔取組状況〕

政策法務研究として事例研究を行うとともに、法制執務や種々の法律問題に関する研修を行いました。

〔成果や効果等〕

職員の法務能力向上の一助となりました。

◇ 条例（案）、規則（案）等の審査<<文書法務課>>（第1項）

〔取組状況〕

条例、規則等の案を審査し、条例、規則等の制定及び改廃を適時行いました。

〔成果や効果等〕

必要な条例、規則等の制定改廃を適切に行うことができました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない

③ 令和3年度以降取組名を変更する事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 <取組名を変更する事項> 自治基本条例の趣旨にのっとり条例等の体系的な整備 《行政総務課・文書法務課》 平成31年4月に考え方をまとめ、現時点における必要な条例等の整備を行いました。 令和3年度以降は、取組名「政策法務の推進」で取組を継続します。	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第18条 総合計画等

(総合計画等)

- 第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。
- 2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
- 4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。
- 6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 基本構想・実施計画の策定及び進行管理《企画経営課》（第1項から第5項まで）

〔取組状況〕

現行総合計画の推進に当たり、厳しい財政状況を踏まえたうえで第4次実施計画を策定し、その事業推進についてもより適切な進行管理を行うものとし、持続可能なまちづくりに努めました。

一方、令和3年度を始期とする次期総合計画の策定作業は、平成29年9月に策定に着手する旨を公表するとともに、平成30年2月には策定に向けた姿勢等を示す「次期総合計画策定方針」を取りまとめ、公表しました。

また、次期総合計画の策定に向けて、現行の総合計画の進捗状況を把握するための基本理念評価を実施するとともに、市民ワークショップ、市民討議会、市内活動団体からの意見聴取など、様々な市民参加手法を用いて意見の聴取に努めました。

〔成果や効果等〕

総合計画に掲げる将来の都市像の実現に向けて、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を実施することで、庁内のマネジメント意識の醸成が図られました。

なお、次期総合計画の成果や効果は、計画の始期である令和3年度以降に随時確認していきます。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 <新たに <u>取り組むべき事項</u> > 総合計画の在り方に関する議論《企画経営課》 平成23年の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、基本構想の策定義務が廃	

止されていることや、市民意見を踏まえ、本市にとってふさわしい総合計画の在り方について継続的に議論する必要があるためです。

<取組名を変更する事項>

基本構想・実施計画の策定及び進行管理<<企画経営課>>

次期総合計画は、令和2年度で策定作業が完了するため、取組を終了します。

令和3年度を始期とする総合計画に掲げる政策目標・施策目標を達成するために進行管理をする必要があるため、令和3年度以降は、取組名「総合計画の進行管理」で取組を継続します。

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第19条 財政運営等

(財政運営等)

第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。

2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。

3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用の検討<<財政課・企画経営課>> (第1項)

〔取組状況〕

統一的な基準による財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の作成、公表をするとともに、財務4表の活用に関する先進事例の調査を行いました。
財務4表の作成については、分析及び活用の促進を目指して、業務委託で実施し、委託化に伴い省力化されることで確保できる人的資源を活用し、さらなる分析・活用の促進に向けて取り組みました。

財務4表の活用については、完成した財務書類から財務指標を算出するとともに、健全化や効率化、世代間公平性などの観点から分析を行いました。

〔成果や効果等〕

財務4表の作成の委託化により、財務書類等の作成にかかる事務が省力化されたことで、本来の目的である分析・活用の積極的な促進に向け、総務省セグメント分析ワーキンググループに参加し、分析・活用にかかる手法等について検討を行うことができました。

◇ 財政状況の分かりやすい公表<<財政課>> (第1項)

〔取組状況〕

市広報紙や市ホームページへの財政状況の掲載については、市民の視点に立ち、知りたいと思われる情報を中心に分かりやすく記載をするよう努めました。

また、平成29年度より、新しい統一的な基準による財務書類を作成し、本市の財政状況をより明らかに公表することとしました。財務書類の公表に当たっては、内容がより理解しやすくなるよう用語等の説明を記載するとともに、作成した財務書類の分析結果や今後の活用の方向性を示し、財務書類の有用性、有効性を高めました。

〔成果や効果等〕

市民と財政状況に関する情報を共有し、改善することができました。

◇ 財政推計の策定<<財政課>> (第2項)

〔取組状況〕

毎年度国の政策や市の経済動向等を分析し、予算編成の基礎となる財政推計を的確に行い、予算に反映させました。

〔成果や効果等〕

財政状況、景気の動向、税制改正及び地方財政計画等を踏まえた財政推計を行い、予算に反映させたことで、国の施策等や市の経済動

	向を捉えた予算編成を行うことができました。
◇ 予算の編成<<財政課>> (第3項)	
<p>[取組状況]</p> <p>財政見通し、業務棚卸評価、附属機関による事務事業の外部評価や議会の決算審査における事業評価結果等を踏まえた予算編成を行い、市民にとって緊急度・優先度の高い事業に対して重点的に財源を配分しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>市の財政状況の分析結果や市民ニーズに基づいた予算編成を行うことができました。</p>

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を</u> 継続しない事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を</u> 変更する事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
<p>④ ①②③で「ある」と回答した理由 <取組名を変更する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 発生主義会計を取り入れた財務4表の公表・財務4表の活用の検討<<財政課・企画経営課>> ◇ 財政状況の分かりやすい公表<<財政課>> ◇ 財政推計の策定<<財政課>> ◇ 予算の編成<<財政課>> <p>令和3年度以降は、取組名「的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表」として4つの取組を1つに取りまとめて継続します。</p>	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第20条 行政評価

(行政評価)

第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。

3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 評価結果の予算への反映方法の改善《企画経営課・行政改革推進室・財政課》（第1項・第2項）

〔取組状況〕

事務事業評価結果及び業務棚卸評価結果をとりまとめ、毎年度公表しました。

令和元年度予算編成に当たっては、事務事業評価結果及び業務棚卸評価結果との整合を図り、事務事業の優先度を的確に把握し、取捨選択を行った上で、予算を編成するよう努めました。

また、次期総合計画の策定過程においては、事業の目標と手段の因果関係を可視化することで、事業の重点化を図るための一助とし、適切な資源配分に繋がるよう計画体系の見直しを進めています。

〔成果や効果等〕

事務事業評価は、これまで以上に成果を意識した制度設計としたことで、目標と手段に関する意識の醸成を図りました。

業務棚卸評価は、類似の枠組みとの整理により廃止することとしましたが、その考え方は事務事業評価の中でも継承させることで、業務改善を意識した予算要求に繋げることができました。

◇ 外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定《企画経営課》（第3項）

〔取組状況〕

次期総合計画の策定に当たり、現行の総合計画に基づいた7年間（平成23年度から平成29年度まで）の取組を、基本構想に定めた五つの基本理念ごとに総括的に評価することにより、各基本理念の現状と課題及び今後の展望を把握し、次期総合計画策定の基礎的な資料とすることを目的として実施した基本理念評価において、茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価を実施しました。

また、適切な目標設定については、次期総合計画の策定に併せて、目標と手段の因果関係を可視化することで、政策・施策・事務事業の各レベルにおいて適切な指標を設定することができるようにするとともに、指標設定に係るマニュアルの作成を進めました。

〔成果や効果等〕

外部評価の実施により、次期総合計画の策定や策定後の取組に関する様々な意見や提言をいただくことで、今後の課題や取組の方向性に関する一定の整理ができました。

◇ 行政評価制度の適正な運用《企画経営課》（第1項）

〔取組状況〕

第4次実施計画の進行管理に当たり、政策的事業に重点を置いて評価を実施することとし、評価結果を政策や予算編成へと繋げやすい評価制度を構築しました。

〔成果や効果等〕

政策的事業に特化した事務事業評価を実施することで、これまで以上に、事業の必要性、効率性、有効

<p>また、次期総合計画策定に当たり、現状と課題を認識すると共に、今後を展望することを目的として、基本理念評価を実施しました。基本理念評価は、各部局が内部評価を実施すると共に、客観的な視点から評価をすることを目的として、茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価を実施しました。</p>	<p>性などを意識した評価を行い、マネジメント意識の醸成を図りました。</p> <p>また、基本理念評価の実施により、次期総合計画の策定に向けた課題や今後の取組の方向性に関する一定の整理ができました。</p>
<p>◇ 評価の結果の公表《企画経営課》（第4項）</p>	
<p>[取組状況] 毎年度実施している事務事業評価の結果は毎年度9月に市政情報コーナー及び市ホームページで公表しました。</p> <p>また、次期総合計画策定に当たり、現状と課題を認識すると共に、今後を展望することを目的として実施した基本理念評価は、実施結果を平成31年2月上旬に公表しました。</p>	<p>[成果や効果等] 評価結果を速やかに公表することで、市民との情報共有が図られました。</p>

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

<p>① 令和3年度以降新たに<u>取り組むべき事項</u>はあるか。</p>	<p><input type="checkbox"/>ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/>ない</p>
<p>② 令和3年度以降<u>取組を継続しない事項</u>はあるか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/>ない</p>
<p>③ 令和3年度以降<u>取組名を変更する事項</u>はあるか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/>ない</p>
<p>④ ①②③で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項></p> <p>◇ 評価結果の予算への反映方法の改善《企画経営課》 次期総合計画の策定過程において、行政評価の結果を予算編成作業へ反映するための基本的な考え方を整理したことから取組を終了します。</p> <p>◇ 適切な目標設定《企画経営課》 次期総合計画の策定過程において、適切な目標設定のあり方の検討は完了していることから取組を終了します。</p> <p><取組名を変更する事項></p> <p>評価の結果の公表《企画経営課》 評価結果の公表は評価制度の運用の一部であることから、取組名「行政評価制度の適正な運用」に統合することとします。</p>	

3 検証結果

<p>条例の施行状況について</p>
<p>条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。</p>
<p>条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて</p>
<p>規定は自治の推進に適合したものであると評価します。</p>

第21条 行政手続

(行政手続)

第21条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分等に関する手続を適正に行わなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表《文書法務課》

[取組状況]	[成果や効果等]
<p>行政手続法（平成5年法律第88号）及び茅ヶ崎市行政手続条例（平成9年茅ヶ崎市条例第2号）に規定されている審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針が時宜や実態に即しているか等の観点から全庁的な点検を行いました。</p> <p>平成30年度末に市ホームページでの公表を開始しました。</p>	<p>処分を行う課の窓口等に出向くことなく閲覧することが可能となりました。</p>

◇ 行政手続制度の適正な運用《文書法務課》

[取組状況]	[成果や効果等]
<p>審査基準等について、毎年10月1日を基準に見直しを実施しています。</p> <p>また、審査基準等の根拠となる法令や条例等の制定改廃があった場合は、適宜に設定・見直しを行うよう周知しています。</p>	<p>申請に対する処分、不利益処分及び行政指導が適正に行われました。</p>

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 <取組名を変更する事項> 審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表《文書法務課》 令和3年度以降は、取組名「行政手続制度の適正な運用」に統合し取組を継続します。	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第22条 苦情等への対応

(苦情等への対応)

第22条 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて、業務の改善その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 陳情・要望・苦情等への対応《市民相談課》（第1項）

〔取組状況〕

苦情等（苦情、要望、提案など）への対応について定めた「苦情等対応制度」に基づき、各課かいへ寄せられた市民からの苦情等の内容や対応を四半期ごとに「苦情等対応報告書」として取りまとめ、公表しました。

また、いただいた苦情等を業務改善に繋げ、市民サービスの更なる向上を図るといふ本制度の理解の促進と意識の醸成のため、職員に対して制度説明会や研修を行いました。

〔成果や効果等〕

市へ寄せられる苦情等及びその対応を公表することにより、行政運営の透明性の確保につながりました。

また、平成29年度より職員が研修を行うことで、報告件数及び業務改善の件数が増加しました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第23条 監査

(監査)

第23条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとする。

2 監査委員は、監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 随時監査の実施《監査事務局》（第1項）

〔取組状況〕

外郭団体、指定管理者、補助事業から抽出し、毎年度、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効果的に行われているか等の観点から計9件の財政援助団体等の随時監査を実施しました。

また、平成29年度には、医薬品の横領事件の再発防止のために、市立病院における医薬品管理に関する実務の状況等について、事件発覚後の改善状況も含め、随時監査を実施しました。

〔成果や効果等〕

定期監査のほか、財政援助団体等監査や行政監査等必要な随時監査を定期的実施することで公正で効率的な行政運営の確保に努めました。

◇ 監査結果の分かりやすく速やかな公表《監査事務局》（第2項）

〔取組状況〕

監査結果を分かりやすい表現を用いて取りまとめ、各監査実施後速やかに市政情報コーナー、市ホームページで公表しています。

また、監査結果のまとめとして毎年度監査年報を作成し公表しています。

〔成果や効果等〕

監査の実施と監査結果及び是正措置の公表により、市政の透明性の確保と、市政に対する市民の信頼の向上を図ることができました。

◇ 職員の監査能力の向上《監査事務局》（第1項）

〔取組状況〕

公正で的確な監査を実施するため、積極的に研修等に参加し、専門性の向上を図るとともに、事務局内で情報共有を行うなど事務局職員の監査能力の向上に努めました。

また、監査制度の充実強化等が盛り込まれた地方自治法等の一部改正に関する講演会等にも参加するなど情報収集に努めました。

〔成果や効果等〕

研修や講演会への参加により職員の知識の習得及び能力の向上を図ることができました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない

③ 令和3年度以降取組名を変更する事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 <取組名を変更する事項> ◇ 随時監査の実施<<監査事務局>> ◇ 監査結果の分かりやすく速やかな公表<<監査事務局>> ◇ 職員の監査能力の向上<<監査事務局>> 令和3年度以降は、取組名「適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表」として 3つの取組を1つに取りまとめて継続します。	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第24条 職員通報

(職員通報)

第24条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市は、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることがないよう適切な措置を講じなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 通報事例集の作成〈行政総務課〉（第1項）

〔取組状況〕

他自治体の通報事例を参考に作成した通報対象事例集とともに、本市の職員通報制度の概要や、過去の相談・通報実績等を記載した「茅ヶ崎市職員通報制度の手引」を平成30年3月に作成し、各課かいに配布し周知を図りました。

〔成果や効果等〕

職員通報制度の周知を図ることで、通報しやすい環境の整備に努めました。

◇ 職員通報制度の適正な運用〈行政総務課〉（第1項）

〔取組状況〕

毎年度制度の運用状況の市ホームページへの掲載、年2回の新採用職員研修、外部窓口相談日の連絡を行うとともに、制度の周知を図りました。

〔成果や効果等〕

職員通報制度の周知を図ることで、通報しやすい環境の整備に努めました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 ＜取組を継続しない事項＞ 通報事例集の作成〈行政総務課〉 平成30年3月に通報事例集を掲載した茅ヶ崎市職員通報制度の手引を作成し、取組を終了しました。	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第25条 コミュニティ

(コミュニティ)

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ コミュニティに関する規定の見直しの検討《行政総務課・市民自治推進課》（第1項）

〔取組状況〕

コミュニティに関し、自治基本条例制定当時の考え方やこれまでの検証の経緯を踏まえ、第1項は、コミュニティが活動を通じて地域に貢献しているのであれば、そのコミュニティは地域の自治の推進にとって重要な存在であり、地域の自治の担い手となることから、その活動も尊重されるべきという理念を規定している条項であると再確認しました。

条文の一部改正も含め検討を行いました。第1項の解釈と条文は、整合が取れているため、条文を改正する必要はないものとなりました。

なお、逐条解説については、条文の趣旨に沿った表現となるよう改訂しました。

〔成果や効果等〕

コミュニティに関する規定の見直しを行うことで、公益の増進に取り組むコミュニティとその活動を尊重すべきであり、地域自治の重要な担い手であるという理念を規定していることを再認識することができました。

◇ 地域コミュニティの推進《市民自治推進課》（第1項）

〔取組状況〕

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定コミュニティは、地域において公益を増進するための活動を促進するために活動するコミュニティであって、8つの認定基準に適合するものをいい、行政との協働のパートナーとして情報の共有や地域課題の解決等に資する活動を実施しています。

さらに、附属機関である地域コミュニティ審議会に対して、認定コミュニティの認定基準への適合に関する事項及び認定コミュニティの活動と特定事業に関する事項を諮問し、認定基準への適合や公益の増進のための活動に関する答申を受け、認定コミュニティの活動状況等に活用しました。

認定コミュニティ等が地域住民の声を反映する組織として、継続的に活動できるよう、財政支援や地域担当職員による支援により地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進しました。

〔成果や効果等〕

認定コミュニティ等の活動に様々な形で地域担当職員が直接、関わることや関係機関との連絡調整を行うことで、各地区で情報の共有や課題解決につながる取組が自主的に実施されたことから、地域力の向上に寄与しました。

さらに、附属機関である地域コミュニティ審議会の答申内容を認定コミュニティの活動等に助言として活用することにより、公益的な活動の推進につながりました。

◇ コミュニティへの助成《市民自治推進課》（第1項）	
<p>[取組状況]</p> <p>コミュニティへの助成のため、県及び一般社団法人自治総合センターと連携し、コミュニティ活動に必要な設備の整備等にかかる費用の一部を補助し、団体の活動の活性化に寄与しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>申請団体のコミュニティ活動に必要な経費を補助することで、当該団体の活性化に寄与しました。</p>
◇ 自治会活動の支援《市民自治推進課》（第1項）	
<p>[取組状況]</p> <p>自治会活動の支援については、地域におけるコミュニティ形成の基盤である自治会の維持・発展のため、自治会の運営に関する経費の補助等を実施しました。</p>	<p>[成果や効果等]</p> <p>自治会運営に要する費用の一部を補助することで、地域自治の推進に寄与しました。</p>
◇ 市民活動等災害補償制度の運用《市民自治推進課》（第1項）（第27条に掲載）	

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
<p>④ ①②③で「ある」と回答した理由</p> <p><取組を継続しない事項></p> <p>コミュニティに関する規定の見直しの検討《行政総務課・市民自治推進課》 平成30年4月に考え方を公表し、取組を終了しました。</p>	

3 評価

<p>条例の施行状況について</p> <p>条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。</p>
<p>条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて</p> <p>規定は自治の推進に適合したものであると評価します。</p>

第26条 協働

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 多様な主体との協働事業の推進《市民自治推進課・行政改革推進室》（第1項）

〔取組状況〕

市民活動団体等と市とが適切な役割分担の下、互いの自主性及び特性を尊重して事業を実施する協働に向けた環境整備を推進しました。

また、市民活動団体等と市との協働にとどまらず、市民活動団体相互や市民活動団体と企業など様々な形態の協働が展開されるよう、更なる情報提供を行うとともに、市民意識の醸成や連携力を向上させるための取組を行いました。

「公民連携推進のための基本的な考え方（改訂版）」に基づき実施した提案型民間活用制度については、令和元年度に制度の抜本的な見直しを行うため提案募集を停止しました。

〔成果や効果等〕

市民活動団体等のもつ柔軟性や専門性などの特性と市がもつ情報や組織を活用することにより、多様な市民ニーズへの対応や、複雑化する地域課題の解決に努めました。

◇ 市民活動等災害補償制度の運用《市民自治推進課》（第1項）（第27条に掲載）

◇ 協働推進事業の審査及び評価《市民自治推進課》（第1項）

〔取組状況〕

附属機関である市民活動推進委員会において、協働の推進に関する施策の検討を行うとともに、協働推進事業として実施する事業の審査及び評価を行いました。

〔成果や効果等〕

協働推進事業の審査及び評価を適正に行いました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降取組を <u>継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降取組名を <u>変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 ＜取組を継続しない事項＞ 協働推進事業の審査及び評価《市民自治推進課》 既存の協働推進事業を廃止し、市民活動団体等と市とのマッチングを充実させる新制度に転換することを検討しています。このため、令和2年度以降は市民活動推進委員会による協働推進事業の審査及び評価は行わない予定です。	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第27条 市民活動の推進

(市民活動の推進)

第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 市民活動団体の支援<市民自治推進課>

〔取組状況〕

市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行うとともに、茅ヶ崎市民活動サポートセンターと協力し、団体等への支援を行いました。

〔成果や効果等〕

市民が自主的に行う公益的な市民活動に対し、市民活動推進基金を原資とした財政的な支援を行い、公益の増進に取り組む市民の活動による地域力の向上を図ることができました。

◇ 市民活動サポートセンターの管理運営<市民自治推進課>

〔取組状況〕

毎月行う定期連絡会やモニタリングに加え、指定管理者である中間支援組織と適時連絡調整を行いながら、円滑な運営を行いました。

〔成果や効果等〕

市民活動サポートセンターの運営を通して、市民活動を推進しました。

◇ 市民活動推進補助事業の審査及び評価<市民自治推進課>

〔取組状況〕

附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業の審査を行いました。

〔成果や効果等〕

市民活動推進補助事業の審査を適正に行うことができました。

◇ 市民活動等災害補償制度の運用<市民自治推進課>

〔取組状況〕

市民により自発的に構成された市民活動団体等が行う地域社会福祉活動、青少年健全育成活動、社会教育活動、社会福祉・社会奉仕活動などの市民活動中に発生した傷害や損害賠償責任に対して補償等を行いました。

〔成果や効果等〕

市民活動等を推進するとともに、地域社会の振興に寄与しました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第28条 住民投票

第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 住民投票制度のあり方の検討《行政総務課》（第1項）

〔取組状況〕
前アクション・プランから引き続き検討してきた住民投票制度について、平成30年5月、この制度を取り巻く状況や本市におけるこれまでの検討を踏まえると、現段階において住民投票制度を「常設型」とすべきか「個別設置型」とすべきかの結論を出すことは困難であると考え、検討を中断しています。
なお、現段階において住民投票が必要な事案が発生した場合には「個別設置型」で対応します。

〔成果や効果等〕
これまでの調査・研究により、他自治体の状況を把握するとともに、住民投票制度についての考え方に一定の整理ができました。

◇ 住民投票制度の調査・研究《行政総務課》（第1項・第2項）

〔取組状況〕
他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、昨今の住民投票制度を取り巻く全国の状況について調査を行いました。
平成30年度に住民投票制度についての考え方に一定の整理ができましたが、他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、住民投票制度を取り巻く全国の状況について把握する必要があることから、引き続き情報を収集しました。

〔成果や効果等〕
他自治体の住民投票制度について情報収集し把握することができました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 ＜取組を継続しない事項＞ 住民投票制度のあり方の検討《行政総務課》 平成30年5月に公表した考え方のとおり、取組を中断しています。 検討再開については、今後の様々な状況を勘案しつつ、対応していくこととします。	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第29条 国等の連携協力

第29条 市は、共通する課題を解決し、又は市民により良い公共サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協力するよう努めなければならない。

2 市は、地域の課題の解決に国際社会の取組が密接な関係を有していることに鑑み、必要に応じて、国際社会との連携又は協力を推進するよう努めるものとする。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 国際交流に関する考え方の整理〈行政総務課・秘書広報課・男女共同参画課〉（第2項）

〔取組状況〕

第2項は、地域の課題解決のための有効な取組として国際社会との連携・協力について規定していますが、国際交流については、それ自体は地域の課題解決のための直接的な取組ではなく、国際社会との連携を効果的に推進するための基礎となるものであると整理しました。

〔成果や効果等〕

条文に規定した国際社会との連携協力と、国際交流との違いを確認にすることができました。

◇ 国・県の施策・制度予算に関する要望〈広域事業政策課〉（第1項）

〔取組状況〕

本市の意見を国及び県の翌年度予算編成等に反映させるため、「県の施策・制度・予算に関する要望」、「国の施策及び予算に関する提言」にて要望事項を提出しました。

〔成果や効果等〕

県市長会を通じた要望は、1市だけの声ではなく県内の市の総意という形で要望することになるため、より強く県及び国に対し働きかけができていますと考えます。

◇ 湘南広域都市行政協議会との連携〈広域事業政策課〉（第1項）

〔取組状況〕

湘南広域都市行政協議会では、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化・効率化を目指し、7つの専門部会を設置して、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を行いました。

〔成果や効果等〕

様々な分野の事業を実施してきたことで、少しずつではありますが、地域での課題の解消や住民サービスの向上に寄与しているとともに、地域の魅力発信ができていますと考えます。

◇ 県及び湘南地域との連携〈広域事業政策課〉（第1項）

〔取組状況〕

湘南地域首長懇談会にて、地域の話題等について県知事や湘南地域の首長と意見交換しました。

また、湘南地域の副市町長と副知事との意見交換会にて、地域活性化の取組等について意見交換しました。

〔成果や効果等〕

県内や近隣市の抱える課題等に関し、情報を収集することができました。

◇ 寒川町との連携〈広域事業政策課〉（第1項）

〔取組状況〕

茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議設置要綱の規定により、検討会議・作業部会・分科会を設置し、検討項目について調査研究を行いました。

また、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書に基づき、様々な分野で連携し、事務事業を実施しました。

〔成果や効果等〕

計画書第1期において連携体制が整った事業は、第2期の計画には位置付けていませんが、自立して継続実施しており、住民サービ

	スの向上に寄与していると考えます。
◇ 平塚市との連携《広域事業政策課》（第1項）	
[取組状況] 相模川左岸の環境整備（築堤整備促進、不法係留対策）、図書館の相互利用、広報紙相互掲載、合同職員研修会の実施、合同防災訓練の実施、湘南ひらつかテクノフェアへの市内企業出展を継続的に実施しました。	[成果や効果等] 図書館の相互利用や広報紙相互掲載などにより住民サービスの向上に寄与していると考えます。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を</u> 継続しない事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を</u> 変更する事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> 国際交流に関する考え方の整理《行政総務課・秘書広報課・男女協働参画課》 平成30年4月に考え方を公表し、取組を終了しました。	

3 検証結果

条例の施行状況について
条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。
条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて
規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

第30条 条例の検証等

第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置(措置を講じようとしないときは、その旨。以下同じ。)を公表し、市民の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置(前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置)及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。

5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講じない措置(措置を講じないときは、その旨)及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 自治基本条例の推進《行政総務課》（第1項）

〔取組状況〕

平成28年度の検証を踏まえ、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）」を策定し、取り組むべき事務事業の内容及びスケジュールを明らかにしました。
また、自治基本条例推進会議において、アクション・プランの進行管理を行うとともに、その内容を市ホームページや市政情報コーナーで公表し、議会への情報提供を行いました。

〔成果や効果等〕

自治基本条例の形骸化を防ぎ、茅ヶ崎市における自治を推進することができました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降新たに <u>取り組むべき事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する事項</u> はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由	

3 検証結果

条例の施行状況について

条例の趣旨ののっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価します。

条例の規定が自治の推進に適合したものであるかについて

規定は自治の推進に適合したものであると評価します。

新設規定

1 取組状況

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）のうち令和元年度までの〔取組状況〕及び取組の〔成果や効果等〕

◇ 「危機管理」規定の必要性に関する検討《行政総務課・防災対策課》

〔取組状況〕

自治基本条例に、市における危機管理体制の整備又は充実という趣旨の「危機管理」に関する規定を設けることの是非について検討しました。

自治基本条例の目的は、「地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進する」と定められています（第1条）。これは、地方自治の本旨である団体自治の確立と住民自治の拡充を図り、茅ヶ崎市における自治を推進することです（逐条解説）。

「危機管理」については、平成28年10月策定の「茅ヶ崎市危機管理指針」において、「危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民の生命・身体及び財産の安全、行政に対する信頼を確保すること」をその目的と定めています。

また、自治基本条例第18条に基づき策定される茅ヶ崎市総合計画においても、「安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち」や「将来都市像の実現に向けた行政経営」に危機事態・危機管理への対応を掲げ、取組を進めることとしています。

危機は様々な分野において存在し得ることから、総合計画に位置づけつつ、統一的な考え方となる茅ヶ崎市危機管理指針に基づき運用します。

このように自治基本条例の目的との関係性や、政策上の位置づけが整理されたことから、条例に危機管理の規定は設けないこととしました。

〔成果や効果等〕

「危機管理」について条例の目的及び政策上の位置づけを踏まえ、条例との関係性を整理することができました。

2 令和3年度から6年度までに講ずべき措置について

① 令和3年度以降 <u>新たに</u> 取り組むべき事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
② 令和3年度以降 <u>取組を継続しない</u> 事項はあるか。	<input checked="" type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input type="checkbox"/> ない
③ 令和3年度以降 <u>取組名を変更する</u> 事項はあるか。	<input type="checkbox"/> ある→④へ詳細記載 <input checked="" type="checkbox"/> ない
④ ①②③で「ある」と回答した理由 <取組を継続しない事項> 「危機管理」規定の必要性に関する検討《行政総務課・防災対策課》 平成31年4月に考え方を公表し、検証過程における学識経験者の意見を踏まえ、考え方を再整理しました。	

検証結果のまとめ

令和2年度の検証では、条例の定着と推進のための課題の抽出など「長期的な運用」を背景として、条例第30条の規定に基づき実施しました。

アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）では、年度毎の取組内容とスケジュール等を明らかにした取組13項目をすべて計画どおり進めることができたこと、庁内の部課かいにおいても個別事業において自治基本条例を踏まえた取組がなされていることから条例の趣旨にのっとり、おおむね制度等が適正に運用されていると評価しました。

また、各課かいが窓口などで対応した際にいただいた、市民の意見や要望、社会情勢の変化に伴う新たなニーズを踏まえ、課題や改善すべき点があるか確認を行い、条例の規定が自治の推進に適合したものであると評価しました。

平成22年度の条例制定から10年の間に、茅ヶ崎市における自治を推進するための取組の一環として、アクション・プラン（行動計画）を策定し、条例の趣旨にのっとり制度等の計画的な整備を進めてきました。

その成果として、「市民参加条例の制定」や「公文書等管理条例」など、アクション・プラン（平成22年度～平成24年度）、アクション・プラン（平成25年度～平成28年度）、アクション・プラン（平成29年度～令和2年度）に掲げた合計39項目がすべて完了となり、自治を推進するために必要な制度等の整備や改善にも一定の目途がたち、安定した運用が図られる時期に入りました。

アクション・プランが令和2年度で終了するにあたり、今後も自治の更なる推進には継続的な取組の実施が必要であることから、内部検証、市民の意見、学識経験者の意見等から見えてきた課題を明らかにし、条例に規定された事項を推進するための講ずる措置を検討することとしました。

自治基本条例は、自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みなどを定めています。

また、市の政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める総合計画の策定を第18条に規定し、第3項において、行政の各分野における政策を体型的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改訂されなければならないとしております。

自治の推進にあたっては、部課かいの個別事業においても分野ごとに自治基本条例の基本的事項を踏まえることをあらためて庁内で共有し、自治を推進してまいります。

資料編

【職員への周知啓発】

1 自治基本条例に関する各課かいの取組状況等について調査

まもなく10年になろうとしている中、これまでも条例に規定された事項を推進するため、職員研修や職場内研修の実施など、職員の認識を深めるための取組を進めてきています。

今後さらに条例に規定された事項を推進するため、各課かいにおいて実施している条例に関する取組状況を把握するため、各課かいに対し調査を実施しました。

1 日 時 令和2年1月6日～30日

2 対 象 関係課かい

3 方 法 調査表を配布し、各課かいに照会し、回答を得た。

調査実施に際しては所属内で条例について情報共有する機会を設けることとした。

4 目 的

(1) 条例に関する各課かいの取組を把握することにより、職員の認識を深めるための今後の方策（研修等）を検討するための基礎資料とします。

(2) 日常業務における条例に関する取組状況を確認することで、職員が条例との関係を再認識するための一助とします。

5 概 要

調査では、各課かいが、自治基本条例の基本理念に則り取組がなされるよう職場内で共有するとともに、職員の責務に対し職場内OJTに取り組んでいることが明らかになりました。

<各課かいから寄せられた具体的な対応例>

○窓口及び電話での対応で、相手の求めていることは何かを考えながら、分かりやすい説明に努めた。（第13条 説明責任）

○HPの単独ページで情報を公開するにとどまるのではなく、HPバナーの活用や関係団体へのチラシの配架など、情報により容易にアクセスしいもらえるよう努めた。（第14条 情報共有）

○業務上、個人情報を日々扱うため、適正に情報を管理するよう常に配慮している。（第15条 情報管理）

○計画の策定、事業の推進において、市民、事業者、関係団体等との意見交換等を開催した。（第16条 市民参加）

○苦情等への対応については、わかりやすい説明、職員間の情報共有を図り、すみやかに適切に対処し、業務改善を行うなど再度指摘を受けないよう意識し行動している。（第22条 苦情等への対応）

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
行政総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の知識能力向上のため、さまざまな研修に参加し資料を課内で共有した。(11条) ・基幹統計調査において、調査員が個人情報の管理を適正に行うよう説明会等にて指導した。また、調査の目的や内容を調査世帯等に周知し調査協力を得るよう努めた(13条15条) ・公開請求、開示請求を受けた際、期限内に通知できるよう文書保有課と連携をとり速やかに遂行した。(13条14条) ・個人情報の取扱いについて明確にした個人情報取扱事務登録簿の見直しを行った。(15条) ・新採用研修において、自治基本条例研修の中で職員通報制度について説明した。また、外部通報窓口の開設日を毎月各課かいに周知している。(24条) ・自治基本条例を所管する課として職員研修の実施や条例に関する取組状況の照会を行い、周知啓発に努めた。
職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の責務、職員の責務として、職員の育成、採用等、市民からの意見を受けて取り組みの検討を行った。 ・窓口対応で市民・事業者等への分かりやすい説明に努め、また苦情等に適切に対応することで、市民との情報共有や、市民との信頼関係を構築するよう努めている。 ・業務遂行にあたり、常に市民に対する説明責任が伴うことを意識して業務を行っている。 ・職員がその職務の遂行のために必要な知識を習得し、及び能力を向上させる風土をつくるため、自主研究グループの募集等を実施している。
市民自治推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民」と言う言葉を用いる際には、常に自治基本条例を意識している。 ・パブリックコメントの相談を受ける際に、自治基本条例第 16 条の市民参加及び市民参加条例を意識し対応している。 ・自治基本条例と市民参加条例の職員研修を開催する際に、両条例の必要性を伝えることを意識した。 ・業務において市民と話す際には、第 12 条に掲げる 3 原則が前提となっていることを意識している。
文書法務課	<ul style="list-style-type: none"> ・市に生じた課題に対し、適切な法令解釈と運用を心掛けている。 ・市政に関する情報である行政文書の作成、保存及び管理を適切に行うよう各課に指導している。 ・施策を推進していく過程における市民参加を意識している。
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口及び電話での対応で、相手の求めていることは何かを考えながら、分かりやすい説明に努めた。 ・分かり易く説明できるよう、専門用語を言い換えて対応した。 ・職務遂行のために必要な知識習得に自ら努めた。 ・届出や証明書の請求に来庁した市民に対して、市民課だけでなく、他課とも互いに連携・協力して迅速に事務処理をした。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
小出支所	<p>小出支所は取扱業務が多岐にわたるが、正確な情報を市民に提供するため、所管課との連携を密にとり業務を進めている。</p> <p>支所を利用する市民への各種証明書の発行、各種届出の手続き等の職務を公平かつ誠実に対応している。</p> <p>「職員の責務」においては、市民に提供するサービス向上を目的とし、職員の知識の習得や能力の向上のため、職員個人個人講義する時間をもち、知識の共有に努めている。</p> <p>市民の方からパブリックコメントへの意見を伺ったときに、市民の市への関心を意識した。</p> <p>11条、13条は常に意識し、窓口サービスの質の向上と公正な対応を心がけている。</p> <p>主管業務の中で特にウエイトの高い窓口業務については、戸籍法や住民基本台帳法等の規定に基づく正確な対応に留意している。</p>
企画経営課	<ul style="list-style-type: none"> ・政策実現における市民参加。 ・決定事項の事後報告だけでなく、議論の経過や課題の共有等を意識。 ・計画策定における市民参加の機会の確保と、検討過程の情報共有。
行政改革推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会資料の作成にあたり、わかりやすい資料作成に努めた。
秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・文書等を作成する際に、広く市民に公開されるものと考え、分かりやすく正確に作成することを心掛けた。 ・市民の関心のある情報は公開請求を待つことなく積極的な公表に努めた。
広域事業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応や窓口対応の際に、わかりやすく丁寧な説明を心掛けた。 ・市政に関する情報を市民にわかりやすく提供できるよう努めている。 ・市ホームページに事業報告書を掲載して、広く情報提供した。 ・茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書(第2期)の策定に向け、パブコメを実施した。 ・(仮称)河童徳利ひろば事業を進めるにあたり、地元との意見交換会を実施した。 ・様々な事業について、広域連携の可能性がないか意識して取り組んでいる。
情報推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策基準に基づく研修等の実施をした。 ・市民対応の際に専門的な文言を使わないようにして分かりやすい説明を心がけた。 ・必要な情報は市ホームページに掲載するようにしている。 ・ホームページのわかりやすさを常に心がけている。 ・市民対応として窓口、電話でのお問合せ時に、市民の方の課題解決につなげられるよう、丁寧な対応を心がけた。
施設再編整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・物事を判断する際に、常に市民に説明できるように準備していること。 ・職員の責務は常に意識している ・窓口、電話、意見交換会、説明会での市民対応時
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい財政状況の公表として、経年的な傾向を分析した章を設定し、市民の皆さまに対し、さらに分かりやすいものになるよう努めました。また、予算編成においては、計画的な財政運営を図るため、財政推計や外部評価及び業務棚卸評価の結果を踏まえて業務を行いました。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
用地管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者への説明の為、必要な知識を習得し、誠実に対応している。 ・地権者よりいただいた質問に対して分かりやすく丁寧に説明するよう心掛けている。 ・市で管理している施設の使用申請があった際は、使用上の注意等を詳細に説明している。 ・電話にて市有地の除草依頼を受けた際に場所や状況を伺い、一旦お預かりし、当該地を所管している部署を調べたうえで依頼者へ連絡するよう引継ぎを行っている。 ・他課宛の電話でも状況に応じて、一度受けたうえで担当課より折り返す対応をした。
契約検査課	<ul style="list-style-type: none"> ・課の業務に関する知識を習得するため、積極的に研修等を受講するとともに、当市の契約制度を見直すため近隣市の状況等について情報収集に努めた。 ・業務遂行にあたり、法令等を遵守するとともに、市民への説明責任及び情報提供を意識している。 ・市内業者(市民)を意識した発注方法等の検討、採用を行っている。
収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・より高い市民サービスを提供するために、研修の受講や定期的な勉強会を開くなど、知識の習得の機会を持ち事務能力の向上を図った。 ・市民からの問い合わせには、個人情報などの法令を遵守しつつ、説明責任を意識し丁寧に分かりやすく対応できるようにした。 ・税務情報を取り扱う部署に所属していることを特に意識し、個人情報の取り扱いについて細心の注意で事務にあたる一方、担当内にも日頃の事務・ミーティング等で注意喚起を行った。 ・日頃行う通常業務について、第11条の職員の責務を常に意識しながら業務を行っている。 ・公正かつ誠実な業務遂行のため、業務についての知識習得に努めた。 <p>また、個人情報を取り扱っている事を常に意識している。・常に市民の目線で考えることを意識し、説明や行動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税相談をするにあたり、丁寧にわかりやすく説明することに努めた。 ・また、個人情報に細心の注意を払い相談することに努めた。 ・市民に対し納税相談をする際、相手の立場から理解しやすい言葉を選ぶように心がけた。 ・個人情報の取り扱いについて細心の注意を払いながら、窓口・電話等の業務に取り組んだ。 ・市民の問い合わせに対し、専門用語をなるべく使わずに分かりやすい言葉で説明するように心がけた。 ・納税相談や市民の方とお話しする際は、なるべく分かりやすい言葉を選び、理解しやすい筋道を立て話すことを意識した。 ・市民の方から業務に関する質問を受けた際に、図を用いて分かりやすい説明を行った。また、課内の研究会にて職員間で互いの経験を共有し業務に必要となる知識を習得した。 ・窓口や電話対応を行う際に、知識がない方でも理解できるよう専門用語を使用せず、わかりやすい説明を行うように努めた。
市民税課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民全体のために働くという意識を持って、税知識の習得に努めています。窓口や電話による問い合わせなどに誠実に正確な回答をするとともに、税知識だけでは説明できない他課での知識が必要な場合は、速やかに他課との連携を行い案内することで、市民の方に正確な情報を伝えることができるよう心がけています。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
資産税課	<ul style="list-style-type: none"> 課税及び証明書発行等に関する窓口業務において、各々が自治基本条例を念頭に対応した。
防災対策課	<ul style="list-style-type: none"> 市民まなび講座等、市民への説明にあたっては、情報を分かりやすく伝えるようにしている。
安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> 多様な問い合わせに対して、丁寧かつ迅速に適切な回答をするよう心がけている。また、情報が偏ることのないよう常に平等な回答を意識している。
市民相談課	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加の手法のひとつである「わたしの提案」制度は、どなたでも気軽に市政に対する建設的な御意見や御提案いただける制度であり、提出された陳情・要望などさまざまな御意見等に対して、回答をご希望される方には速やかに回答できるよう関係各課との調整を行っている。 相談に際し、専門用語には解説を加え、わかりやすく、ご理解をいただけるよう努めている。 第22条(苦情等への対応)に基づき苦情等対応制度事業を行っており、毎四半期ごとに各課かいに寄せられる苦情等を取りまとめ、報告書を作成・公表しています。 日常業務の中で市政に関する苦情等を受けることが多いため、第13条(説明責任)を意識して速やかな応答に努めている。 講座でのアンケート調査及び結果の公表を行っている。 第11条(職員の責務)において、市政に関する事務に携わる職員の責務が規定されている。職員として職務を遂行するに当たって基本となる内容であるが、まずはこの「基本的なこと」を意識している。以前、実務での窓口対応時において「もっとわかりやすく説明してほしい」、「専門用語はわかりづらい」といった指摘を受けたことがあったため、職務遂行及び市民対応のための必要な知識を習得するとともに、自分が何を話したか、ではなく、聞き手に何が伝わったか、を意識して取り組んでいる。 相談業務を行う中で、正確かつ的確なアドバイスを相談者(市民)に伝えるよう意識している。その際、不要な情報は伝えない、個人情報の取り扱いには気をつけている。(関連:自治基本条例第15条) ポスターコンテスト等、より多くの市民の皆様に参加していただけるよう、通知や学校訪問等を行なった。
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 窓口等での問合せについて、市民に分かりやすく説明することを心掛けた。
農業水産課	<ul style="list-style-type: none"> 市の職員として公正に職務を遂行できるよう意識しつつ、農業者、漁業者等との信頼関係の構築に努めた。
雇用労働課	<ul style="list-style-type: none"> 既存の事業以外にも市民や市内企業にとって必要と思われる情報については、問い合わせに対応できるよう知識の習得に努めるとともに、特に重要と思われる情報についてはホームページ等で周知を行った。 市民のニーズを的確に把握できるよう課内での情報共有に努め、ニーズに合った事業の実施を心掛けた。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
拠点整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で市民や業者の方に分かりやすさを意識した説明を心掛けた。 ・市民の関心が高い情報についてホームページに掲載し、情報共有に努めた。 ・職員の責務を意識して業務にあたっている。 ・市民に対して早い段階での情報提供を心掛けている。 ・職務の遂行に必要な知識の習得と能力の向上に努めた。
文化生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市公文書等管理条例の考え方(案)について、市民を対象とした説明会を開催した(第13条説明責任)。
スポーツ推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等へ説明する際は、丁寧かつ迅速に適切な説明をするよう心がけた。 ・広報紙やホームページを通じて、事業の周知・説明を行った。
男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を行う中で市民から苦情やご意見をいただくことが少なくない。その際、職員としてわかりやすい説明をするとともに、苦情については、職員間の情報共有を図り、すみやかに適切に対処し、業務改善を行うなど再度指摘を受けないよう常に第11条(職員の責務)や第22条(苦情への対処)を意識し行動している。・第5章市政運営 第2節 市政運営に関する諸制度 第14条 情報共有を意識して情報発信を行っている。・第6章市民の公益活動を意識し、問②の回答に後述の市民団体の活動をサポートしている。
福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口や電話対応において、分かりやすい説明を心がけ、説明責任を意識した対応を行った。 ・情報共有に関し、地域福祉計画推進委員会、民生委員推薦会などの会議録等を市ホームページや市政情報コーナーにおいて公開している。 ・福祉会館解体及び跡地処分について、地域住民へ情報提供やご意見を伺った。 ・平成31年度の民生委員・児童委員(主任児童委員)の一斉改選に係る個別説明を関係者の要望に応じて開催し、一斉改選の概要等について説明を行った。
保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、十分な説明をつくすように努めています。・業務上、個人情報日々扱うため、適正に情報を管理するよう常に配慮している。
生活支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口や電話対応において、市民に分かりやすく説明するよう心掛けた。
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で市民に分かりやすい説明を心がける。 ・耳や口が不自由な方にも手話や筆談を使って意思疎通を図っている。
高齢福祉介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口や電話などでの問合せ・相談場面では、専門用語や行政用語の使用を控え、相談者目線で丁寧に対応することを心掛けた。 ・制度に対する不満や苦情に対しては、相手に共感できる部分も示しながら、意見を傾聴し、制度が必要な理由及び負担を求める根拠を一つ一つ時間をかけて説明することを心掛けた。 ・所管する事業、事務について、市民の皆さまが日頃、耳にすることのない用語が多く扱われることから、より分かりやすく、なじみのある言葉での説明を心掛けました。(訪問介護→ヘルパーさん・お手伝いさんなど) ・職員は、市政について説明責任があることを意識して、説明をするように心がけている。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口や電話での市民への対応で、分かりやすく伝えることを心がけている。 ・庁内会議において、条例を意識した議論を意識している。 ・議会における、行政や市民の役割分担を意識した答弁・答弁書の作成を意識している。
こども育成相談課	<p>子育てに対する不安や悩み、子どもの発達障がい等の問題が複雑・多様化する中で、支援者の一人として適切な相談対応ができるよう、各機関で実施されている研修等を積極的に受け、職務の遂行に必要な知識の習得と技術の向上に努めている。</p>
保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口や電話対応で相手の立場に立った分かりやすい説明を心がけた。 ・個人情報の取扱いに気をつけた(メモであってもシュレッターにかけた)。
小和田保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に向けたイベント、講座、情報を発信した。 ・連絡ノートや配布物等については、伝わりやすく記載している。 ・ふれあい広場、体験保育、のびのび広場を実施している。 ・他園、小学校、支援センターなど各関係機関と連携し、業務に取り組んでいる。 ・保護者からの相談を受け、アドバイスを行っている。 ・個人情報の取扱いについて、再確認を行った。
鶴が台保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方に対して、保育園の様子をホームページで発信したり、公民館と一緒にイベントを実施した。 ・保護者からの質問に対して丁寧にわかりやすく説明するように心がけている。 ・サービスの質の向上のため、専門知識を深めるため研修に参加している。
香川保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・条例など必要な知識をまず管理者が得て理解する事が大切であると思います。 また、パソコンが一人一台配置されていないので職員への理解周知をするように努めています。 ・災害時に自治会の方に保育園を避難所に使ってもらう確約書があり年一回確認をしています。
室田保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や入園希望の方、そして地域の方(小学校を含む)から保育園の運営等に関する質問があり、詳しく説明をしている。 ・保育園の大きな行事の後にアンケートを行っており、その趣旨を知らせ回収後に結果と対応について知らせている。 ・子育てサークルに参加し親子で楽しい時間を過ごせるように援助している。
浜見平保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料無償化、給食費徴収についての説明会と個別説明。 ・行事ごとにアンケートを行い利用者の意見を聞き、業務に反映。
浜須賀保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放、サロン浜須賀、赤ちゃんサポートなど地域の取り組みに参加するとともに、のびのび広場など遊びの提供を行っている。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会委員の改選に伴い、自治基本条例について説明を行った。 ・市民にとってわかりやすいチラシやホームページの作成をこころがけている。 ・市民団体のニーズの把握に努め、市民活動の支援、市民との協働に取り組んでいる。 ・計画の改定にあたっては、総合計画との整合性、行政評価を念頭においた検討を行っている。
環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱等で記載のある「市民」の定義が曖昧になったときに自治基本条例を意識する。 ・公害等に関する各種苦情対応にあつては、相互の主張を適切に捉え、法令等の根拠を踏まえ説明し、応答することを心掛けた。
資源循環課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に大きな影響を及ぼすため、常に市民の存在を意識し、意見交換会の実施等、市民参加の環境整備に努めた。 ・課の業務に関する知識を深めるため、積極的に研修等を受講するとともに、近隣のごみ処理状況や市場の状況などについて情報収集に努めた。 ・市民の関心が高い情報について、ホームページの掲載やごみ通信の発行など情報発信に努めた。 ・「職員の責務」を意識して業務にあたっている。
環境事業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・第13条説明責任に基づき、資源循環課と共に茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針(素案)について、希望する自治会すべてを対象として説明会を実施した。 ・地域のごみの問題を解決するために、各自治会の環境指導員と「情報共有」を行いながら、「市民との協働」について十分意識して行動し、日々の業務にあたっている。
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応の際、市民が納得するまで丁寧な説明を行うよう心掛けている。 ・わかりやすいホームページの作成に心掛けている。
都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・行政のみで行う事が難しい業務においては、事前に関係団体等へ相談を行っている。 ・必要に応じて政策内容を市民に分かりやすい表現で、広く情報提供を行っている。
景観みどり課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開のため、茅ヶ崎市ホームページ内景観みどり課ページ、Facebook の充実にも努めている。
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談や問い合わせの際には、どのような事を求められているかを意識し、専門用語を使わずに分かりやすい言葉で説明するよう心がけた。 ・総合計画策定会議に参加した際、自治基本条例第18条を意識して会議に参加した。
開発審査課	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等の対応において、市民の方に説明をする際は、できるだけ分かりやすく説明し、丁寧に対応するよう心掛けた。 また条例第11条(職員の責務)第2項について、開発に係る専門的な知識等を得るため、外部の研修や近隣市との協議会に参加するなど、職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めている。
建設総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路認定廃止について議会に提案する際、映像資料を用いるなど分かり易い説明を行った。 ・境界確定案の提示の際、説明の要求の有無にかかわらず、積極的かつ分かり易い説明を行い信頼向上に努めた。 ・説明会を開催し、官民双方の意思疎通に努めた。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務や電話対応にする行う際には、第 13 条に掲げられている説明責任を意識し、来庁者にわかるよう話すよう努めている。また、市民から要望を受けることも多いため、速やかに対応、回答するように努めている。
道路建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を改訂する際、市民参加のあり方について検討した。 ・わたしの提案やホームページ等にて、道路事業に関する問合せがあった際に、条例第 13 条(説明責任)や第 14 条(情報共有)、第 16 条(市民参加)を意識し、対応を行っている。 ・道路事業に関する問合せの際に、条例第 13 条(説明責任)や第 14 条(情報共有)、第 16 条(市民参加)を意識し、対応を行っている。 ・条例第 11 条 2 項を意識し、業務で分からないことは積極的に調べている。 ・市民に分かりやすい市政運営を目指す上で説明責任や応答責任がある。窓口や現場などで聞かれることに対して分かりやすく説明できるように意識し、その場で答えられない場合は確認して回答するようにしている。
公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市外の住民よりグリーンバンク制度について問い合わせがあり、要綱で対象が「市民」と規定されているため、対象外であると考えたが、自治基本条例上の市民を確認し、適切に対応を行うことができた。
建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・第11条「職員の責務」について、他部署と互いに連携を図り、協力するよう心がけている。 ・市営住宅入居者の家賃滞納指導等に関し、世帯によっては家庭児童相談所など他部署も関係していることがある場合は、情報共有を図ったり、一緒に訪問したりしている。
下水道河川 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で市民や業者の方に分かりやすい説明を心掛けた。 ・条例第 11 条 2 項を意識し、業務で分からないことはそのままにせず必ず調べるようにしている。また、市町村研修センターなどの無償かつ有意義な研修で能力向上に努めている。 ・条例第 22 条を意識し、企業会計で採用している複式簿記に基づき、財務諸表を作成している。 ・決算の公表はグラフ等を用いて説明をしている。
下水道河川 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する情報提供の機会を積極的に持つ(例:ホームページによる情報発信など)ように努めることで、下水道事業の内容を可能な限り分かりやすい形で市民に理解してもらえるよう努めている。 ・下水道や河川の工事執行において要望や苦情を受けた際は、きめ細かく対応するとともに、事例を共有化し活かしていくよう努めている。 ・職員の責務を理解し、必要な知識の習得に努めるとともに、市民と対等な立場で事業を執行していくことができるよう、対話の機会を持つよう努めている。 ・案件があると自治基本条例逐条解説を確認・参考にしながら対応している。 ・自治基本条例における職員の責務、説明責任、情報共有等を認識し、職務の遂行に努めている。 ・職務遂行にあたっては、課員が連携を図りながら協力している。 ・年に1回程度、課内会議や朝礼の機会を利用して自治基本条例の理念を確認し、若手職員などの自治基本条例に対する認識を深めるよう努めている。 ・公共下水道・河川整備に係る計画への説明が求められる場面で、専門的な内容をなるべく一般的で平易な表現で伝えるようにしている。 ・地域に出向いての説明機会を求められれば、対応する用意(心構え)をしている。 ・市民全体のために働くものとして、公正かつ誠実に職務を遂行している。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
下水道河川管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の責務、説明責任について市民から問われたことがある。 ・市民からの問い合わせ等について、素早く対応するよう心掛けている。 ・自治体を取り巻く環境の変化に対応するため「新しい公共」と「行政経営の展開」という2つの市政基軸による行政運営を担う人材育成基本方針に基づく各種研修に職員を極力参加させている。
保健企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の計画を立案するにあたり、市民参加や情報共有の観点を意識し、スケジュール立てしている。また、業務の遂行にあたっては、財政運営や行政評価の観点から、運用手法や次年度以降の改善を検討している。
地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・第11条(職員の責務)を果たすため、課内会議等で問題の共有化や事例の研究の場として活用している。 ・各事業や各種手続きについて、わかりやすい説明に努めている。 ・情報提供に関して、ホームページ・広報紙での最新の情報提供を心掛けている。 ・電話での問い合わせ対応等についても、市民にわかりやすい説明を心掛けている。
衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談や苦情の申し出があったときに、自治基本条例第13条(説明責任)、14条(情報共有)を意識し、衛生課の業務(環境・食品関係)に関する事項について説明した。
保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・第11条に関して、地域のメンタルヘルスに関する相談に柔軟に対応するため、専門的知識の習得と能力向上を日々意識している。 ・市民全体のために働くものとして、一市民の意見を聞きながらも、他市民のことを考慮し、公正な対応を心がけた。(窓口・電話にて) ・日々の相談において、当課だけで対応できないもの、窓口が当課でないものがよくある。このような相談に対して、相談者の期待する対応ができるよう、他課の事業がわからないといけないと思っている。(第11条の意識)
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗管理・改訂に向けて、市民の声を反映させることを意識した。 ・予防接種の履歴など、個人情報の取扱や保管についての業務を行う際に意識している。 ・検診業務について、多くの人に知ってもらうために広報している。 ・切れ目ない子育て支援について考える機会が多くあり、予算の都合上、理想通りにいかないことも多いが、健やかに生活するための利益となることは何かを念頭において、検討している。 ・前年度に市民から頂いた意見を検診の案内等に反映させるよう努めている。 ・職務を行ううえで必要な知識に関する本を購入し、修得するよう努めている。 ・検診・窓口・電話対応で公平かつ平等に対応するよう努めた。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
市立病院 病院総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・経営計画策定時、パブリックコメントを実施した。 ・「利用者の声」を常設し、声に対する回答を公開している。 ・基本理念評価の外部評価結果への対応方針を決定する際、説明責任・情報共有・市民参加の方法をどのように盛り込みながら取組を進めていくべきかを念頭に検討した。 ・自治基本条例を意識することは勿論、医療機関としてわかりやすい説明を心がけている。 ・市民への情報共有を積極的に行う意識を持ち、病院運営に取り組んでいる。 ・市民に対する説明責任や苦情等への対応を意識し業務にあたるよう心がけている。 ・情報の管理等(第15条)にかかる取組として、ホームページ等を最新の情報に更新している。 ・市立病院の経営状況について、来院及び電話などで問い合わせがあった際、「説明責任」や「情報共有」を念頭に、市民目線に立った丁寧な説明に努めている。 ・情報公開を求められた際には、第5条「市民の知る権利及び責務における情報を知る権利」を意識しながら対応している。 ・事業者選定等の契約事務は透明性が求められるため、常に意識して事務を執行している。
医事課	<ul style="list-style-type: none"> ・異動してきた職員が困らないように各マニュアルを作成したり、役割分担を変更したりしてお互いに協力している。 ・市の保険年金課や生活支援課と連携し、公的制度の説明を行うなど、患者さんにメリットのある情報を提供できるようにしている。 ・業務上必要な知識を身につけるために研修会や勉強会に参加している。
経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院の経営改善を行うため、「茅ヶ崎市立病院の経営改革について(茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップ)」を策定し、経営改善に向けた取り組みを行った。 ・今年度、新設された組織のため、研修等に参加するなど、職務遂行に必要な知識の習得に努めた。
消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ及びデジタルサイネージなど多様な媒体を活用し、消防行政に関する情報について、市民が容易に取得できかつ伝わりやすくなるよう意識してきた。
予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防啓発等について、市民に積極的に情報発信するなど情報共有を図りながら業務を行っています。また、市民に対して一方的に火災予防についての内容を伝えるのではなく、市民から消防側に伝えたい内容を聴き取りながら分かりやすく対応した。
指令情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様化する119番通報に適切に対応するため、職場研修や訓練等を積極的に実施することで、職務の遂行に必要な知識・技術を習得し、職員の能力向上に努めている。職員がお互いに連携・協力して職務に当たることで、年間約17,000件ある様々な119番通報に的確かつ迅速に対応し、市民サービスの向上を図っている。(自治基本条例第11条)

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
警防救命課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との容易な情報共有ツールであるホームページについて見直しや整理を日常的に実施した。 ・自治会主体の消防訓練において、地域住民の自主性を尊重する一方で、市の説明責任や分かりやすい情報共有を考慮し実施した。
消防指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での対応において、市民や民間業者に分かりやすい説明を心掛け、り災証明書発行時等は、迅速な対応と適切な情報提供に努めている。 ・市民が安心して暮らすことができることを目的として、地域や市民団体等により、自発的に開催される救命講習会において、積極的に指導や開催の促進をしている。また、講習会の講師として、市内在住・在勤のボランティア指導者の協力を得ることにより、市民が市民を教えるという姿勢をとっている。
警備第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が消防に対し119番通報をする時は、市民の生命・身体及び財産が危機的な状況に置かれていることを踏まえ、消防の目的である「被害の軽減」に着目し、あらゆる災害や救急事案への対応を想定した各種訓練と研修を実施し、業務にあたっている。 ・災害現場において、関係者に対し丁寧な接遇を心掛け市民サービスの向上に努めている。
警備第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が求める消防行政サービスを市民の立場になって考察し、質の高いサービスの提供を意識して研修や各種訓練、災害対応等の業務にあたっている。 ・来庁者に対し、分かりやすく丁寧に説明を心掛けている。 ・救急現場等で傷病者や家族に対しての接遇を心掛けています。 ・災害出動等で知りえた個人情報などの漏えいをしないよう報告書等、現場のメモに至るまで管理を行っている。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・伝票審査時、茅ヶ崎市情報公開条例を意識し、個人情報の漏洩防止に留意している。 ・金融機関向けに発行する「収納事務の手引」を作成する際、自治基本条例の13条「説明責任」を意識して、本市の収納事務における根拠や関連する法令は何かを確かめながら作成している。 ・日頃より第18条「総合計画等」にあるとおり、業務計画の政策目標の公金の管理、出納、審査事務を適正に行っている。
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の知識能力向上のため、様々な研修に参加し資料を課内で共有した。(11条) ・課内職員が互いに連携を図るため、スケジューラー及び朝・夕礼を活用し情報共有に努めた。(11条) ・各自が自治基本条例の逐条解釈を引き出しに常備し、必要に応じて確認できるようにしている。(11条) ・会計年度任用職員の募集に際して、制度改正の内容等について、きめ細かい説明を行うように努めた。(13条)

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・工事等を実施する場合は、児童生徒の安全とともに市民活動の立場に配慮した設計を心がけている。 ・市民に開かれた行政を意識して、学校近隣の住民に配慮し、住民の声にも傾聴し、仕事に取り組んでいる。 ・学校施設の改修の際に、児童・生徒や学校職員の要望はもとより学校開放団体や様々な活動で学校を利用している方の意見も考慮して、改修するようにしている。 ・苦情を受けた場合、速やかに現地確認をし、応急対応を含めて早期に対応している。 ・仕事を進める場合、迅速且つ的確に対応し、自ら課題を見つけ、実践するように努めている。
学務課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する窓口業務や電話対応においては、わかりやすい表現を使用するように心がけている。また、説明責任を常に意識して業務を行っている。・個人情報をはじめとする、所有情報の適正な管理を意識している。
教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局職員への研修及び教育基本計画の進行管理における行政評価を実施するにあたり、自治基本条例の規定と齟齬が生じないよう事務を進めている。 窓口や電話で市民に分かりやすい説明を心がけている。 わかりやすいホームページやチラシの作成を心がけている。
学校教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する説明責任(わかりやすい説明)の観点から、朝礼の場だけに限らず、平素から課内における密接な情報共有を実施。 ・業務上寄せられる様々な苦情等に対する状況の確認と適切な措置。
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民対応において何を知りたいのか聞きとる努力やわかりやすい説明を意識している。
青少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育嘱託員を含むすべての職員が、日頃より自身の担当する講座等について互いに連携を図り、知識の習得及び能力の向上に努めている。(青少年会館) ・すべての業務において、説明責任を果たせるよう意識して業務にあたっている。(青少年課) ・行政側の都合だけで業務を実施するのではなく、市民の目線からも業務を顧みる必要があることを常に意識している。 ・すべての職員が、日頃より自分の担当する職務について互いに連携を図り、知識の習得及び向上に努めている。 ・日頃、自治基本条例の目的である「地方自治の本旨にのっとり自治を推進すること」を心がけている。 ・「市民」「協働」「地域」をキーワードに業務にあたっている。 ・事業のプログラムを組むにあたり、関係団体と話し合いをしながら、実情・ニーズに応じた内容にできた。 ・市民の方から日々問い合わせがある中で、スムーズかつ分かりやすい説明・対応ができるよう、事業の知識 習得に努めている。
体験学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの苦情対応における業務改善やコミュニティ活動への場の提供などを公平性を持って取り組んでいる。また、最小の経費で最大の効果を生むことを意識し、業務に取り組んでいる。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題などの解決に向けた事業実施 ・審議会(茅ヶ崎市立図書館協議会)の公開及び会議録の関係 ・審議会委員の市民委員の選任 ・関連団体や図書館ボランティアとの事業連携
小和田公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会会議の運営や主催事業の情報提供等において、自治基本条例を意識し逐条解説を確認しながら進めている。
鶴嶺公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報提供の観点から、公民館における主催事業の周知を、市全域への周知とする広報紙やホームページ等の広報媒体を積極的に利用し、さらに地域限定とはなるが、講座情報紙『情報つるみね』などを発行し、地域の自治会に配布し、子ども限定の事業については、地域の各小学校の児童に個別に行き渡るよう情報共有に努めた。
松林公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館における主催事業の周知において、広報紙やホームページ等の既存広報媒体に加え、講座情報紙を毎月発行し、自治会や小学校に配布することで、市民との情報共有に努めた。
南湖公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館利用者と築いてきた信頼関係を更に深めるため、定例的に開催する利用者懇談会で公民館(市政)の現状や課題をわかりやすく丁寧に説明し、利用者からの質問があるときには速やかに応答した。
香川公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・来館及び電話等における市民への対応については、行政職員及び社会教育嘱託員全員が常にわかりやすい説明をするよう心がけている。また、公民館事業については、あらゆる媒体を駆使し幅広く周知するようにしている。
教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期から思春期へと連なる子どもの成長発達や家庭教育に関する基礎研究を土台にした地域における子育て支援の一環として、「子育て・子育て出前講座」を小学校区青少年育成推進協議会(以下推進協という)と共催しており、当該推進協が日ごろから感じている地域のニーズに応えるために、講座の開催に関わることについて、両者が協議をしながら運営を進めている。 ・「幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業」および『『子どもの教育』講座・講演事業』に関わる事業の周知方法としては、市広報紙、HP、公共施設、市内商業施設、各保幼小中学校へのチラシ配布、各講座等でのチラシ配付を行っている。 ・共催事業の講座については小学校区青少年育成推進協議会(以下「推進協」という。)にご協力いただき、地域の回覧での周知を行っている。また、講座開催時には、口コミでの拡散とリピーターの増加をねらい、次期開催講座のチラシを配布している。

課かい名	自治基本条例に規定された事項を推進のための各課かいの取組(一部抜粋)
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・説明責任を果たすことができるように、制度などについてしっかり理解するように努めている。 ・情報共有及び相談体制等も意識しながら、市民に分かりやすく伝えるようにしている。 ・ホームページや Facebook に積極的に情報公開する視点を持った。 ・議員の質問通告書の内容を市民から見てわかりやすいものとなるようサポートした。 ・条例の 13 条、14 条及び 16 条を含め、条例第 8 条に規定されている開かれた議会を目指すため、議会運営委員会や広報広聴委員会で議会改革に関する協議を行っている。 ・表現を工夫し、行政用語ばかりにならない形で情報を発信している。
選挙管理 委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報紙で市民に対し、わかりやすい情報提供に努めた。 ・的確な情報管理に努めている。 ・説明責任の観点から法令等の根拠を示して、説明や資料提供をしている。
監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第11条の規定を踏まえ、職員の責務としてこの条例を遵守し、公正かつ誠実に、また、相互に連携、協力して問題解決に当たらなければならないことを常に意識するようにしている。また、職務に必要な知識の習得及び能力の向上のため積極的に各種研修に参加している。 第23条の規定の趣旨を理解し、公正で効率的な行政運営の視点に立った監査、わかりやすい監査結果の公表に努めている。
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に分かりやすい市政運営を目指すことを踏まえ、特に情報提供については、適切な方法で積極的に行うよう努めている。

【職員研修の実施状況】

自治基本条例が施行された平成22年度から新採用職員を対象とした職員研修に自治基本条例の研修を加え、地方自治法や地方公務員法、市民参加、情報公開、協働、総合計画、財政などこれまで組み込まれていた研修と体系的に理解できるよう努めています。

また、有識者による職員研修会は、毎年、本市や他の自治体で自治基本条例の策定にかかわった経験のある学識経験者をお招きして、地方分権の流れや自治基本条例の意義などについてご講義をいただいています。

年度	回数	参加者数	日時・内容・講師等
28	2回	64人	日 時：平成28年8月30日及び31日 テーマ：自分のことば” で市民に『私の仕事と自治基本条例の関係』を語れる職員になろう！ 対 象：中堅職員（主査・副主査級） 講 師：住民参加・協働支援コンサルタント ワークショップファシリテーター 今井 邦人 氏
		47人	日 時：平成29年1月11日 テーマ：自治基本条例のさらなる推進のために（市民参加条例を学ぶ） 対 象：監督職員（課長補佐・担当主査級） 講 師：相模女子大学教授 松下 啓一 氏
29	2回	65人	日 時：平成29年11月28日 テーマ：自治基本条例を考える 対 象：中堅職員（主査・副主査級） 講 師：関東学院大学准教授 牧瀬 稔 氏
		70人	日 時：平成30年2月13日 テーマ：市民参加の充実による自治の推進を目指して 対 象：監督職員（課長補佐・担当主査級） 講 師：相模女子大学教授 松下 啓一 氏
30	2回	67人	日 時：平成30年11月20日 テーマ：自治基本条例を考える 対 象：中堅職員（主査・副主査級） 講 師：関東学院大学准教授 牧瀬 稔 氏
		70人	日 時：平成31年2月4日 テーマ：市民参加の充実による自治の推進を目指して（市民自治推進課と共催） 対 象：監督職員（課長補佐・担当主査級） 講 師：相模女子大学夢をかなえるセンター 松下 啓一 氏
令和元	2回	58人	日 時：令和元元8月26日 テーマ：自治基本条例を考える 対 象：中堅職員（主査・副主査級） 講 師：関東学院大学准教授 牧瀬 稔 氏
		67人	日 時：平成2年1月8日 テーマ：市民参加の充実による自治の推進を目指して（市民自治推進課と共催） 対 象：監督職員（課長補佐・担当主査級） 講 師：相模女子大学夢をかなえるセンター 松下 啓一 氏

令和2年度 茅ヶ崎市自治基本条例検証資料

令和2（2020）年 月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 総務部行政総務課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



茅ヶ崎市 

「令和2年度

茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」

に対する市民の皆様のご意見

令和2年6月

茅ヶ崎市

総務部行政総務課

意見募集の概要

◆目的

茅ヶ崎市自治基本条例第30条では、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証することが規定されており、平成24年度に実施した第1回目、平成28年度に実施した第2回目の検証に引き続き、令和2年度に第3回目の検証を実施することとしています。

条例の検証に当たり、平成28年度から令和元年度までの条例に基づく取組状況について、市による検証を行いその内容を「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」としてまとめ、市による検証の内容について、市民の皆様のご意見を募集しました。

◆応募資格

市内在住、在勤、在学の方、市内で事業活動を行う方、市内で公益の増進に取り組む方、市税の納税義務がある方

◆実施期間

令和2年5月1日（金）～ 令和2年5月20日（水）

◆応募方法

- ①配布場所(市役所本庁舎1階市政情報コーナー、4階市民自治推進課、5階行政総務課、小出支所、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所)に設置した「ご意見募集箱」への投函
- ②市ホームページ内意見応募フォームからの送信

◆提出いただいたご意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、自治を推進するための取組等、今後の方向性を検討するための資料として活用いたします。

今後、次期講ずる措置（案）を取りまとめましたら、パブリックコメント手続等により、再度皆さまの意見をいただくことを予定しています。

ご意見

ご意見の内容は、基本的に原文のまま記載していますが、一部の意見については、文意に留意しながら簡略化や文末形式の統一をするとともに、複数の同様意見については集約しています。

1 意見の件数 42件

2 意見提出者数 4人

3 内容別の意見件数

項目	件数
全般に関する意見	3件
第3条「定義」関係に関する意見	1件
第5条「市民の権利」・第6条「市民の責務」関係に関する意見	2件
第7条「事業者の責務」関係に関する意見	1件
第8条「議会の責務」・第9条「議員の責務」関係に関する意見	5件
第10条「市長の責務」関係に関する意見	2件
第11条「職員の責務」関係に関する意見	2件
第12条「市政運営の基本原則」関係に関する意見	1件
第13条「説明責任」関係に関する意見	2件
第14条「情報共有」関係に関する意見	2件
第15条「情報の管理等」関係に関する意見	1件
第16条「市民参加」関係に関する意見	1件
第17条「政策法務等」関係に関する意見	1件
第18条「総合計画等」関係に関する意見	1件
第19条「財政運営等」関係に関する意見	1件
第20条「行政評価」関係に関する意見	1件
第21条「行政手続」関係に関する意見	1件
第22条「苦情等への対応」関係に関する意見	1件
第23条「監査」関係に関する意見	1件
第24条「職員通報」関係に関する意見	1件
第25条「コミュニティ」関係に関する意見	1件
第26条「協働」関係に関する意見	1件
第27条「市民活動の推進」関係に関する意見	1件
第28条「住民投票」関係に関する意見	2件
第29条「国等との連携協力」関係に関する意見	1件
第30条「条例の検証等」関係に関する意見	3件
新設規定の必要性に関する検討に関する意見	2件

■ 全般に関する意見（3件）

（意見1）

公文書管理条例の制定など取り組みは着実に進んでいるように感じました。一方で、日頃このような成果を目にすることがありません。もう少し成果や結果を一般の市民の目に触れる工夫が必要だと思います。

（意見2）

検証をする前に、1条から30条までに対して、市民がどのように感じているか、市民側から意見をまとめて現状調査してから、内部検証をする方が市民参加になります。

（意見3）

意見記入用紙そのものが分かりづらい、みのがしてしまう。

市民自治推進課で実施している意見募集や他のパブコメと似ていて当該意見募集がパブコメかと誤解してしまう。

説明責任不足、情報共有不足、市民参加不足、情報なくして市民参加なし。

■ 第3条「定義」に関する意見（1件）

（意見4）

第3条の検証については、規定を修正する必要がないとして、内部検証の対象から外されたということであるが、市民は意見を出している。言葉の定義の「市民」は、現在の茅ヶ崎市の条例や計画との整合性が取れていないために、もう一度検討が必要である。

■ 第5「市民の権利」・6条「市民の責務」に関する意見（2件）

（意見5）

5条、6条は、市民の基本的な権利としてあらゆる分野で考えなければならないものである。愚弟的に14条、16条、25条、26条における具体化だけではない考え方が必要である。

（意見6）

市政に関する情報を知る権利、市政に参加する権利はまもられているとは思えません。情報を知るための広報紙に議会、審議会、委員会その他市民が知らなければならない情報を具体的に載せてほしい。すべての市民がホームページを見ているわけではありません。広報紙は全戸配布にしてください。

■ 第7条「事業者の責務」に関する意見（1件）

（意見7）

第7条は事業者は地域貢献のためや環境への協力などで、十分に取り組めていない分野がある点や事業者に対する行政のアプローチや協力依頼の説明不足など課題となっていることがたくさんあると感じている。にもかかわらず取り組めていると内部で検証するだけでは今後の改善が見られないことになってしまう。もっと何ができなかったか、市民の側に立ってしっかり検証してほしい。

■ 第8条「議会の責務」・第9条「議員の責務」に関する意見（5件）

（意見8）

委員会での自由討議ができるようになったことは評価するが、それを議員が使いこなしておらず、もっと型にはまらない自由な討議をする方向にすべきである。

（意見9）

各委員会が市民に開かれているが、唯一会派の代表者会議が秘密会となっている。正式な会議ではないところで、議会の対応を決めないでほしい。議会民主主義が泣く。

（意見10）

議会事務局の改善も視野に入っているようであるが、本来、議会は行政と独立しているものであり、議会事務局の職員も議会だけで賄えるような方法を他市と協力して議会が提案していかれるような改善をすべきである。

（意見11）

市民参加である議会報告会・意見交換会は、システムが変わらないので、市民から見放されてきている。早急な見直しを柔軟に行ってほしい。改善するための市民と一緒に検討をする場を設けるべき。議会・議員としてもチェック機能を果たすために、もっと市民との意見交換をたくさんしてほしい。

（意見12）

陳情の取り扱いについては、良好とは思えません。まだまだ民主的には遠いと感じました。現場で現状調査をしてください。

■ 第10条「市長の責務」に関する意見（2件）

（意見13）

第10条市長については、市民からの意見は全く無視して、内部評価では対応できているとしているが、行政が有効に動くような職員の採用や研修など、責務をもってすべきである。

また、現在は市長として差別なく直接的に市民の声に聞くと姿勢がない。改善を求める。

（意見14）

議会傍聴で、市長の答弁を聞きますが、現場の声を聞き市民との対話も大切だと思います。

■ 第11条「職員の責務」に関する意見（2件）

（意見15）

市民として様々な不満があり、公務員としての自覚や仕事のしかたなどの改善を要求してきた。特に研修の有意義な成果を得られるよう、市民と一緒に研修をしてほしいという要望も聞き入れられていない。是非、仕事に実際に具体的に生かせるような研修をしてほしい。

（意見16）

職員としての資質、適正を知るためにも、公務員試験は必要と思います。上司となる職員の試験も必要です。試験に受かってから専門性を高める第一歩が始まると思います。

■ 第12条「市政運営の基本原則」に関する意見（1件）

（意見17）

職員が暗記していて、自分の仕事に生かせるようにしないと進まない。個別ではなく、全体として自治基本条例の基本を守ってほしい。

■ 第13条「説明責任」に関する意見（2件）

（意見18）

第13条説明責任は、課題がたくさんある。市長への提案をしても、各担当課への意見を出しても、提案をしても、その内容にしっかりと向き合った努力しようという回答は来ないで、内容には向き合わないごまかしの回答が担当課から来るだけである。これでは市民は行政を信用しなくなる。真摯な説明責任を果たすための教育をするべきである。

情報公開についても、必要がない部分までも黒塗りにしておいて、審査請求をすると自

分たちの落ち度を隠すために、審査会での発言の機会も奪うようなやり方をされた。自分の都合が良いようにではなく、もっと真摯な対応をすべきである。

(意見19)

この頃のパブリックコメントは、条例などの場合も条文としての形ではなく、考え方という内容で出される。これではどこまでが条例として入れるべきことなのか、市民には理解できない場合がある。もっと、市民がわかりやすいようなパブコメのしかたを検討すべきである。

また、パブリックコメントに意見を出してもほとんど反映されることがないことが意見提出の少なさに繋がっていると思う。十分な意見を聞く場を設けるべきである。

■ 第14条「情報共有」に関する意見（2件）

(意見20)

第14条の情報共有は、市民自治にとってはもっとも重要である。にもかかわらず、現在の行政職員は市民と一緒に問題を解決していこうという考え方がない。

今回起っている香川公民館南側の雑木林の件などは、担当課の職員が少しでも市民と協力して地域の要望を達成していこうという考え方があれば、違っていたのである。地権者が行政に土地を買ってほしいと言われた時点で、市民に応援を求めれば、お金を作り出すこともでき、買うこともできたのに、勝手な行政だけの考え方で失ってしまったものは大きい。

市民側から提供する情報は多い。それに答える行政の情報をしっかり提供してほしい。

(意見21)

市民に情報を提供しなかったために、これまでいくつもの自然環境が失われてきました。楽しいイベントを知らせることも情報提供と思いますが、市民が憩える身近な自然環境を大切に守ることは、安心安全な市民生活を守ることになります。

なぜ、市民に情報提供ができなかったのか、その後も市税を投入したり、みどり基金を活用したりして改善を試みなかったのかを調査をし、反省をしなければ、絵に描いた餅になってしまいます。

情報共有になりえなかったことは、いくつもあります。

■ 第15条「情報の管理等」に関する意見（1件）

(意見22)

第15条の情報の管理については、今回公文書等管理条例が施行されることに決まり、これから具体的な運営規則が策定されると思うが十分な市民の意見を聞いて実施してほしい。また、この管理を実施する職員の公文書に対する姿勢や考え方が最も重要であるの

で、そのための具体的な研修をしっかりと実施してほしい。

■ 第16条「市民参加」関係に関する意見（1件）

（意見23）

16条の市民参加については、市民参加条例で市民参加のシステムを決めたからと、それだけをしていけば市民参加が行えていると考えていることがおかしい。様々な行政分野での市民参加が行われることが必要である。市民参加のシステムに市民参加がなぜ行われているのかの本質的な理解がないために、やればよいということになっている。特に、政策提案は市民が政策を提案するという重要なシステムであるが、市長への提案と変わらないような意味不明の回答が来るだけのものとなってきている。改善が必要である。

■ 第17条「政策法務等」関係に関する意見（1件）

（意見24）

第17条の政策法務については、法律を理解して自分の仕事をするという考え方を持っていない職員が多い。特に脱公務員試験をするようになってから、自分の仕事に関連する法律・条例などをしっかりと理解している職員が少ない。法律を理解し、より良く運用していくための知恵を出すのが職員と思う。以前からの仕事を継続していれば良いという時代ではないので、政策法務をしっかりと総合的に管轄する担当課が必要ではないかと思う。

■ 第18条「総合計画等」関係に関する意見（1件）

（意見25）

第18条の総合計画は、今の時代何が起こるかわからないので、10年という総合計画を作る必要性から検討すべきで、法律で策定義務がなくなった今、この条例に書いてあるからと総合計画を策定する必要性はないと考える。

■ 第19条「財政運営等」関係に関する意見（1件）

（意見26）

19条の財政運営等については、記載してあることは行政として当たり前のことであるが、それを軽視して来た付けが今こんな時代になって、襲ってきている。行政改革と言いながら、何も行政改革をしてこなかったこともある。見直すならば、もっと必要な情報を市民に開示し、意見を聞いて、市民のほんとうに必要な基本的なものに予算を使うべきである。

■ 第20条「行政評価」関係に関する意見（1件）

（意見27）

第20条の行政評価については、以前から提案しているが、総合計画の評価ではなく、各基本計画の評価をすぐに次年度の予算に反映できるようなシステムを考える必要がある。

また、行政は予算が一年単位なので、各担当課の業務計画が公表され、それに基づいて仕事を進めると考えていたら、業務計画が策定されないということを聞き、驚いた。行政評価は何を基本にするのか。自分たちが今年度何を実施するか、計画を作らないと仕事はできないのではないのか。総合計画が策定されない今の状況で何を基に仕事をして、何を基準に評価をするのか、聞きたい。

各基本計画を審議会で評価していると言うが、審議会の委員選出がその計画を本当に理解している人が反映されていないので、評価が不満足なものとなっている。基本的な改善を求める。

■ 第21条「行政手続」関係に関する意見（1件）

（意見28）

21条の行政手続きは、市民が利用するのはなかなか難しい。審査請求などの場合も行政職員が親切でないために、自分に権利があるにもかかわらず、履行できないことがある。職員の説明責任を求めながら、行政手続きが市民にとって分かりやすいものになるよう希望する。

■ 第22条「苦情等への対応」関係に関する意見（1件）

（意見29）

苦情を公表することは、やっているだけである。本当に提案したり、意見を言ったりしていることはこの公表には記載がない。何を持って苦情とするか、職員が理解していないのか、その担当課が理解していないのか、集計のしかたが何度言っても改善されない。特に電話での本当に簡単な苦情は記載があるが、重要な施策に対する改善の要望などは、窓口や要望書でも記載がないものもある。改善の必要をもう一度議論してほしい。

■ 第23条「監査」関係に関する意見（1件）

（意見30）

第23条、監査については業務監査を計画的に行い、改善する必要性を指摘するような監

査を要望してきたが、他市でできることが出来ていない。
監査の制度を有効に利用して、自分たちの仕事の改善を図ることをしてほしい。

■ 第24条「職員通報」関係に関する意見（1件）

（意見31）

第24条職員通報については、最初から無理があると提案している。内部で誰が通報したかわかってしまう制度では通用しない。制度の改善を求める。

■ 第25条「コミュニティ」関係に関する意見（1件）

（意見32）

第25条コミュニティは、元々コミュニティの考え方が間違っている。コミュニティは、地域の住民が自分たちで自主的に組織していくものであり、行政のために動くものではない。特にまちぢから協議会の制度は条例が不備な上に、無理があるために、本当のコミュニティの活動が活発になる制度にはならない。この条例の廃止と、本当に市民のためになるコミュニティはその地域独自で様々な形で形成していくことが必要である。行政の下請けのためのまちぢから協議会はすでに破綻していると考ええる。

■ 第26条「協働」関係に関する意見（1件）

（意見33）

第26条の協働については、市民自治の立場から言えば、行政と対等にということはあり得ないし、現在は権力を持っているのは行政側であり、それを自覚しないとこれは成り立たない。市民活動をどうサポートしていくのかも、この自治基本条例を基本に考えていく必要がある。特に協働事業は全ての分野で担当課がさまざまな形の市民との協働をすべきなので、市民自治推進課が予算を付ける事業はしないほしい。

■ 第27条「市民活動の推進」関係に関する意見（1件）

（意見34）

第27条の市民活動については、現在の市民活動サポートセンターは、行政の下請けとなっているが、本当に市民が主体で活動をしていくこととは何か、それを支援していく必要があるのではないか。

市民活動を立ち上げる場合、少しはお金が必要な場合もあるが、それ以外は活動の方法を支援することでお金がいるわけではない。社会教育的な考え方で、人を育てる多様な市民活動の支援が必要である。

■ 第28条「住民投票」関係に関する意見（2件）

（意見35）

第28条住民投票については、この条例に記載した時の精神を思い出して、住民投票の制度を検討してほしい。

（意見36）

住民投票制度を「常設型」とすべきか「個別設置型」とすべきかの結論をだすことは困難であると考え、検討を中断しているということから、ずっと結論は出せないということを継続しています。なぜ、中途半端なことを継続しているのか疑問です。そもそも、議会がチェック機能を持って、議員が市民の意見を聞き議会に臨めば、住民投票の機会も多くならないと思います。それでも住民投票をしなければならないときはあると思います。早く結論が出るように、対応をお願いします。

■ 第29条「国等との連携協力」関係に関する意見（1件）

（意見37）

第29条国等との連携については、現実に連携をする職員の姿勢が確立されていない。積極的に国や県や他市との関係を構築していくように日々の業務を行う必要がある。現在は消極的な姿勢であるとともに市民にとっての情報提供もないのが現状である。

■ 第30条「条例の検証等」関係に関する意見（3件）

（意見38）

第30条条例の検証については、以前から提案しているが、市民を入れた検証をしてほしい。お互いに意見を交換しなければ、本当にどこが改善する必要がある部分なのか、理解し合えない。理解しえないと市民自治にはならない。是非、他市のような市民を入れた委員会での検討を要望する。

（意見39）

検証をする前に、1条から30条までに対して、市民がどのように感じているか、市民側から意見を集めて現状調査してから、内部検証をする方が市民参加になります。

（意見40）

内部検証をする前に、条例に対する市民意見を集め、現状調査をしてから、内部検証をしてください。「取り組み状況」や「成果や効果等」を見てきましたが、中身を感じられないものでした。

■ 新設規定の必要性に関する検討に関する意見（2件）

（意見41）

元々危機管理は必要がないと考えていた。

（意見42）

「子どもの権利」を入れてほしいと自治基本条例策定時から要望をしている。これからの時代を担う子どもたちのための権利をしっかりと明記してほしい。

茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る

学識経験者の意見

令和2年度実施

1 学識経験者の意見について

茅ヶ崎市自治基本条例第30条第2項では、条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、市が条例の検証をする際に、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを定めています。

同条同項の規定に基づき、令和2年6月から7月までの間に5回、2名の学識経験者から、「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」、意見募集での市民の意見、市民アンケートで出された意見等や、条項ごとの関係課かいのヒアリングを踏まえて、意見をいただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面での意見聴取を中止し、その代替として、書面での意見聴取を実施しました。

意見をいただくために必要な資料を送付し、条例の検証に係る意見とともに、先進的な取組の紹介や専門分野からの意見をいただきました。

2 意見をいただいた学識経験者

関東学院大学 法学部 出石稔 教授（専門分野 行政法）

高崎経済大学 地域政策学部 岩崎忠 教授（専門分野 地方自治論、公共政策、行政学）

3 学識経験者へ送付した資料

「茅ヶ崎市自治基本条例」

「茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説 改訂版（令和2年4月）」

「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」

「茅ヶ崎市自治基本条例無作為抽出アンケート集計結果 令和2年度実施」

「茅ヶ崎市自治基本条例Webアンケート集計結果 令和2年度実施」

『「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」に対する市民の皆様のご意見』

4 学識経験者の意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、自治を推進するための取組等、今後の方向性を検討するための資料として活用いたします。

5 茅ヶ崎市自治基本条例に係る学識経験者の総括意見

転換点を迎えている茅ヶ崎市の自治基本条例

関東学院大学法学部 出石 稔

はじめに

今回の自治基本条例の検証は、市長が代わって初めて実施されるものである。自治基本条例を現市長がどのように受け止め、市政が担われているか注目して検証に臨んだ。

なお、今回の検証は、凶らずも新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、市民との意見交換会は中止となり、本検証も書面を通じての実施にとどまった。検証資料から自治基本条例の運用状況を読み取るしかなく、また、学識経験者間の意見交換もできず、意見を付することが相当難しい検証となった。

そこであらかじめお断りするが、前述のとおり文面からしか判断できず、実情を直接うかがい知ることができないので、厳しい評価コメントとなってしまった感は否めない。また、誤解によるものがあるかもしれない。これらの点について市側が読み解くにあたって留意されたい。

1 総論

全体的には自治基本条例の規定を踏まえた市政運営が担われていると評価できるが、取り組んでいる事実（アウトプット）が示されているものの、それによる成果、すなわち自治基本条例の効果（アウトカム）がどの程度上がっているかは不明な部分がかかなり多いと言わざるを得ない。その点が、一部市民の不満感に表れている根拠ではないか。なお、市民意見が市政にかなり批判的であるが、これらの意見が市民の多数のものなのかそうではないのかは、今回の方法では判別しえないので、参考にするのが困難であった。

また、これまで3回目の検証に携わった立場から、検証の仕方を抜本的に見直し、自治基本条例の必要性の検討を含め取り組む時期が到来しているように感じる。他の自治体でも見られるように、自治基本条例が形骸化し、各条が空文化したり、あるいは市政運営の隠れ蓑になっていたりするというおそれもある。

2 個別的指摘事項

(1) 市民参加

検証資料とその後提出いただいた補足資料によると、市では第16条（市民参加）で規定する市民参加に公募市民が加わった審議会等での市民委員の発言は市民参加には該当しないと整理している。しかし、市の論拠である①審議会の設置目的、②委員の身分の整理との点はやや希薄であり、むしろ、担当課職員から聴き取った「審議会等を市民参加に位置付けることで他の委員との意見の取扱いの差が発生する恐れがある」との指摘が妥当と考える。他方で、この整理は、公募市民を登用することで市民参加を行っているとするアリバイ作りとして機能することも考えられる。市民公募委員が含まれる審議会等の運営には特段の留意をお願いしたい。

(2) 住民投票制度の在り方

第28条（住民投票）の規定のあり方について、「検討の中断」という政策判断はあり得るのか。条文上「別に条例を定めることにより」とされている以上、条例を制定しないということが常設型住民投票条例の検討の凍結を意味するのか、あるいは個別設置型の住民投票を想定しているという結論をいった

んは出すべきであり、10年間放置している状態は妥当ではない。市民の批判を招くかもしれないが、曖昧なままにせず、本規定の廃止も含め判断すべきである。

(3) 危機管理

相次ぐ自然災害とそれへの危機管理対応といった市政運営に影響する重要な視点を新規規定として自治基本条例に取り込めないなら、茅ヶ崎市の自治基本条例の存在意義はどこにあるのだろうか。コロナ禍を好機と捉え、様々な分野で発想の転換を図り、従来不可能と考えられていた課題にも果敢に取り組んでいただきたい。自治基本条例はその礎ではないのだろうか。

3 一部市民意見について

市民アンケートが前回の検証の際よりアバウトになっていないか。行政には丁寧さが欠けている感がある。そのような対応から、一部市民の批判的となっているのは否めない。

他方で、出されている市民意見にはバイアスがかかっている、市政の悪い面しか見ていないように感じる。市民も行政の取組みをすべて否定的にみるのではなく、客観的に捉え、行政と建設的に議論し合う姿勢を持つことが大切ではないか。やみくもに対立姿勢で臨むことはいかがであるか。また、こうした市政を正そうとする市民の意識は高く評価すべきだが、サイレントマジョリティたる多数の市民に働きかけ、市民運動につなげることこそが肝要であり、独り行政への指摘に終始する姿勢は是としない。

おわりに

今回で30条に基づく検証が3度行われた。検証により自治基本条例に沿って行政運営がチェックされていること自体、自治基本条例の意義と言える。

一方で、この検証をいかに実質化することも肝要である。確かに、自治基本条例が第2条に規定する位置付けを確保するためには、泰然としていることが大切である。他方、地域環境が大きく変革する中、本条例が全く手付かずの状態で見られることが、茅ヶ崎の自治の基本が満たされているといえるかどうか。安定して自治が担われているバックボーンであるとともに、新たな自治の重要事項を追加することは、臆することなく検討しなくてはならないと考える。逐条解説を適宜補正していることは評価できるが、この対応には限界がある。あえて指摘すれば、逐条解説への補記したことをもって条文を改正しない理由を立てることに腐心していないか。自治基本条例は、真の茅ヶ崎の自治をはぐくむ市民共有の財産として、不断の見直しと必要な改正を施すといった積極的姿勢を市には求めたい。

併せて、一部市民から指摘がなされているが、市民による検証も仕組みでも良いと考える。ただし、市民の検証は行政に対してだけではなく、市民自身の行動も自治基本条例を踏まえて真摯に振り返るべきである。この点は議会に対しても同様のことが言える。

社会が大きく変容し、市民意識が高まり、従来の行政の常識が打ち壊されつつある今日、施行されて10年を経過した茅ヶ崎市の自治基本条例は転換点を迎えているのではないかと。

時代の変化に対応した自治基本条例の運用の必要性

高崎経済大学地域政策学部 岩崎 忠

今回、茅ヶ崎市自治基本条例の検証に参加し意見を述べる機会を得た。感謝申し上げます。今回の検証作業は、新型コロナ感染症対策のため、職員との意見交換ができず、資料をみて質問を作成し、回答をいただくという形で実施されたため、会議形式に比べるとかなりの時間と作業を要したと思う。担当された職員には感謝申し上げます。

他自治体では、オンライン会議が実施される中で、茅ヶ崎市においても今後はオンライン会議が開催できるようになることを期待したい。

以下、このような状況の中で行われた今回の検証作業を通じての私の総括を述べることにしたい。

1 現行の自治基本条例の運用について

現行の自治基本条例の運用については、おおむねしっかりと運用できていると思うが、以下の点について制度運用の改善を図りたい。

まずは、市民との情報共有（第14条）については、市政情報コーナーにおいて、50音順、分野別、担当課別の3種類の目録を備えて探索しやすくしているほか、分野別に色分けしたファイルを作成しており、視覚的にもわかりやすく、市民との情報共有に工夫されている。また、利用者が困ったときに職員がすぐに対応できるような体制整備がなされている点も評価できるなど、現行の自治基本条例についてはかなりしっかりと運用できていると思う。

また、財政運営（第19条）の公表に見られる、1秒当たり9円ずつ増えていく「借金時計」のように、財政状況を視覚化させてわかりやすく情報提供していく取り組みについてはかなり評価できる点だと思う。今後一層の工夫がなされることを期待したい。

さらに、令和2年4月に、市民に対する説明する責務を全うするための「公文書等管理条例」が制定されるなど制度面が整備・充実される中で、令和3年4月の「公文書等管理条例」の施行に向けて、今後は、職員がそれらの制度をしっかりと受け止め実践できるように、研修等を行い、周知徹底が図られることを期待したい。

一方で、行政手続（第21条）の運用については、審査基準、審査基準、処分基準の設定率も2～3割程度と低く、標準処理期間の設定も8割程度であることを踏まえると、行政指導指針を含め、全庁レベルで行政手続制度が整備されるように徹底すべきである。また、政策法務（第17条）に関連して、日常の事務事業の進め方について、コンプライアンスの視点から点検する「行政リーガルドック」の導入についても検討すべきである。

2 情報化社会に対応した自治基本条例の運用の必要性について

市政に関する情報を知る権利、市政への参加する権利（第5条）は、特定の世代・市民だけの参加であってはならないと思う。情報化社会の到来に伴い、多様な市民との情報共有、市民の参加を保障するためにも、SNSを使った情報発信・意見交換・Web会議等の活用を積極的に検討されたい。また、議会においてもオンライン化を検討し、議会報告会・意見交換会もネットで積極的に行うべきである。さらに、あまり縁がないと思われてきたいAI化についても徐々に浸透してきている。情報保護・情報管理の視点からチェックを要するが、市民への情報提供の効率化が図られる点では、自治基本条例との関係では無視できないと思う。

また、今後いつ大災害が起きてもおかしくない今日、自治体業務は、災害救急業務、通常業務、復興業務の3つの業務を同時並行的に行わなければならない可能性がある。こうした災害時に備えて、日ごろから遠隔自治体との間で交流をとり、連携することは非常時の連携をスムーズに行うためにも重要である。さらに、遠隔地でも業務ができるリモート型の業務執行体制を構築しておく必要はあるのではないかと思う。

最後に、自治体業務で大切なのは、多様な市民の意見を反映し、いつ何時でも業務を継続させていくことである。それには情報化という視点から今後茅ヶ崎市自治基本条例を見直す必要があるのではないかと思った。

6 茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る学識経験者の条文ごとの意見

前文・総則第1条～第4条

施行状況（取組状況）について
<p>○前文、目的（1条）、基本理念（4条）を検証するのは、目的評価に当たり、具体的には個別条項の施行状況内容評価・運用評価の観点から評価することとしたい。ただし、市民アンケートの自治基本条例の市民認識度がかなり低いことは、全文、目的、基本理念が市民に響いていない証左であり、加えて、4年前のアンケートより大幅に低下していることも重く受け止めるべきである。茅ヶ崎市における自治基本条例の存続にもかかわる問題との認識が必要である。</p> <p>○前文は条例制定の趣旨や理念を述べたものであり、具体的な取組状況を定めたものでないので、施行状況（取組状況）に対する意見は個別条項中で述べることとする。</p> <p>○第1条から第4条までは総則規定であり、条例全体に通ずる基本的事項を定めたものであり、具体的な取組状況を定めたものでないので、施行状況（取組状況）に対する意見は個別条項中で述べることとする。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○改正を要するだけの事情があるとは考えられない。逐条解説は、市民の意識啓発の必要性を追記することも考えられる。</p> <p>○第3条「定義」について、特に改正する必要はないと思われるが、市の個別条例における「市民」の定義との整合性や運用上の整理を確認する必要がある。</p> <p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

第5条 市民の権利・第6条 市民の責務

施行状況（取組状況）について
<p><第5条 市民の権利></p> <p>○目まぐるしく変革する社会経済情勢や、多発する自然災害、さらには現下の新型コロナウイルス感染症の蔓延といった市民生活に大きな影響を及ぼす新たな事態に対し、市の取り組みの市民への情報提供や市民参加が図られる必要がある。これは市民が自らの命を守るためにも不可欠な権利であるので、市は本条の前提となる正確かつ適切な情報提供を行うことが必須である。そして、本条例の個別条項や他の条例の運用状況を踏まえつつ、新たな条例制定など必要な政策を的確に実施する必要がある。</p> <p>○市政に関する情報を知る権利を保障することや、市政への市民の参加を保障することは、特定の世代・市民だけであってはならないと思います。情報化社会の到来に伴い、多様な市民の参加を保障するためにも、SNSを使った情報発信・意見交換・TV会議等の活用を積極的に検討されたい。また、広報紙の配布は、市民への貴重な情報提供手段なので、自治会経由だけでなく、市役所や支所での直接交付に加え、民間委託、SNSによる情報提供の検討を行うべきである。</p> <p><第6条 市民の責務></p> <p>○市民の責務に付した事情については、市民には一定の責務も発生するものとする。市民は行政に甘えるだけではなく、自らが責任ある活動をする必要があり、そのために必要なことであれば、市は市民に対してひるむことなく行使すべきである。</p> <p>○施行状況において特に問題ない。</p>
条文又は逐条解説について
<p><第5条 市民の権利></p> <p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p> <p>○条文を改正する必要はないと考える。一方、逐条解説は、情報公開のみならず、SNSを使った情報発信、意見交換など、積極的に情報提供についても行っていくべき旨を明記すべきであると思う。</p>

＜第6条 市民の責務＞

○条文の改正の必要はないと考える。逐条解説については、災害時に市民が自らの責任と判断で行動すること、それを市が支えることを加えてはどうか。○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

第7条 事業者の責務

施行状況（取組状況）について

○市民の責務と同様に、事業者に対しても災害時の対応などについて責任を持った行動をとることが必要であり、市も事業者に一定の支援をしつつ、協力などを強く働き掛けるべきである。
○企業の社会的責任（CSR）の具体的な取り組み、市として積極的に評価し、支援をすべきである。

条文又は逐条解説について

○本条は事業者の責務として、地域社会との調和を図りつつ事業活動を行うよう努めることを定めているが、事業者の責務に対する行政側の関わりについては規定されていない。事業者の行う事業活動と地域社会との調和を図るための施策に関する規定を新たに加えることが考えられる。
○条文を改正する必要はないと考える。但し、責務を果たしている事業者を評価することで自治基本条例の運用が推進されるものと思う。従って、逐条解説には、事業者が責務を果たせるように市として積極的に支援する点を明記すべきである。

第8条 議会の責務・第9条 議員の責務

施行状況（取組状況）について

＜第8条 議会の責務＞

○市民からの意見を踏まえると、議会報告会の実質化を図ることが課題と考える。その他議会及び議員の責務は適切に果たされているものと思料する。
○執行部との関係もあるが、議会のオンライン化について検討したほうがいいのではないか。また、議会報告会・意見交換会もネットでも積極的に行うべきではないか。

＜第9条 議員の責務＞

○第8条と同じ
○議員には、政策立案能力向上に向けてさらに努力をされたいと思うし、事務局には議員の政策立案向上に向けた支援を積極的に行うべきであろう。

条文又は逐条解説について

＜第8条 議会の責務＞

○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。
○条文を改正する必要はないと考える。逐条解説には、議会のオンライン化への取り組み、議会報告会・意見交換会のネット開催などの検討を明記すべきではないか。

＜第9条 議員の責務＞

○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

第10条 市長の責務

施行状況（取組状況）について
<p>○前回検証から市長が交代したことから、現市長が本条を踏まえた市政運営がなされているかを確認する必要があるが、検証資料を職員が作成している構造上難しい。市民から厳しい意見もあるので、市長に自治基本条例について再認識していただく必要があるのではないか。</p> <p>○市長は、市民との対話を充実させるだけでなく、若手職員など様々な層の職員との対話を行うことで、指示の徹底が図られるだけでなく、組織の活性化につながるのではないのでしょうか。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

第11条 職員の責務

施行状況（取組状況）について
<p>○検証資料では取り組んできた事実は記載されているが、取組により本条の効果がどの程度達成できているかの検証をしないと、市民からの職員への不満は解消しないのではないかと。この点、実施された市民アンケートでは読み取れない。</p> <p>○職員の自己啓発を支援する就学部分休業を取得する者が少ない状況を鑑み、就学部分休業を取得しやすい職場環境の改善を検討していただきたい。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

第12条 市政運営の基本原則

施行状況（取組状況）について
<p>○重要な規定であるが、自治基本条例の構造上この条を評価することは不能。</p> <p>○本条は、茅ヶ崎市における市政に共通する基本的原則を規定している。これらの原則は13条14条16条で具体化されているので、それぞれの条項の中で意見を述べることにする。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

第13条 説明責任

施行状況（取組状況）について
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。</p> <p>なお、パブリックコメントの実施について、市では「条例又は政策等の案」を公表しているとあるが、市民意見で指摘されている「考え方」というのが政策等の案の概要程度であれば、パブリックコメントとしては不適切であるので、確認の上、運用を見直しされたい。</p> <p>○市民に対する説明する責務を全うするための「公文書等管理条例」が制定されるなど制度面が整備・充実される中で、職員が制度をしっかり受け止め実践できるように、研修等を行い、周知徹底が図られたい。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p> <p>○条文を改正する必要はないと考える。逐条解説については「公文書等管理条例」を令和2年4月に制定したことを踏まえ、説明責任を果たす制度を充実した点を盛り込んだほうがいいのかと思う。例えば、令和3年4月に公文書等管理条例が施行されると、テープ起こしの資料も行政文書として情報公開の対象になるなど。</p>

第14条 情報共有

施行状況（取組状況）について
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。なお、前条と本条は、市の政策に批判的な市民や特定案件で利害を有する市民などからすると十分に取り組んでいないとの指摘がなされることが十分想定される。現に今回提出されている市民意見も同様である。市はすべての市民が満足できる対応をすることは不可能なので、最大多数の幸福を視野に本条の目的を達成するよう極力務めるとともに、こうした市民の批判に対しても丁寧に説明することが肝要である。加えて、ここで意見として出すべきことではないかもしれないが、市民も行政の取組みをすべて否定的にみるのではなく、客観的に捉え、行政と建設的に議論しあう姿勢を持つことが大切ではないか。やみくもに対立姿勢で臨むことはいかがかを感じる。</p> <p>○市政情報コーナーにおいて、50音順、分野別、担当課別の3種類の目録を備えて探索しやすくしているほか、分野別に色分けしたファイルを作成しており、視覚的にもわかりやすく、市民との情報共有に工夫されている。また、利用者が困ったときに職員がすぐに対応できるような体制整備がなされている点も評価できる。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

第15条 情報の管理等

施行状況（取組状況）について
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。</p> <p>○市が情報管理している場合だけでなく、民間企業者が市の情報を管理している場合も含め、情報漏えいがないように職員に周知徹底するとともに民間事業者への指導も徹底されたい。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文の改正をする必要はないが、逐条解説に公文書管理条例の施行や行政文書の保存に関する基本事項を記載してはいかがか。</p> <p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

第16条 市民参加

施行状況（取組状況）について
<p>○市民アンケート結果では、市が市民の意見を尊重していないとする割合が前回よりさらに増え半数を超えている。市の姿勢について危惧を抱かざるを得ない。全部課・全職員の市民参加への認識を今一歩高める必要があるのではないか。</p> <p>附属機関への公募委員の参加の市民参加の考え方については、総括を参照のこと。</p> <p>○市民参加を周知するためのツールとしてSNSは活用しているようであるが、市民から意見を聴取する手段はSNSを活用していないようである。市の対応体制など課題はあるが、意見を聴取する場合のSNSの活用についても今後前向きに検討して欲しい。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文の改正をする必要はない。逐条解説については、私と市の見解が異なるので、コメント不能。</p> <p>○条文を改正する必要はないと考える。逐条解説については、市民参加手法として①意見を聴取する、②意見交換する、③政策を提案するといった段階に分けることができるので、逐条の51頁以降の市民参加手法もこの分類に沿って整理したほうが良いと思います。</p>

第17条 政策法務等

施行状況（取組状況）について
<p>○3項の体系的整備が終了したとの評価であるが、本項は、社会経済情勢が大きく変化する中、行政運営も変容しつつあるので、必要に応じた条例整備が常に必要であることから、自治基本条例を踏まえつつ条例等の整備をすることを求めているものと解する。普段の取り組みを継続すべきではないか。</p> <p>○外部環境の変化等に対応して、条例などの例規の見直しは行っていくべきであり、平成27年度から29年度にかけて実施したことは評価できる。今後は、こうした見直し・点検について、継続して実施できるように条例など制度に位置付けてしてほしい。また、日常の事務事業の進め方について、コンプライアンスの視点から点検する行政リーガルドックの導入についても検討して欲しい。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文の改正をする必要はない。逐条解説については、上記アを認識するよう記載してはいかかがか。</p> <p>○条文を改正する必要はないと考える。逐条解説については、1項の「適切に制定し、又は改廃しなければならない」という点に関連して、3年ごとに見直し・点検を行う旨を記述することを検討してほしい。</p>

第18条 総合計画等

施行状況（取組状況）について
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。</p> <p>○計画に対する取り組み状況や今後の方向性を示す市民との意見交換会を実施しているようだが、市民懇談会での参加者が限定的であることや、幅広い層の市民に参加してもらうために、今後はSNSやWeb会議等、様々な意見交換の場を確保してほしい。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

第19条 財政運営等

施行状況（取組状況）について
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。</p> <p>○財政状況のわかりやすい公表とは、予算編成の結果をわかりやすく公表することはもちろんですが、大阪府のように、主任査定、財政課長調整、知事査定などそれぞれの段階での予算編成過程をできるだけ透明化させることも大切だと思います。また、1秒当たり9円増えていく「借金時計」のように、財政状況を視覚化させてわかりやすく情報提供してきょうにさらに工夫されたい。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

第20条 行政評価

施行状況（取組状況）について
<p>○検証資料で改善すべき点や課題に掲げている事業の取捨選択や予算編成に結実する実効性の高い行政評価の仕組みと運用を追及されたい。</p> <p>○行政評価の項目として協働性については、常に念頭に置くべき事項である「政策の共通認識」の一つであることから、「協働・市民参画が推進されるか」「市民相互の協働を促進するか」などの視点から実際に検討を行っていることを鑑み、茅ヶ崎市として行政評価の項目として「協働性」をもっと強調（アピール）したほうがいいのではないかと思う。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p> <p>○条文については、改正する必要がないと考える。逐条解説については、【趣旨】【説明】のところで必要性、効率性、有効性に加え、市としての「政策共通認識」である「協働性」を追加記載すべきではないか。</p>

第21条 行政手続

施行状況（取組状況）について
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組がなされているものと思料される。なお、行政手続制度は許認可等の担当部署での認識が必ずしも高くない自治体が多い。常に適正な行政手続を念頭に置き、個々の処分等に当たることと、新規法令等が制定され、市長の処分等が新設された場合には、適切に審査基準等を設定するようなチェック体制を整えられたい。</p> <p>○審査基準、処分基準の設定率も2～3割程度と低く、標準処理期間の設定も8割程度であることを踏まえ、行政指導指針を含め、全庁レベルで行政手続制度が整備されるように徹底すべきである。さらに、行政事務の運用の仕方を含め、いわゆる「行政リーガルドック」を行う必要があると考えますので、その実施に向けた検討を行って欲しい。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

第22条 苦情等への対応

施行状況（取組状況）について
<p>○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。</p> <p>○苦情には様々なものがあり、職員の対応が適切でないため苦情になるケースや、法制度上住民の方が満足していけないで苦情になるケースがあると思う。前者については職員の市民対応として研修を行い業務改善で対応できるが、後者については制度の見直しが可能であれば対応できるが、法制度が改正できない場合は、苦情対応ができないことになる。このように苦情に対して対応できる場合とできない場合があることや苦情があまりにも感情的な内容などいろいろあることを市民にオープンにすることは大切だと思う。また、苦情対応を職員個人の問題としてとらえるのではなく、組織の問題として対応するという意味でも苦情などに対する対応状況をオープンにすることは重要である。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○条文の改正をする必要はない。逐条解説については、行政手続法（行政手続条例）に基づく処分の求め並びに行政指導の求め及び行政指導の中止の求めが本条の苦情等への対応にもあたると考えられるので、職員が正しく認識するためにも、これらの規定への対応を明記したほうが良いのではないか。</p> <p>○条文及び逐条解説については、改正する必要はないと考える。</p>

第23条 監査

施行状況（取組状況）について
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。 ○監査結果について、具体的な事例を記載し、かなり平易な文章で公表するなどわかりやすい公表がなされているので。施行状況に特に問題ないものとする。
条文又は逐条解説について
○この条項のみを改正する必要は無いと考えるが、他の条項について自治基本条例を改正する必要がある場合には、併せて本条第2項について、監査の結果を「速やかにかつ分かりやすく」、「公表するようにしなければならない」と改正することを検討してはどうか。 ○条文及び逐条解説については、改正する必要はないと考える。

第24条 職員通報

施行状況（取組状況）について
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。 ○茅ヶ崎市職員通報の手引き（平成30年3月）が策定されたことは評価できるが、事例数が少ないことなど、その内容が十分でない点を踏まえ、今後、1年ごとに更新がなされることを期待する。
条文又は逐条解説について
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

第25条 コミュニティ

施行状況（取組状況）について
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。 ○地域コミュニティから出される事業提案件数は、平成29年度から令和元年度まで11～13件程度で推移していることを踏まえ、今後、更に多くの事業提案されるためには何が必要か、コミュニティが事業提案しやすい環境づくりについて検討してほしい。
条文又は逐条解説について
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

第26条 協働

施行状況（取組状況）について
○検証資料を見る限り、貴市では市民協働が停滞していると思われる。その原因を探り、本条に則りつつ、身の丈に合った市民協働を地道に進めることが望ましい。 ○平成19年度から市民活動団体等と協力して市が実施してきた公共事業が令和3年度に実施されなくなることは残念であるが、事業協力や共催など多様な方法により、市民活動団体と市のマッチングを充実させた制度が構築されることを期待したい。
条文又は逐条解説について
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。 ○第16条の市民参加、第25条のコミュニティのように、協働の定義を本条に明記することも考えられる。

第27条 市民活動の推進

施行状況（取組状況）について
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。なお、本条については、市民の意見は妥当と考える。市民活動の支援に当たり、留意されたい。 ○施行状況において特に問題ないと思います。
条文又は逐条解説について
○条文の改正は必要ないと考える。逐条解説については、「施行状況（取組状況）について」への記述を踏まえた、「支援の趣旨」を追記してはいかがか。 ○条文及び逐条解説については、改正する必要はないと考える。

第28条 住民投票

施行状況（取組状況）について
○検証資料で述べられている「検討の中断」は本条にどのような影響を及ぼすのか。私は本条は凍結されているという認識であるが、条文には「別に条例を定めることにより」と規定されているので、現時点では常設型がない以上、本条の効果としては個別設置型と解釈せざるを得ないのではないのか。判断を10年間留保し、かつ検討を中断するというのは、行政あるいは議会の不作為と指摘されてもやむを得ないと考える。私としては、一旦は「個別設置型」しか対応できないことを明確に示し、将来的な展望として常設型を検討することもありうる程度の姿勢を出すことが市の責任として必要と考える。あるいは、個別設置型は自治基本条例による必要はないので、本条はこの際削除することも選択肢と考える。 ○住民投票については、十分な議論を行ったうえで実施する必要があると思いますので、「争点を明らかにして、住民がその争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない」と規定しているが、必要な情報提供だけでいいのか、疑問である。十分な議論の場の設定についても重要ではないか。 平成26年度に住民投票制度検討委員会から答申が出ているようだが、慎重に検討を進めるべきであると思います。
条文又は逐条解説について
○条文については、廃止も視野に真摯に検討すべきと考える。逐条解説については、常設型、個別設置型の判断ができず、条文を凍結していると明記すべきである（補記でもよい）。 ○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

第29条 国等の連携協力

施行状況（取組状況）について
○検証資料によれば、本条に則した取組みがなされているものと思料される。なお、広域連携については今後その必要性が増すことが明らかである。市民の意見ももっともなところがあるので、連携の取組みを見える化されたい。 ○人口減少化時代の自治体運営には、フルセット型の行政を用意することは困難な場合もあるので、隣接自治体との連携協力は重要である。また、いつ災害が起きるかわからない今日、遠隔自治体との連携を平時からとることで、災害時における支援が円滑に行われる可能性が高い。こうした自治体間の連携のみならず、国、企業との連携強化に向けて、今後さらに推進されたい。
条文又は逐条解説について
○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

第30条 条例の検証等

施行状況（取組状況）について
<p>○新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策の影響から、市民との意見交換ができなかったことは残念至極である。これに代わる措置としてアンケートや市民意見の提出があると思われるが、市民が実質的に検証に加われるような対応が次回以降求められる。また、学識経験者の意見については、総括でも述べているが、前回出された意見に対して形式的な検討にとどまり、意見を踏まえた措置を講じないことを前提としているとも誤解を与えるような検証での記述がある。検証の実質化、効果の発言についてどう考えているか疑問である。</p> <p>○条例の検証は、業務負担を増やさずに、資料を簡素化して行うべきである。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○本条は、検証自体への市民参加が認められていない。学識経験者の意見と同列に市民意見を位置付けるべきであると考えます。</p> <p>○条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。</p>

新設規定

施行状況（取組状況）について
<p>○平成24年度の検証で「危機管理」の規定については、「災害対策基本法及び市地域防災計画に基づき防災対策を推進する」という理由から規定の新設が見送られた。しかしながら、自治基本条例中、第14条(情報共有)、第16条(市民参加)、第21条(行政手続)、第23条(監査)などに規定する事項が法令や条例に基づき実施されていることから、「危機管理」を自治基本条例に位置づけないのはこれらとの平仄が取れておらず、理由にならない。改めて、自治基本条例と「危機管理」、「防災」との考え方をしっかりと整理する必要がある。検証資料では、①自治の基本理念として4条3号に規定しているものと同様の趣旨としているが、同号は抽象的な記述にとどまっていることに加え、この文脈で言うと同条2号で参加が掲げられているが、別途16条に市民参加の手続が書かれているのとどう整合性を説明するのか。また、②防災や災害時の対応などについては、市民等に十分に理解されていると説明するが、それがなぜ、「危機管理」を規定として設ける必要がないか、説明になっていない。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延では顕著であるが、ここ数年の夏の災害級の猛暑、毎年発令される大雨特別警報などの状況を見ても、危機管理は極めて重要になっており、自治基本条例に総論的規定を置くか、それができないというのであれば、危機管理を除く規定（つまり自治基本条例は平時のみの茅ヶ崎市の自治の基本を定めるものとする規定）を置く必要があると強く感じている。なぜ、この規定が置けないのか、例えば規定が悪用される恐れがあるなどのもっと説得力のある説明を求める。</p> <p>○「危機管理」の規定は、災害に対して、行政だけではなく市民と協働して対応していかなければならない点を踏まえ、第6章の市民の公益活動と連携し、市の姿勢を示すうえでも、条項として盛り込むべきではないかと思う。</p> <p>「子どもの権利」は、子ども以外にも社会的弱者が存在することを踏まえ、子供に特化して規定することの是非について検討する必要がある。</p>
条文又は逐条解説について
<p>○危機管理条例及び子どもの権利条項を新設すべき。</p> <p>○条文及び逐条解説に危機管理の規定及び内容を追加。</p>

茅ヶ崎市自治基本条例

無作為抽出アンケート調査結果

令和2年度実施

令和2年6月

茅ヶ崎市

総務部行政総務課

アンケートの概要

●目的

茅ヶ崎市自治基本条例第30条では、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証することが規定されており、平成24年度に実施した第1回目、平成28年度に実施した第2回目の検証に引き続き、令和2年度に第3回目の検証を実施することとしています。検証を実施するに当たり、自治基本条例に関する考え方や関心のある項目、市政に関する情報の満足度や職員の印象、自治基本条例に関する意見等について市民の皆様の御意見を伺うため市民アンケートを実施しました。

●対象

次の条件で無作為抽出した市民3,000人

(1) 抽出基準日：令和2年3月2日

(2) 年齢：基準日時点で満18歳以上

(3) 在住期間：基準日時点で3か月以上（令和元年12月2日以前より在住）

回答者数：1,093人 内電子回答者数：166人

(回答率36.4% 平成28年度回答率28.5%)

●期間

令和2年4月6日（月）～30日（木）

●方法

郵送による配布及び回答を基本とし、Web上での電子回答も可能としました。

●調査結果の表示方法など

- ◇ 回答割合は、すべては百分率で表し、小数点以下第1位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ◇ グラフ、表に使われる「n」（基数）は、各設問に対する無回答者を含む回答者数です。
- ◇ 回答比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超える場合があります。
- ◇ 当アンケートは、市民参加条例の検証に係るアンケートと合同で実施しました。市民参加条例に関する設問については「茅ヶ崎市市民参加条例に関する無作為抽出アンケート 調査結果 令和2年6月」にて別途集計結果を公表しております。

●平成28年度のアンケートとの比較について

平成28年度のアンケートと同一の設問についてのみ、平成28年度の結果との比較を記載しています。

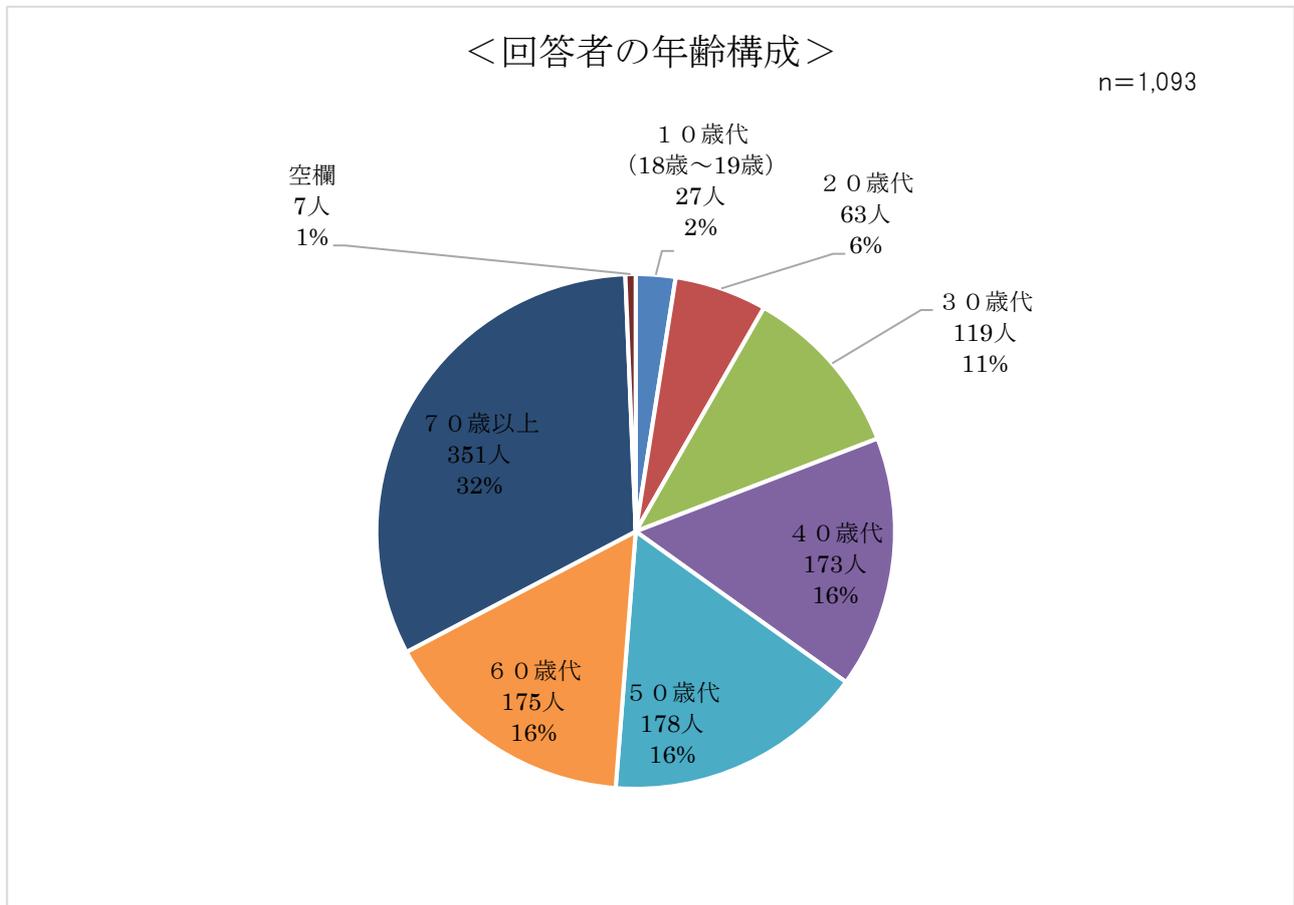
●いただいた意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、自治を推進するための今後の方向性を検討するための資料として活用いたします。

今後、次期講ずる措置（案）を取りまとめましたら、パブリックコメント手続等により、再度皆さまの意見をいただくことを予定しています。

アンケート結果

設問1 あなたの年齢をお答えください。



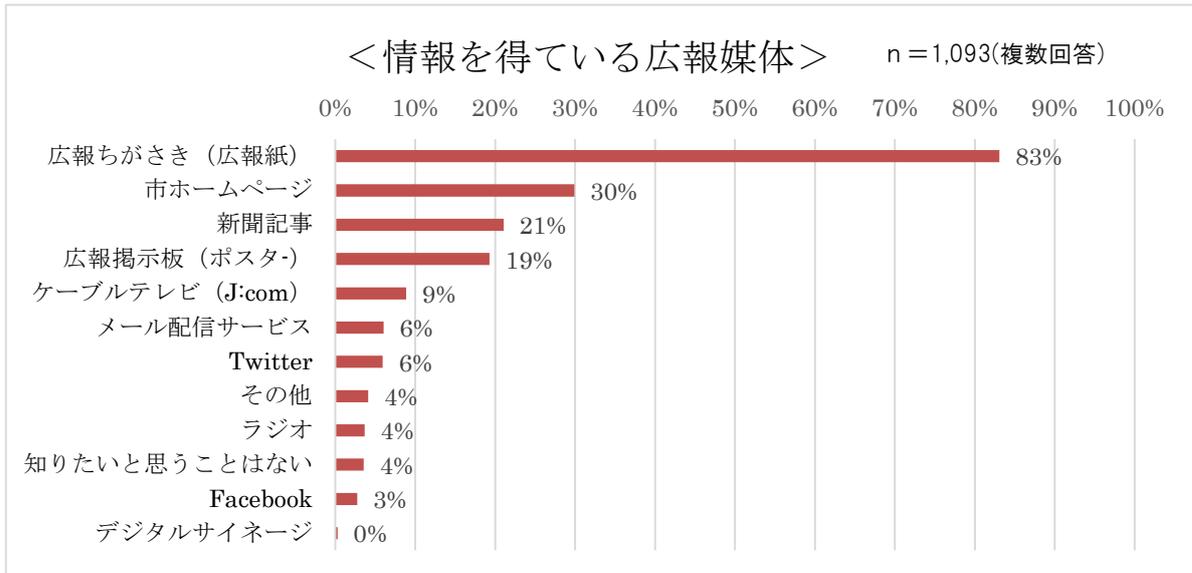
回答者の年齢構成をみると、「10歳代 (18歳～19歳)」が2%、「20歳代」が6%、「30歳代」が11%、「40歳代」が16%、「50歳代」が16%、「60歳代」が16%、「70歳以上」が32%となりました。

＜平成28年度との比較＞

年代	構成割合		増減割合
	令和2年度	平成28年度	
10歳代 (18歳～19歳)	2%	1%	+1%
20歳代	6%	7%	-1%
30歳代	11%	12%	-1%
40歳代	16%	16%	±0%
50歳代	16%	12%	+4%
60歳代	16%	24%	-8%
70歳代以上	32%	29%	+3%
未回答	1%	1%	±0%

平成28年度の結果と比較して、「50歳代」で4%、「70歳代以上」で3%回答割合が増加し、「60歳代」で8%減少しました。その他の年齢層では回答割合に大きな変化はありませんでした。

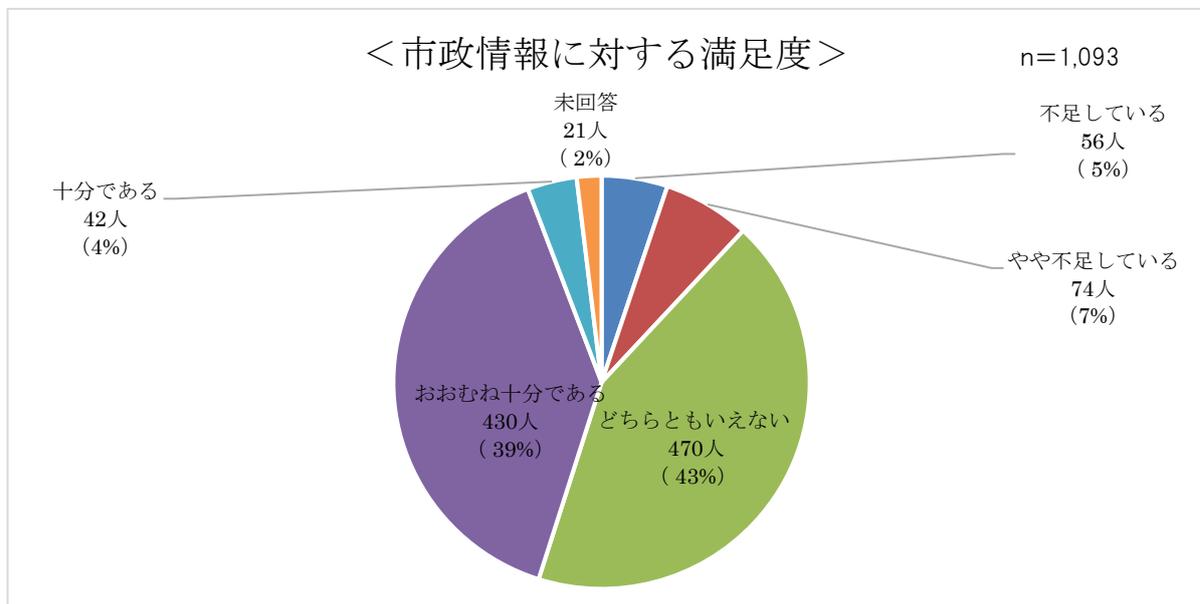
設問 2 あなたは日頃、どのような媒体から市政に関する情報を得ていますか。【いくつでも〇】



市政情報を知りたい場合、どの広報媒体を利用しているかを尋ねたところ、「広報ちがさき (広報紙)」(83%)の回答割合が最も多く、次いで「市ホームページ」(30%)、「新聞記事」(21%)、「広報掲示板 (ポスター)」(19%)となっています。

その他意見は別表 1 をご覧ください。

設問 3 あなたが得ている情報は、市の事業 (イベントや講座など) や施策 (計画や条例など) を知る上で十分なものですか。【1つだけ〇】



市政情報は市の事業 (イベントや事業など) や施策 (計画や条例など) を知る上で充分なものかどうか尋ねたところ、「十分である」の回答割合は4%、「おおむね十分である」の回答割合は39%で、「十分である」、「おおむね十分である」の合計は43%でした。一方「やや不足している」の回答割合は7%、「不足している」の回答割合は5%で、「やや不足している」、「不足している」の合計は12%でした。「どちらともいえない」の回答割合は43%でした。

<平成28年度との比較>

回答	構成割合		増減割合
	令和2年度	平成28年度	
十分である	4%	8%	-4%
おおむね十分である	39%	48%	-9%
やや不足している	7%	7%	±0%
不足している	5%	8%	-3%
どちらともいえない	43%	24%	+19%
未回答	2%	4%	-2%

平成28年度の結果と比較して、不足していると感じている回答者の割合に大きな変化は見られませんが、「十分である」、「おおむね十分である」の割合が減少し、「どちらともいえない」の割合が増加しました。

設問3-1 設問3で「1. 不足している」「2. やや不足している」と回答した方にお尋ねします。不足している情報はどのようなものですか。【自由記述】

設問3で市政情報について「やや不足している」「不足している」と回答した回答者に対し、どのような情報が不足しているのかについて尋ねました。

以下の表は、「不足している情報」について、項目別に件数を示しています。

表1. 「不足している情報」の件数 詳細は別表2をご覧ください。

分野	件数 (件)
環境・ごみ	1
福祉	5
子育て・教育	7
健康・衛生・医療	3
スポーツ	1
市民参加・市民活動	1
交通・道路	3
生活	10
防災・消防	8
イベント講座	13
計画・条例	3
相談先	1
市政運営	20
全般	53
その他	2

設問 4 茅ヶ崎市職員※の印象についてお尋ねします。ここ数年、茅ヶ崎市職員と接した時、対応した職員の印象はどうか。【項目ごとに1つずつ〇】

- ※市職員の例
- ・市役所、支所、窓口センターで働く職員
 - ・公民館や図書館で働く職員
 - ・市立病院で働く職員
 - ・公立保育園で働く保育士
 - ・小中学校で働く用務員や給食調理員
 - ・消防署で働く消防職員
 - ・環境事業センターで働く職員（ごみの収集や、資源を分別リサイクルする職員）

茅ヶ崎市職員の印象については、以下の表のとおりでした。

表 2. 茅ヶ崎市職員の印象 ※ () は平成 28 年度アンケートの構成割合です。

		そう 思う	ある 程度 そう 思う	ど ち ら と も い え な い	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	こ こ 数 年、 市 の 職 員 と 接 し て い な い の で 分 か ら な い	未 回 答
ア	親切かつ丁寧な対応をしていた	345 人 32% (30%)	407 人 37% (41%)	111 人 10% (10%)	40 人 4% (4%)	33 人 3% (4%)	131 人 12% (7%)	26 人 2% (4%)
イ	市民の立場を理解していた	191 人 17% (15%)	367 人 34% (32%)	266 人 24% (26%)	67 人 6% (7%)	37 人 3% (5%)	131 人 12% (8%)	34 人 3% (8%)
ウ	説明が分かりやすかった	265 人 24% (23%)	421 人 39% (39%)	163 人 15% (14%)	52 人 5% (6%)	30 人 3% (4%)	131 人 12% (7%)	31 人 3% (6%)
エ	市民ニーズを的確に捉えようとしていた	132 人 12% (11%)	308 人 28% (28%)	338 人 30% (28%)	100 人 9% (9%)	44 人 4% (8%)	130 人 12% (8%)	41 人 4% (8%)
オ	進んで情報を提供した	130 人 12% (10%)	248 人 23% (22%)	346 人 32% (28%)	144 人 13% (12%)	60 人 5% (11%)	131 人 12% (8%)	34 人 3% (9%)

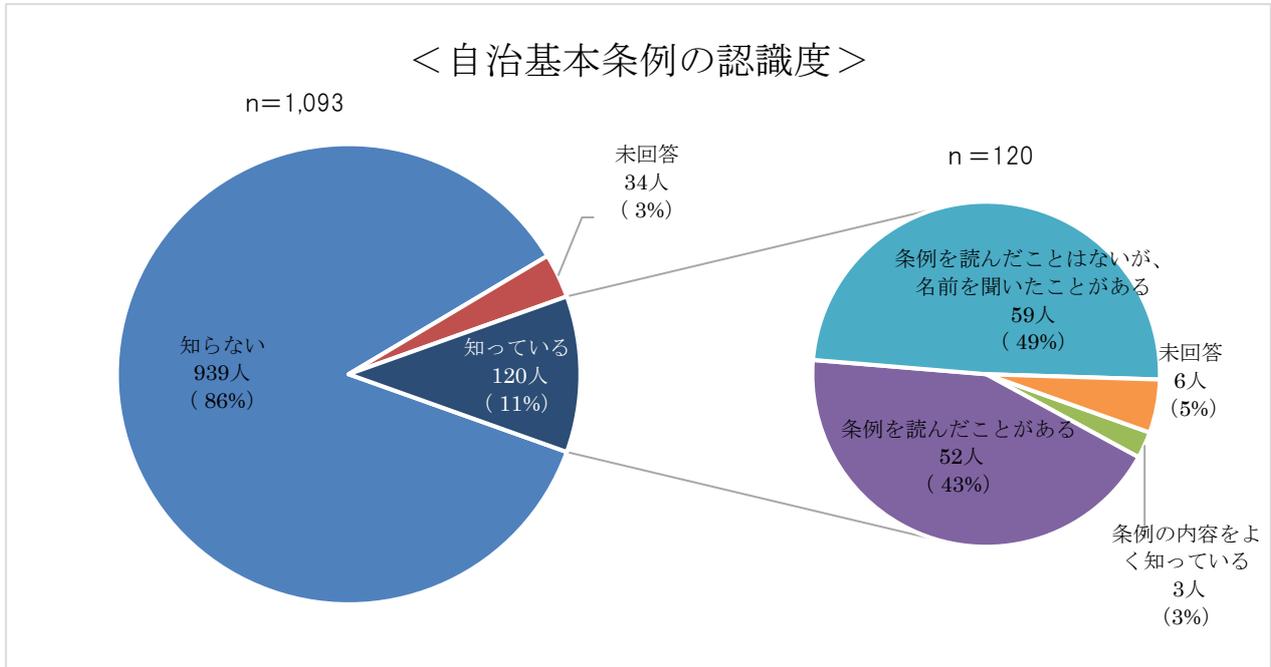
各項目ともに、「そう思う」、「ある程度そう思う」の回答割合が高いですが、「どちらともいえない」の回答割合が「市民ニーズを的確に捉えようとしていた」の項目に対しては、30%、「進んで情報を提供した」の項目に対しては、32%でした。

また、各項目ともに「あまりそう思わない」、「そう思わない」の回答割合が1割近くありました。平成 28 年度の結果と比較して、大きな変化は見られませんでした。

設問 5 から設問 9 までは市民参加条例に関するアンケート内容のため「茅ヶ崎市市民参加条例無作為アンケート調査結果 令和 2 年度実施」をご覧ください。

設問 10 平成22年4月1日に施行された「茅ヶ崎市自治基本条例」（以下、「自治基本条例」）を知っていますか。【1つだけ○】

設問 10-1 設問 10 で「1. 知っている」と回答した方にお尋ねします。「自治基本条例」をどの程度知っていますか。【1つだけ○】



＜平成28年度との比較＞

回答	構成割合		増減割合
	令和2年度	平成28年度	
知っている	11%	23%	-12%
知らない	86%	75%	+11%
未回答	3%	2%	+1%

回答	構成割合		増減割合
	令和2年度	平成28年度	
条例の内容をよく知っている	3%	1%	+2%
条例を読んだことがある	43%	36%	+7%
条例を読んだことはないが、名前を聞いたことがある	49%	57%	-8%
未回答	5%	6%	-1%

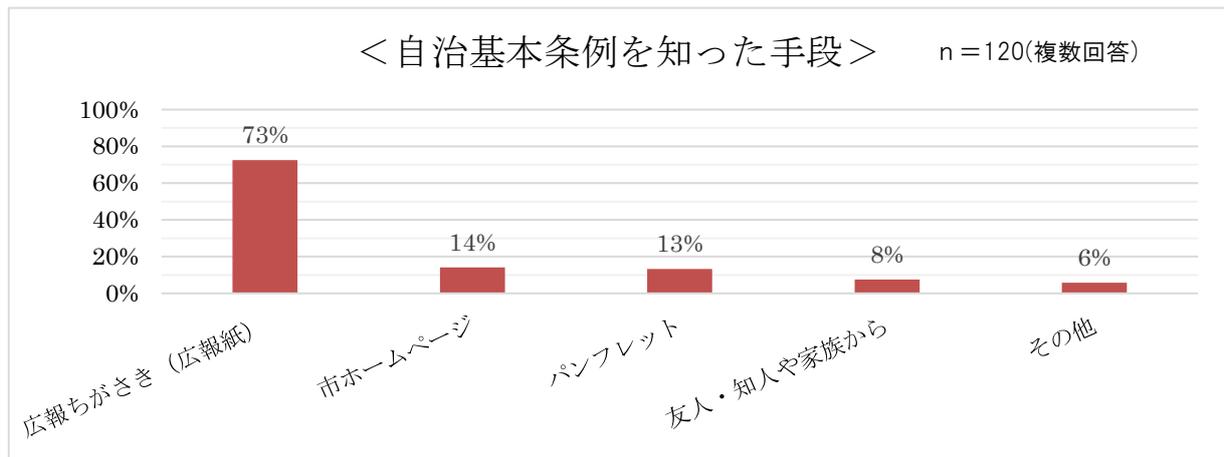
平成28年度の結果と比較して、自治基本条例を知っていると回答した割合が12%減少しました。

一方で、「知っている」の回答のうち「条例をよく知っている」、「条例を読んだことがある」の割合が増加しました。

自治基本条例の認識度については、「知っている」の回答割合が11%、「知らない」の回答割合が86%、未回答割合が3%でした。

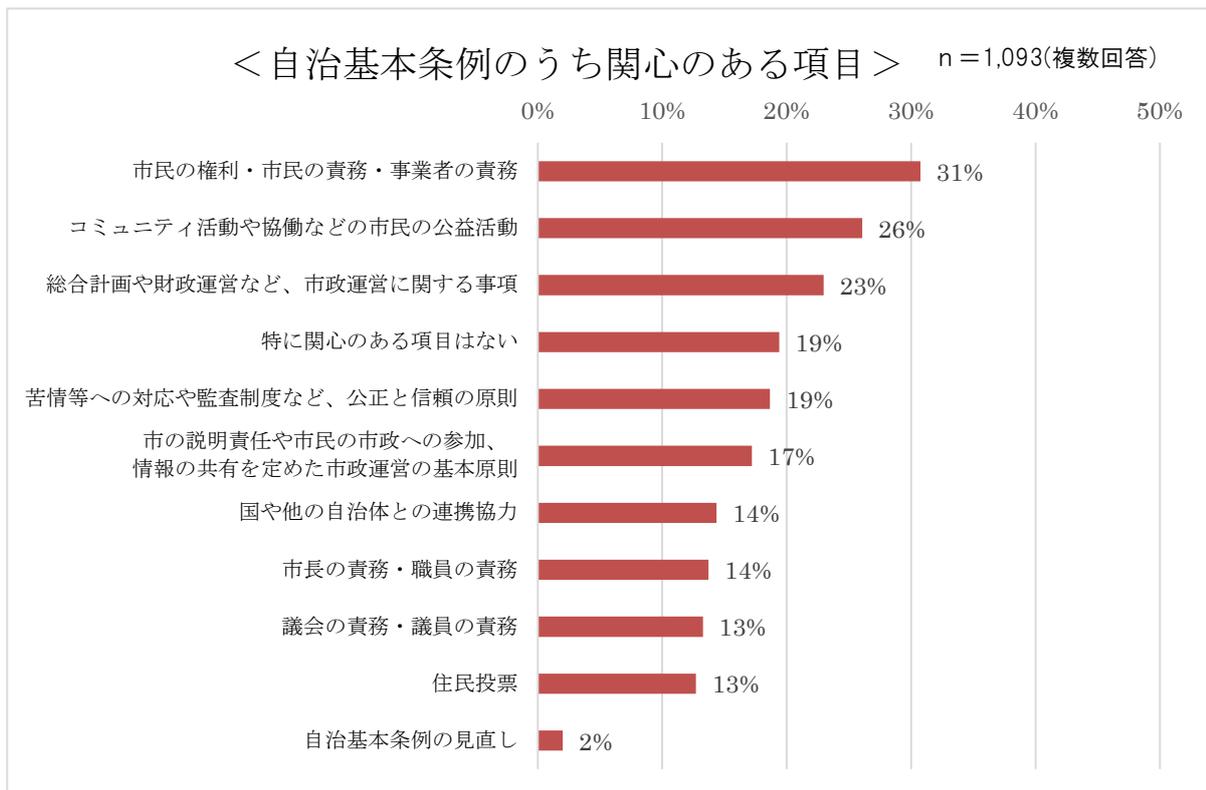
「知っている」の回答のうち、「条例の内容をよく知っている」が3%、「条文を読んだことがある」が43%、「条文を読んだことはないが、名前を聞いたことがある」が49%、未回答が5%でした。

設問 10-2 設問 10 で「1. 知っている」と回答した方にお尋ねします。「自治基本条例」をどのよう
に知りましたか。【いくつでも〇】



設問 10 で自治基本条例を「知っている」と答えた人のうち、どのような手段で条例を知ったのかについては、「広報ちがさき」(73%) が最も多く、次いで、「市ホームページ」(14%)、「パンフレット」(13%) でした。その他意見は、自治会、市役所でした。

設問 11 「自治基本条例」には次のような項目があります。あなたはどの項目に関心がありますか。
【いくつでも〇】

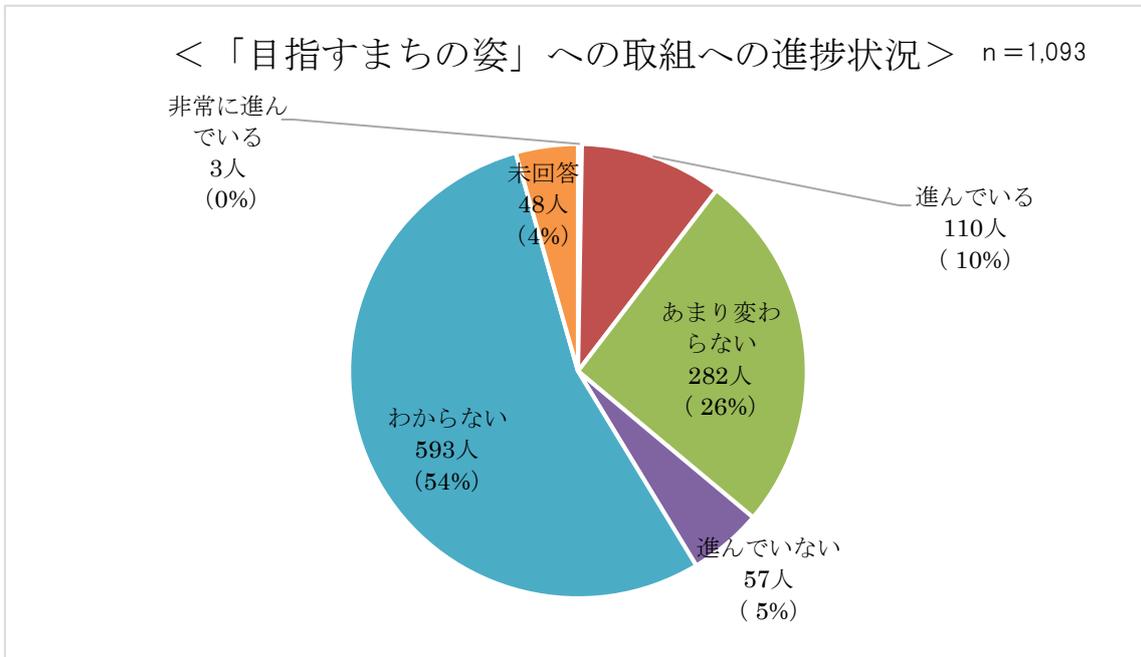


自治基本条例に規定されている事項のうち、回答者の関心のある項目としては、「市民の権利・市民の責務、事業者の責務」(31%)、「コミュニティ活動や協働などの市民の公益活動」(26%)、「総合計画や財政運営など、市政運営に関する事項」(23%) となっています。

また、「特に関心のある項目はない」の回答割合は 19% でした。

設問 12 「自治基本条例」が施行されて10年が経ちました。

「自治基本条例」では、「市民の市政への参加」、「市民と市（議会や市長）相互の連携、協力」の推進や「地域力の向上」を重要な取組とし、市民が等しく尊重され安心して暮らすことができる地域社会を創ることを「目指すまちの姿」としています。「目指すまちの姿」への取組はどの程度進んでいると感じますか。【1つだけ〇】



「目指すまちの姿」への取組の進捗状況について尋ねたところ、「非常に進んでいる」の回答割合が0%、「進んでいる」の回答割合は10%、「あまり変わらない」の回答割合は26%、「進んでいない」の回答割合は5%、「わからない」の回答割合は54%、未回答割合が4%でした。

＜平成28年度との比較＞

回答	構成割合		増減割合
	令和2年度	平成28年度	
非常に進んでいる	0%	1%	-1%
進んでいる	10%	18%	-8%
あまり変わらない	26%	33%	-7%
進んでいない	5%	8%	-3%
わからない	54%	37%	+7%
未回答	4%	4%	±0%

平成28年度の結果と比較して、「進んでいる」の回答割合は8%減少し、「わからない」の回答割合は7%増加しました。

設問 13 「自治基本条例」の目的は、市民・議会・行政が、目指すまちの姿を共有し、相互に協力してまちづくりを進めることです。「自治基本条例」について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。（例：自治基本条例のあり方や内容について見直してほしいことや、取り組んでほしいことなど）【自由記述】

以下の表は、自治基本条例に関する自由記述意見について、項目別の件数を示しています。

表 3. 自治基本条例に関する意見（項目別件数） 詳細は別表 3 をご覧ください。

項目	件数 (件)
条例の周知啓発に関すること	23
条例の在り方に関すること	9
前文に関すること	1
議員の責務、議会の責務 市長の責務、職員の責務に関すること	7
市政運営に関すること	2
情報共有に関すること	15
市民参加に関すること	21
財政運営に関すること	1
行政評価に関すること	1
苦情等への対応に関すること	1
コミュニティに関すること	1
市民活動に関すること	5
国等との連携協力に関すること	1
条例の検証に関すること	2
その他	15

設問 1 4 は市民参加条例に関するアンケート内容のため

「茅ヶ崎市市民参加条例無作為抽出アンケート調査結果 令和 2 年度実施」をご覧ください。

別表 自由記述回答の一覧

自由記述の内容は、基本的に原文のまま記載していますが、一部の意見については、文意に留意しながら簡略化や文末形式の統一をするとともに、複数の同様意見については集約しています。

なお、自治基本条例と関連のない事項については掲載を省略しています。掲載を省略した御意見等については各担当課かいへ情報提供しました。

別表 1

設問 2 あなたは日頃、どのような媒体から市政に関する情報を得ていますか。

その他意見記載内容		
友人、知人（3件）	NHK、民放	タウンページ
自治会（3件）	松浪地区まちぢから協議会	ブロッシャー
回覧板（3件）	たん紙	趣味のサークルの中で
タウンニュース（2件）	関係団体より	市に直接行って聞く。
口伝	議事録	新聞折込情報誌
インターネット（2件）	Chigasaki Wave	特に得ていない。
神奈川のネットニュース〔Yahoo 等〕		
ママ友の情報（フェイスブック、セミナー、説明会、ツイッターなど直接市と関わっている人）		
役場に勤める知り合いの投稿 facebook		
市議の通信（ポスティングされる）ハチドリのひとしずく通信等		
市議員が配布してるチラシ		
市議会だより		
どこに情報があるのか分からなかった。		
多忙を理由に関心を持って来ていない。		
どの媒体からの情報も自分で確認していなかったので、情報を得ていませんでした。		

別表 2

設問 3-1 設問 3 で「1. 不足している」「2. やや不足している」と回答した方にお尋ねします。

不足している情報はどのようなものですか。

分野	自由記述欄記載内容
環境・ごみ	ごみ問題
福祉	障害福祉に関すること、広報の別冊福祉版を作成する。
	認知症予防、介護サービス事業について（2件）
	福祉に対する情報が不足していると思います。
	新型肺炎に関しての保証、給付
子育て・教育	何が決定されているか解らない。子供関連

子育て・教育	インターネットで子育て支援センターのイベント情報が収集出来ない。
	教育関連
	子育てについて
	子供たちの行動
	子供に関する学校以外の情報
	子供の政策
健康・衛生・医療	医療分野
	茅ヶ崎市保健所管内で確認されたコロナウイルス感染者の情報(感染者の勤務地などの詳細。HPをいちいち確認しに行かなくともTwitterでも発信してもらいたい)
	コロナの情報がない。
スポーツ	スポーツ情報が少ない。
市民参加・市民活動	市民活動
交通・道路	道路行政いまだ歩道がない道路が通学路に多くあり誰かが犠牲者がでるまで直らないのか。
	市中心部に行くには交通不便です。(堤地区ライフタウン)
	雄三通り(特に歩道)の改修の方向性と具体的スケジュールが全く見えない。
生活	広報紙、回覧板が届くのが遅い。(3件)
	自治会に入っていない、スマホを持っていないため。税金を納めていても不平等であると感じる。
	勤労会館会場申し込み抽選方法等
	市民が使える市の施設名地の情報
	事故・事件
	自分の事業の宣伝を掲示出来る場所の指示
	生活に影響する大事な部分があれば簡潔にわかりやすく伝えてほしい。
	犯罪、不審者情報など
防災・消防	市民への災害時の避難所等の周知(4件)
	防災や伝染病等の異常時対策
	水害の情報
	安全に関する情報
	防災訓練は形として実施していても、災害時の具体的態勢(体制)は見えない。
イベント講座	イベント、催事、大岡祭、湘南祭等のプログラム等(7件)
	近日時の講座等情報が入りにくい。(2件)
	しめきり日が近い講座などは、すでに定員に達している事もあり、タイミングがずれる。
	文化施策、文化事業の情報が、質・量ともに不足している。
	中央公園で行うイベント等、もっと早目から知りたいと思うことが多い。
	年間の予定表などに、まとめてイベント等を作成すれば参加の計画などしやすい。

計画・条例	基本条例を理解するためにはやや不十分
	今後の施策、方針、計画などについての情報
	条例など、規則に関することはあまり理解できていない。
相談先	コロナにかかったらどこに電話すればいいのか、年金についての問い合わせ先、確定申告についての問い合わせ先、職業案内関連
市政運営	お金もないのに無駄なことが多すぎます。市がどうしても知ってほしいものだけ、月報で簡潔に。余計な情報が多すぎる。
	経済活性化施策
	決定したことなく、どう考えどうしようとしているのか。
	広報紙のページを増やして、市のお金の使い方をもっと詳しく掲載してください。
	市の将来の事業計画等
	市の制度全般
	税金の使われ方（4件） 公共事業の発注先の決め方
	政策、財政状況、予算についての説明、議論、市議会での議論、議会の内容議会の傍聴（例）ハワイ（ホノルル市）との姉妹提携。なぜこんなことに金を使うのかほかにやることがあるでしょう。
	施策のわかりやすいPRを望む。（2件）
	その事業についての情報発信の度合、ボリューム感が乏しい。
	年度ごとの予算、事業計画の重点項目のアピールとその結果について
	パブリックコメントを検討した結論・理由の開示
	茅ヶ崎市将来のビジョンと、そこに向けた具体的な活動内容や議論の状況。そして、そこに市民がどのように参画すべきなのかという情報。
	市の施政方針や市長の政策
	市政の方針、政策、条例など新しい情報がよくわからない。社会的な不安、不快要因発生に関する対策上の問題点
	全般
こちらから調べようと思って行動しないと情報は得られない。（2件）	
ざっと一覽に目を通してはいるが、何が重要か、どんなことがいま問題となり議論が進んでいるのかが分かりにくい。	
市が今何に取り組み、何に力を入れているのか？	
市職員が何を目的にその様に市民に対してサービスしているのか。 日頃の事務態度や各種文面から見て取れない。	
市政の広報不足、イベント・市政の状況 etc 周知方法を工夫してほしい。	
市全体の動きとか、茅ヶ崎市独自の制度とかよくわかっていない。広報ちがさきのレイアウトは読みづらいと感じる。	

全般	市ホームページがわかりづらい。(3件)
	情報は主に「広報ちがさき」より得ていますが、全て掲載されているとは思われません。
	条例など広報紙でしか拝見しないので、「いつの間にか…」というのが多いです。自ら全てにおいての情報を得るのは困難ですので、アプローチは必要かと思えます。
	どの情報が不足というのではなく、こちらが気になって調べにでも行かない限り触れることのない、そして調べに行ったらそこで明確にわからない、そういうレベルの情報開示だと思います。
	不足部分をすぐに補充する手段が充分でない。Ex)市のホームページが使いにくいと感じています。
	90歳以上向きの項目が無
	SNSのみなので、すべての情報がとれていない。不足しているかどうか不明。
	twitterの情報更新が遅い。
	一番知りたいことを尋ねても回答がない。
	インターネットばかりでなく他の方法を考慮
	県外に下宿しているので情報が得られない。
	広報の発行回数が少ない。記事が遅い。
	こちらからみに行く機会を作れない。
	携帯アプリでプッシュ通知で随時お知らせが出てくるのが望ましい。
	自分が見てなくて人から聞くことがある。
	詳細内容が不明(3件)
	情報発信率が少ないように感じる。
	情報を簡単に携帯で見れると便利だ。
	知らせ方が少ない。
	すべて(3件)
	その都度必要なことは市へ電話します。
	そのものがわからない。
	定期的に見ていないため
	特にこれというものはないが漠然と足りないと感じる。
	どのような情報があるのか知らない。
	何が不足しているのかわからないですが、きっと不足しているのだと思います。
	年間3分の1滞在なので十分に情報を知り得ていませんが、納得しています。
ハイパーリンクのみで、そのリンクに対する詳細がない。	
目立つように発表してください。	

全般	仕事に関する以外の情報
	知る機会が少ない。 このアンケートに答えるまで、広報誌以外(市のホームページなど)で知る手段があると知らなかった。
	何が1番伝えたい情報かわかりづらい。
	HP等の情報を知ることができない人に情報発信する方法の工夫、防災ラジオ等を有効活用できないのか？
	情報のプラットフォーム自体が不足している気がします。市の情報は、普段生活している中であまり目にしません。
	全体像が掴めないで、一覧のようなものがあると助かる。
	知りたいところがすぐにでてこない。(2件)
	必要な情報が少ない気がする。
	まず自分が得ようとしていない。(2件)
その他	今まで能動的に情報を得ようと動いていなかったため、どのような情報が発信されているのか知りませんでした。その為、情報が十分なのか判断できません。
	HPでそのページに必要な情報はリンクからすぐ飛べるようにしてほしい。(いちいち検索し直す人はあまりいないので)

別表3

設問13 「自治基本条例」の目的は、市民・議会・行政が、目指すまちの姿を共有し、相互に協力してまちづくりを進めることです。

「自治基本条例」について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。

(例：自治基本条例のあり方や内容について見直してほしいことや、取り組んでほしいことなど)【自由記述】

項目	自由記述欄記載内容
条例の周知啓発に関すること	「広報ちがさき」紙を通して、もっと目指すまちのちから、方向、将来展望塔PRすべきと考える。
	10代は条例を気にしていないし、内容も知っている人は少ない。
	30条におよぶ条例は読んでも理解できないので、イラスト等で表現する。
	アンケートに記入しましたが私は自治基本条例のことがよくわかりません。申し訳ないですが初めて目にした様に思う。広報は読んでいますが聞きなれてなかったです。
	今回は参考資料をいただきよかったですと思います。こういうようなものを全市民に配布したらいいと思います。

<p>条例の周知啓発に 関すること</p>	<p>参考資料の自治基本条例を初めて読みました。細分にわたってきめ細かく記述されておりこういうものは必要だと思います。しかし、何かしようとする時常に条例に照らして意見を言ったり実施するのは骨がおれるような感じがします。「こういう事を皆んなで出来たらいいな」なんて気軽に言えるのが良いです。</p>
	<p>参考資料を読んだが、とても分かりづらい。もっと具体的な言葉でわかりやすく作成してほしい。</p>
	<p>自治基本条例は、ほとんど知りませんでした。「広報ちがさき」についても目で流す程度のことです。</p>
	<p>自治基本条例によって変わったことを、市民に説明すべきだと思う。効果があったことが伝わらないと意味がないと思う。</p>
	<p>全部を読むこと理解することは難しい。内容概要とそれに基づいて具体的実行方法、例を設置ないし配布（自治会等を通して）</p>
	<p>総論・基本原理なので、具体的なイメージが描けるように、実際の事例を示して説明することが必要。大きな印字で表示してください。</p>
	<p>ただ書き並べるのではなく、わかりやすく、要点だけでいい。細かくて読む気にもならない→それを関心がないととらえてほしくない！！</p>
	<p>本条例を消化するための行政の動きであってはならないと思います。広く市民に周知徹底するための工夫、例えばテーマまたは項目や共通条文毎に少しずつ広報ちがさきで説明するとか、事例を報告するとか広報活動をしては如何でしょうか。</p>
	<p>まず自治基本条例をもっと知ることから始めます。</p>
	<p>目を通しましたが、もっとわかりやすく、絵とか簡単な具体例 具体例 を示した方が良いのでは。</p>
	<p>私はまだ 30 代なので、今回のアンケート内容は難しく感じました。</p>
	<p>自治基本条例の内容が理解できない。</p>
	<p>素晴らしい取り組みと思います。もう少し積極的にアピールしても良いかと思えます（2 年前に茅ヶ崎に引っ越してきたのですが、本条例を知る機会がなかったように感じましたので）。</p>
	<p>内容がとても難しく私のような 10 代には理解するには時間がかかってしまうような書き方をされているなあと感じました。ですが細かく書かれていて良いと思いました。</p>
	<p>”どう伝えたか”ではなく”どう伝わったか”という言葉をよく耳にする。今回の参考資料は残念ながら文字の多さがどうにもいただけない。文字文化から遠くかけ離れてしまった現代人にとってこの文字量はあまりにも厳しい。いったい何人の市民が全文をチェックしたたであろう？このアンケートは”何を伝えたかったのか”が残念ながら、私には”あまり伝わらなかった”。時代に合った伝達の手段をもう少し考えていただきたい。</p>

条例の周知啓発に関すること	目指す姿をより積極的に発信し、市民にどのような協力方法があるのかを明示して欲しい。
	『自治基本条例』の参考資料を頂き、さっそく読んでみます。印刷の活字の大きさも読みやすいのが良いです。
	資料をもっとシンプルかつ見やすくしていただければよかったですと思います。
条例の在り方に関すること	この条例で変化を感じていますか？総務省、神奈川県の影響が強くないですか？ガイドラインはありますか？
	今回のアンケートで基本条例について知ることはできたが読むまでには至っていません。相当暇がないと読まないと思う。先ほど述べたよう、課題、問題解決の答弁などの時間を利用し、関連する基本条例を載せて市民に周知させたらどうか。
	親しみやすい名前の条例にする。
	条例内容に問題は無いと思います。
	条例の内容が市民に伝わる事よりも、市民のどの世代もが市を意識したり、関わっている、相談できるつながりがあるという実感や体感の方が必要だと思う。地域に愛着がわけば、市も身近な感じがするし、知ろうともするし、参加しようと思うはず。
	そもそも条例名がわかりにくい。もっと親しみのあるネーミングを考えて関心を高める努力を。
	建前だけでなく、実際に相互協力できるといいと思います。条例では市民の側にウエイトがかかっている気がしました。市民の側（私個人の気持ちかもしれませんが）市政に主導していただきながら協力するというビジョンが根強いです。
	茅ヶ崎が住み続けたい街であるためのルールが示されていることを表すような、「自治基本条例」のネーミングを工夫してほしい。
・申し訳ないがこの条例について初めて知った。同封の参考資料を読んだ。理念と活動の方向性はよくわかったのだが実際にやり切れるのか問題として残る。	
前文に関すること	市民・議会・行政が目指している「まちの姿」とは、どんな姿なのか？同じ姿を描けているのでしょうか？
議員の責務、議会の責務、職員の責務に関すること	行政は議会が監視しているが、議会、議員に対する監視が実質選挙以外に無い。議員業務の公開透明性を上げる施策がもっとあって良いと思う。
	市民への寄り添い
	私としてはポピュリズムは嫌いなので、専門的な行政のメンバーがしっかり引っ張ってもらいたい。私は社協で少しお手伝いさせてもらっているが、現状十分機能していると思っています。
	茅ヶ崎は元々地元愛の強い街。そこにあぐらをかき、何でも市民に押し付けるのではなく、市の職員にも茅ヶ崎を愛し茅ヶ崎の為に働いて欲しい。

議員の責務、 議会の責務、 職員の責務に関する こと	「相互に協力してまちづくりを進める」となっていますが、市民は出来る限り市に協力していますが、逆に市は市民に色々な事で協力できていますか？もっと市民の困っていることに協力してください。
	基本条例11条職員の責務には、パブリックコメントに対して誠実に回答することが盛り込まれていない。回答することを明文化してはいかが？
	基本的に市の仕事は聞こえにくい意見に耳を傾ける事だと考えております。大きい声を出す方が市民の気持ちを代表しているとは限らないので、そういう方への対処にどれ程多くの時間やエネルギーが必要か…。かといって身近の声にしか対応しない議員さんへも疑問を感じます。他を思う想働と冷静な分析力が市政を担う方には一番必要な力と考えております。立派な条例作りよりも。
市政運営に関する こと	基本原則の「説明責任」と「情報共有」をしっかりと進めて頂きたいと思います。そうすれば「市民参加」の意欲は自ずと醸成されてくるのではないのでしょうか。
	市民の意見を吟味し、市議会で調和を図り、行政機関が実行するまでの「時間」を早くしてほしい。
情報共有に関する こと	どんな街にしたいのか（ビジョン）を市と行政が常に共有（検証は必要）していること。 網羅的ではなくビジョンに沿ってプライオリティを付して実行。
	広報の字の大きさ（大きくしてほしい）を含めて、読みやすい広報にして欲しい。
	興味を持って情報収集しているような市民は別として一般市民は議会や行政が何をしてくれているのか目にする機会がない。
	”広域避難場所”問題で初めて知りました。”茅ヶ崎ゴルフ場跡地利用”については市政の問題（広報・周知、業者扱い etc）がすべて内在していたと考えます。
	「自治基本条例」の内容がわかる資料はどうしたら手に入るのですか。お知えてほしい。（今まで実施したこと等）
	「目指すまちの姿」が市民に共有されていると思えない。目指す姿をより積極的に発信し、市民にどのような協力方法があるのかを明示してほしい。
	・市政に関する情報を説明しなければならないとあるが難しい言葉を使うのではなく、だれでもわかるような文章で伝える。（家に送られてくる障害福祉関係の文章は5回読んでも私のような老人にはわからない。）
	SNS等を活用できない高齢者等には、別の方策を用意してほしい。
	いつ何をやるのかがわかりにくい。
	具体的に情報の信達の一考を。 自治基本や市民参加を唱えながら、形式的には進めているように振るまっても、実績的には、市民集会の事前質問にも対応されていない。 条例で美辞を並べ（口頭で丁寧な対応をしても）具体的解決に結びつかなければ、絵にかいた餅ですよ。

情報共有に関する こと	市民の声を聞き参加していいとなっても、その結果や過程が反映されているの かわかりづらいので、もっと細かくかつ大きく発信してほしい。
	条例そのものは行政側から見たらパーフェクトだと思う（理解度は不十分ですが！） 一市民から見て、具体論になるとだから何なのとよくわからない。 もう少し具体的に“何ができるのか”“なにが期待できるのか”“その結果どうなるの か”実例も踏まえてもう少し分かり易いけいもう、情報開示も考えて頂きたい。
	やはり情報の発信と市民（受取手）の情報収集力がアンマッチな気がします。 お互いがもっと気軽に通じ合える方法があれば、市政のことに関心が持て、市政が 身近になると感じました。
	もっとわかりやすい言葉や表現をした方が伝わりやすい。文字だけでは読む気にな らない。
市民参加に関する こと	老人の意見よりも若い世代（学生、子育て中の若い人など）の意見をどんどん聞い た方がいい。若い世代が住みやすい街を当然望んでいる。
	各地域の実状を再調査の上住民の意見も聞いて対応してほしい。
	今回自治基本条例を拝読し、できることに参加しようと考えました。
	参加しやすい仕組み、SNS や HP など。
	参加を強制しないでほしい。
	市民参加の方法は説明会や公開討論会ばかりではない。集会では多くの市民を集め るのは難しいので、ホームページ上に市民の意見コーナーを作って、世論を集めて、 公開してほしい。福社会館の建て替えなど大きな公共事業では、市民からムダだと 言われないうえにも、市民から寄せられた意見やその数を公開してもらいたいです。
	残念ながら“自治基本条例”は全く認識していなかった。（多分大半の住民も同じでは ないかと推測します。）ただ設問9で説明したとおり、身近な生活に直結する事案に は興味及び意見もあると思うので、自治会単位（又は2-3も自治会単位）での意 見交換会を開催し、意見が言いやすい機会を設けることが重要と思われる。又、住 民の意見がそれなりに実際の行政に反映されてくれば、より市政に積極的に対応す る世帯も増えてくるのではと期待する次第です。
私はまずこの条例制度を知りませんでした。市民参加とかどの程度の参加なのでし ょうか？講演会に参加しなければ参加では無いのでしょうか？アンケートはこれら に当てはまるのですか？ 私は旧市役所があった場所に広い公園ができると市役所の受付の女性に聞きました が今ではホテル、アパートなどの大きな建物ができるとお聞きしました。 これは何によって決められたことなのでしょう。市民の意見は聞かれたのでしょ うかアンケートや意見を募った結果それなら良いのかもしれませんが私はあの場所 に大きな建物ができるのは反対です公園が図書館ができて欲しいと思っていました。	

市民参加に関する こと	無作為抽出でアンケートに答えていますが、私に数回来ているのに対し、ほかの家族には一度も来ていないので本当に無作為なのか疑問です。(また選んでいただければ、回答させていただきます。)
	10年前のもので見直しをする必要と思う事項について、あらゆる年齢のより多くの意見を聞く必要がある。
	市は、市民がもっと気楽に（かまえずに）参加できるよう気配りするといいと思います。広報に時々っていることもあります。言葉が難しく読む気もしない。小池東京都知事の「皆さん、おうちにいましょう…」というメッセージのように、子供・年寄り・外国人など、すべての世代の人が聞いてすぐに理解できる言葉を選んで、市のとりくみを伝えれば、自治基本条例に意見を述べたい人も増えると思います。
	自分の参加の仕方がわからない。
	市民参加する機会や方法を増やす。
	市民参加の方法を考えて誰もが気軽に参加出来る様な機会をつくってほしい。(限られた人だけで行われている感がしている。)
	市民の一部の人達だけで運営されているように見えます。どの会合にも同じ人たちが参加動員され行われているように感じる。
	市民の参加を具体的にどうすればよいかわかりやすく説明してほしい。
	正直、このアンケートも建前でしょうか？本当は積極的に参加してほしいのでは？
	日本語が話せない市民の参加はできるのか。英語は対応可ですか？
	方針・計画を作成する前から市民の意見を求め反映させるシステムを構築すべきである。
	今回、アンケートに同封の条例を見て初めて内容を認識しました。もしかすると私のような者は少数派かもしれませんが、市民が参加したくなるようなソフト面でのアプローチも工夫された方が良いのかもしれない。
	まちづくりに参加する（市民参加）にはどんな方法があるのか？の具体的な取り組みを参考資料でいただきましたが、実際にこのようなことが実施されていたこと自体知りませんでした。
財政運営に関する こと	この10年間、箱物への資金投入が多く大変バランスの悪い傾向が見られた。新市長として財政のカジ取りが大変でしょうが、手腕のあるスタッフを集めバランスの良い財政運営をお願いしたい。
行政評価に関する こと	市民・議会・行政の連携は当然のこと。他に他市、他県の活動、施策、さらに有識者（市内ではなく）による評価など採用して参考にすること必要と思います。
苦情等への対応に 関すること	市への苦情が簡単な方法でき、市の対応状況の見える化するよう希望したい。

コミュニティに関すること	町内のコミュニケーションが良くなれば茅ヶ崎市全体が仲良く楽しいまちづくりができると思います。
市民活動に関する こと	各自治会との密接な運営
	市内各地域一律ではないので、まちちから協議会の組織だけで進めていくのは問題があると思う。
	市内自治会での目安箱方式での情報収集システムを設置する。
	地区のまちちから協議会等は現実感に乏しく、取組がマンネリ化している。
	私は、市からの協力金が少ないため、個人的資産も使いながら、地域猫のTNR、保護活動を行っています。繁殖が減り、ゴミ・糞被害は減ってきたと思いますが、私の地域も含め、まだまだ追いついていない地域も多々ある為、市からの協力をもっと頂きたいと思っています。人間と動物がより良い形で共存し、更なる住みやすい地域になっていけるよう、ご検討頂きたいです。
国等との連携協力に関すること	他の自治体と「連携協力」とありますが、近隣市町よりあらゆる面で遅れているように思いますのでよくわかりませんが、おんぶにだっこしてもらっている状態なのではないでしょうか。助けてもらうばかりでなく協力しあえるといいのになと思います。
条例の検証に関する こと	市民への説明は議会審議とは性格上異なると思いますが、市政運営とその検証は必要かと思います。
	第30条に条例の検証義務があることが分かったが、検証されているかが分からないので、今後気を付けてみていきたい。やはり、有効性の確認改善が必要だと思います。
その他	いいと思います。
	今迄あまり関心がなく、アンケートに答えることが出来ずお役に立てず申し訳ありません。
	ご苦勞様です。宜しく願います。(一寸違いますが広報紙見やすくなりました)
	このアンケート調査により自治基本条例に興味を持った。
	実際の暮らしている人たちの意見を取り入れるのはいいことだと思います。
	条例の基本理念を理解しない人物の徹底排除
	条例の内容がきれいごとばかり書いてあり、具体的に何をするのか明確にしてほしい。
	特にありません。自身ももう少し積極的に情報収集したいと思いました。
	なぜ条例を作ってすぐこのアンケートやお知らせを見る機会がなかったのだろう。茅ヶ崎が観光地だと思って引越してきたが、ホテルもない町だった。遊ぶ公園すら困る。
	何の知らなくて本当にすみません。
	表面をつくろった文書でありきたり、本当の意味での市民へ対しての取組みとは思わない。ご都合主義的である。

その他	勉強不足です。この機会に少しでも知り得た事を大事に市民である自分を幸せに思って過ごしたいです。ありがとうございました。 コロナに負けてたまるか、そしてご苦労様ですと申し上げたいです。
	読む気にならない。アリバイ作りにならないように。
	高齢のため市のアンケートに十分な解答できずすいません。また、平成 21 年（西暦 2009 か）自治基本条例が制定されていたことも知らず、すいませんでした。今日から理解できるか分かりませんが、注意深く読みます。
	実感として受け止められるものがないので考えつかない。

茅ヶ崎市自治基本条例

Webアンケート調査結果

令和2年度実施

令和2年6月

茅ヶ崎市

総務部行政総務課

アンケートの概要

●目的

茅ヶ崎市自治基本条例第30条では、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証することが規定されており、平成24年度に実施した第1回目、平成28年度に実施した第2回目の検証に引き続き、令和2年度に第3回目の検証を実施することとしています。検証を実施するに当たり、自治基本条例に関する考え方や関心のある項目、市政に関する情報の満足度や職員の印象、自治基本条例に関する意見等について広く市民の皆様の御意見を伺うためWebアンケートを実施しました。

●対象

市内在住・在勤・在学の方、市内で事業活動を行う方、公益の増進に取り組む方、市に対し納税の義務を負う方

回答者数：111人

●期間

令和2年5月1日（金）～20日（水）

●周知方法

庁内エレベーターデジタルサイネージ、ツイッター、メール配信（2回）にて告知しました。

●回答方法

市ホームページ内のアンケートフォームにより実施しました。

●調査結果の表示方法など

- ◇ 回答割合は、すべては百分率で表し、小数点以下第1位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ◇ グラフ、表に使われる「n」（基数）は、各設問に対する無回答者を含む回答者数です。
- ◇ 回答比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超える場合があります。
- ◇ 当アンケートは、市民参加条例の検証に係るアンケートと合同で実施しました。市民参加条例に関する設問については「茅ヶ崎市市民参加条例に関する無作為抽出アンケート 調査結果 令和2年6月」にて別途集計結果を公表しております。

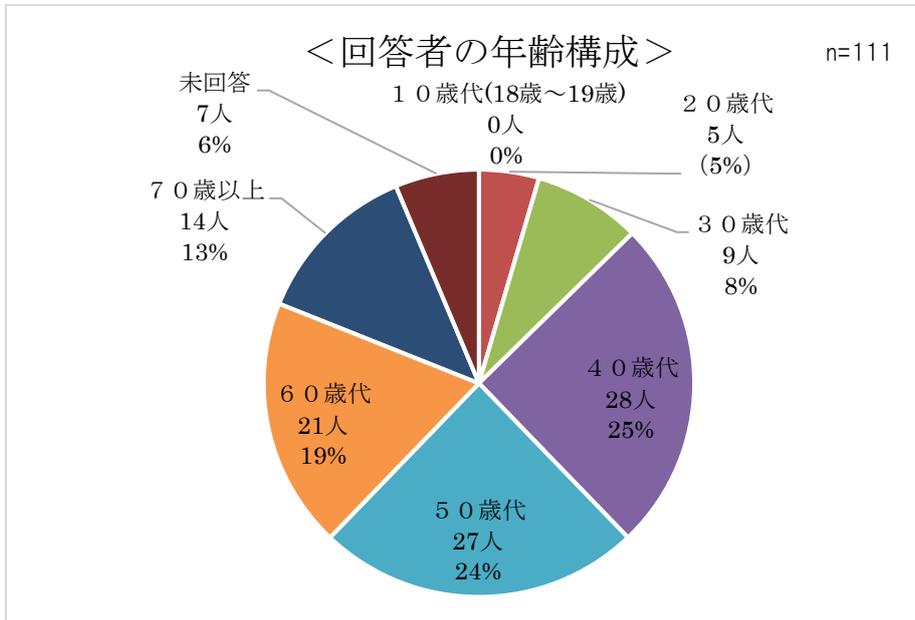
●いただいた意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、自治を推進するための取組等、今後の方向性を検討するための資料として活用いたします。

今後、次期講ずる措置（案）を取りまとめましたら、パブリックコメント手続等により、再度皆さまの意見をいただくことを予定しています。

アンケート結果

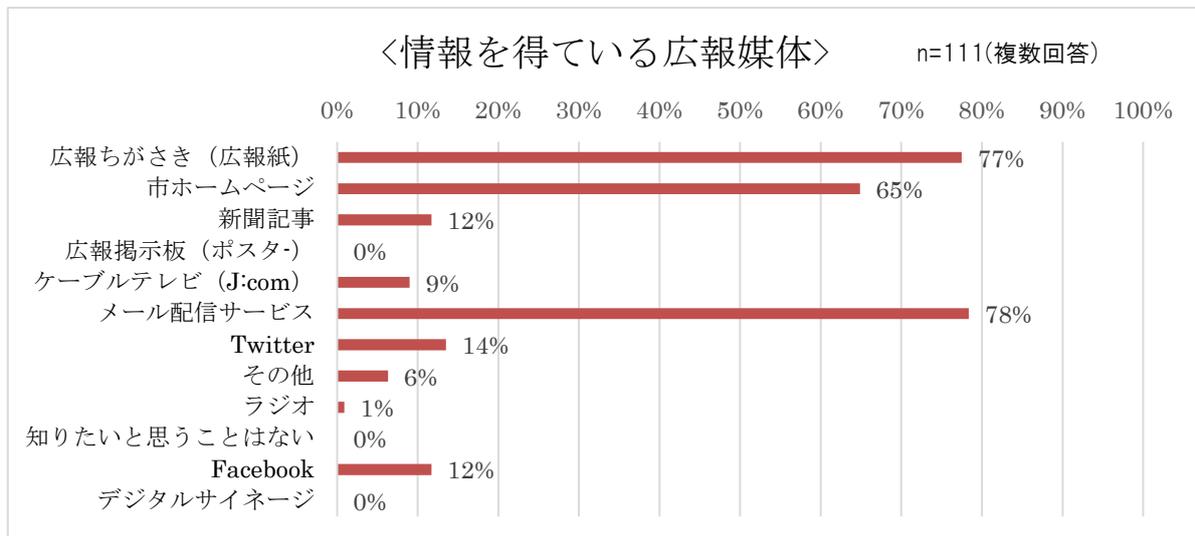
設問1 あなたの年齢をお答えください。



10歳代 (18歳～19歳)	0%
20歳代	5%
30歳代	8%
40歳代	25%
50歳代	24%
60歳代	19%
70歳以上	13%
未回答	6%

回答者の年齢構成をみると、「10歳代(18歳～19歳)」が0%、「20歳代」が5%、「30歳代」が8%、「40歳代」が25%、「50歳代」が24%、「60歳代」が19%、「70歳以上」が13%となり、40歳代と50歳代が約半数を占めています。

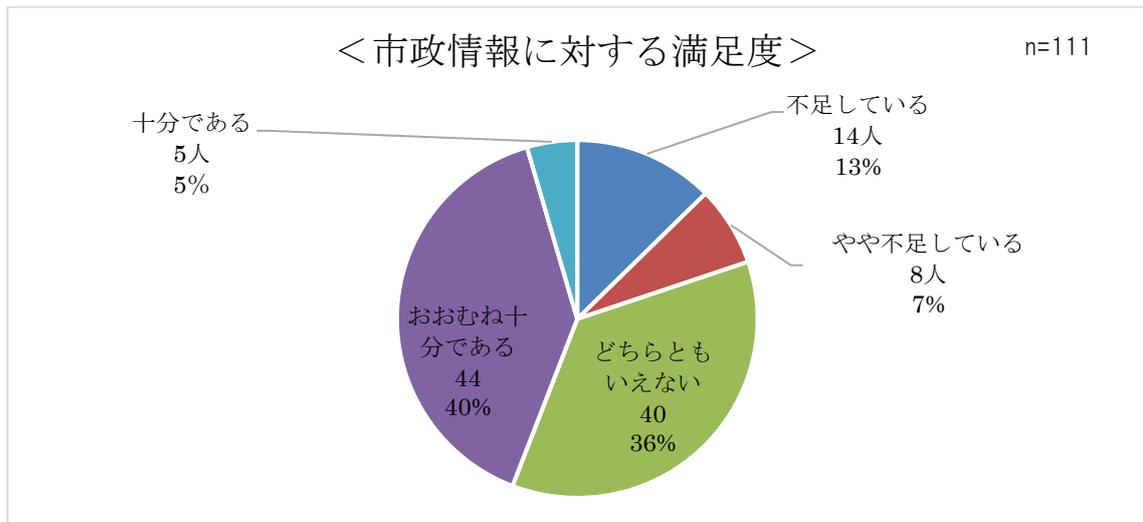
設問2 あなたは日頃、どのような媒体から市政に関する情報を得ていますか。【いくつでも〇】



市政情報を知りたい場合、どの広報媒体を利用しているかを尋ねたところ、メール配信サービス(78%)が最も多く、次いで「広報ちがさき(広報紙)」(77%)、「市ホームページ」(65%)、「ツイッター」(14%)、「Facebook」(12%)となっており、Webアンケートの回答者の多くは電子媒体で市政情報を得ています。

その他は、「LINE」、「友人」、「タウンニュース」、「担当課へ直接聞きに行く」でした。

設問3 あなたが得ている情報は、市の事業（イベントや講座など）や施策（計画や条例など）を知る上で十分なものです。【1つだけ〇】



十分である	5%
おおむね十分である	40%
やや不足している	7%
不足している	13%
どちらともいえない	36%

市政情報は市の事業（イベントや事業など）や施策（計画や条例など）を知る上で充分なものであるかどうか尋ねたところ、「十分である」の回答割合が5%、「おおむね十分である」の回答割合が40%で、「十分である」、「おおむね十分である」の合計が45%でした。「やや不足している」の回答割合は7%、「不足している」の回答割合は13%で、「やや不足している」、「不足している」の合計が20%でした。

設問3-1 設問3で「1. 不足している」「2. やや不足している」と回答した方にお尋ねします。不足している情報はどのようなものですか。【自由記述】

設問3で市政情報について「不足している」、「やや不足している」と回答した回答者に対し、どのような情報が不足しているかについて尋ねました。

以下の表は、「不足している情報」について、項目別に件数を示しています。

表1. 「不足している情報」の分野と件数 記述内容は別表1をご覧ください。

分野（件数）		
環境・ごみ (1)	福祉 (3)	子育て・教育 (1)
健康・衛生・医療 (2)	生活 (2)	防災・消防 (1)
イベント講座 (2)	計画・条例 (3)	市政運営 (2)
全般 (9)	その他 (1)	

設問 4 茅ヶ崎市職員※の印象についてお尋ねします。ここ数年、茅ヶ崎市職員と接した時、対応した職員の印象はどうでしたか。【項目ごとに1つずつ〇】

- ※市職員の例
- ・市役所、支所、窓口センターで働く職員
 - ・公民館や図書館で働く職員
 - ・市立病院で働く職員
 - ・公立保育園で働く保育士
 - ・小中学校で働く用務員や給食調理員
 - ・消防署で働く消防職員
 - ・環境事業センターで働く職員（ごみの収集や、資源を分別リサイクルする職員）

茅ヶ崎市職員の印象については、以下の表のとおりでした。

表 2. 茅ヶ崎市職員の印象

		そう思う	ある程度そう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	ここ数年、市の職員と接していないので分から	未回答
ア	親切かつ丁寧な対応をしていた	51人 46%	33人 30%	12人 11%	5人 4%	5人 4%	5人 5%	0人 0%
イ	市民の立場を理解していた	37人 33%	36人 32%	15人 14%	10人 9%	9人 8%	3人 3%	1人 1%
ウ	説明が分かりやすかった	37人 33%	34人 31%	19人 17%	8人 7%	8人 7%	3人 3%	2人 2%
エ	市民ニーズを的確に捉えようとしていた	28人 25%	29人 26%	26人 23%	12人 11%	10人 9%	4人 4%	2人 2%
オ	進んで情報を提供した	23人 21%	35人 32%	18人 16%	15人 13%	16人 14%	3人 3%	1人 1%

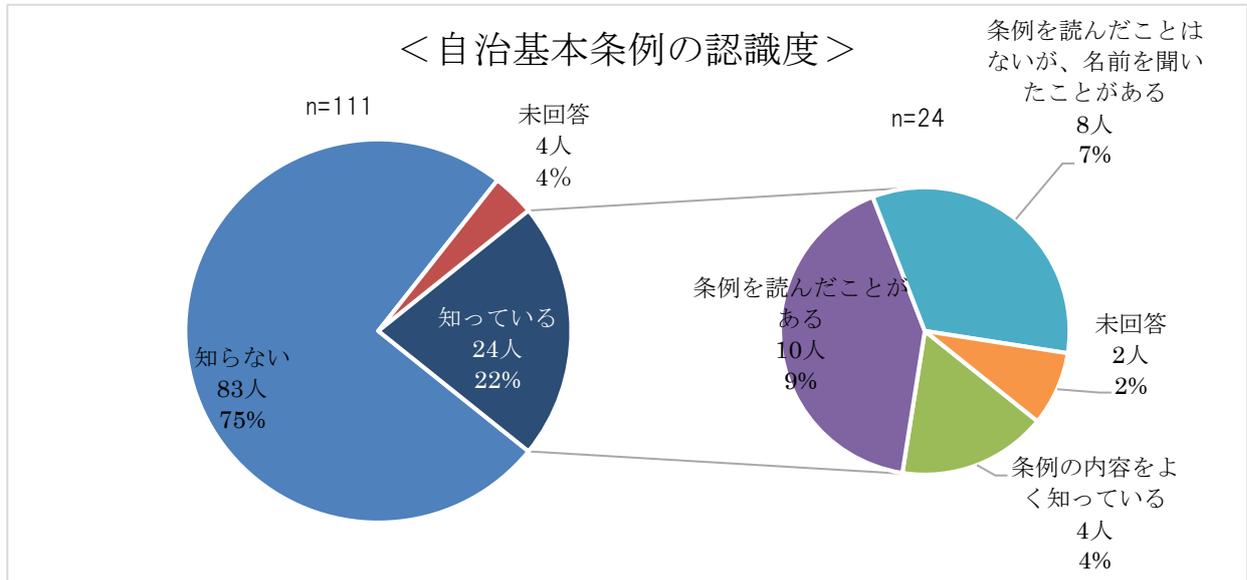
各項目ともに、「そう思う」、「ある程度そう思う」の合計回答割合が5割以上でした。

一方で、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の合計回答割合が、「市民の立場を理解していた」の項目に対しては17%、「市民ニーズを的確に捉えようとしていた」の項目に対しては20%、「進んで情報を提供した」の項目に対しては27%でした。

設問 5 から設問 9 までは市民参加条例に関するアンケート内容のため「茅ヶ崎市市民参加条例Webアンケート調査結果 令和2年度実施」をご覧ください。

設問 10 平成22年4月1日に施行された「茅ヶ崎市自治基本条例」（以下、「自治基本条例」）を知っていますか。【1つだけ〇】

設問 10-1 設問 10 で「1. 知っている」と回答した方にお尋ねします。「自治基本条例」をどの程度知っていますか。【1つだけ〇】



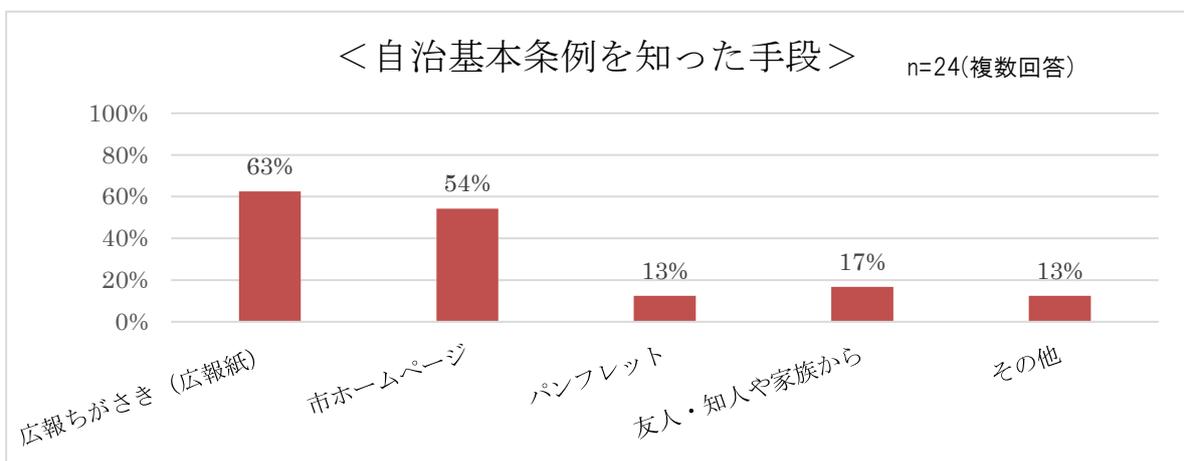
知っている	22%
知らない	75%
未回答	4%

条例の内容をよく知っている	4%
条例を読んだことがある	9%
条例を読んだことはないが、名前を聞いたことがある	7%
未回答	2%

自治基本条例の認識度については、「知っている」の回答割合が22%、「知らない」の回答割合が75%、未回答割合が3%でした。

「知っている」の回答のうち、「条例の内容をよく知っている」が4%、「条文を読んだことがある」が9%、「条文を読んだことはないが、名前を聞いたことはある」が7%、未回答が2%でした。

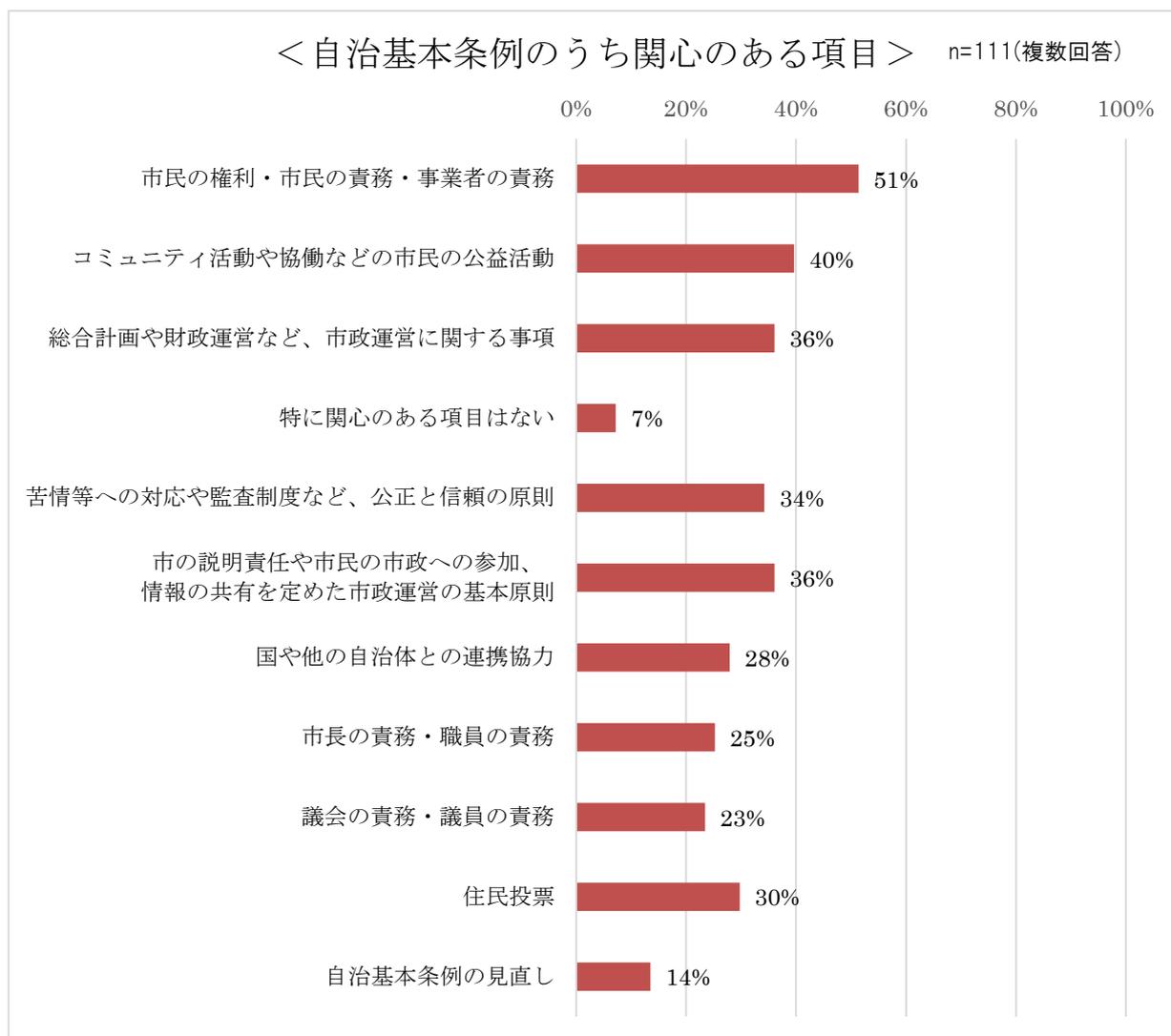
設問 10-2 設問 10 で「1. 知っている」と回答した方にお尋ねします。「自治基本条例」をどのように知りましたか。【いくつでも〇】



設問 10 で自治基本条例を「知っている」と答えた人のうち、どのような手段で条例を知ったのかについては、「広報ちがさき（広報紙）」（63%）、次いで、「市ホームページ」（54%）でした。その他意見は、「自治基本条例策定に携わった」、「自分が通学している大学の准教授が執筆した本」、「職員は自分たちの都合のいいように市民に接する、もうだまされないように探して読んだ」でした。

設問 11 「自治基本条例」には次のような項目があります。あなたはどの項目に関心がありますか。

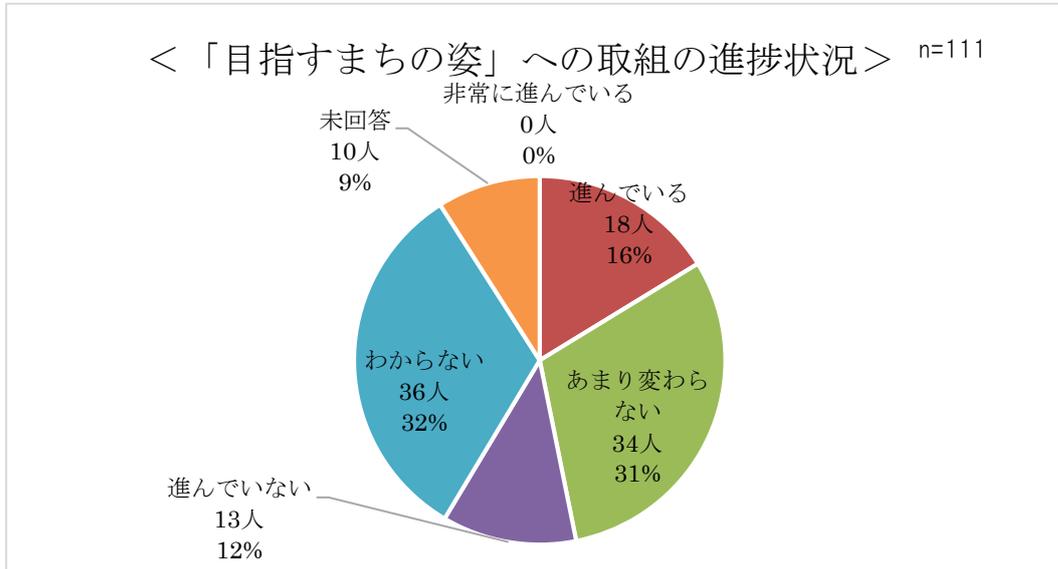
【いくつでも○】



自治基本条例に規定されている事項のうち、回答者の関心のある項目としては、「市民の権利・市民の責務、事業者の責務」（51%）、次いで「コミュニティ活動や協働などの市民の公益活動」（40%）、「総合計画や財政運営など、市政運営に関する事項」（36%）、「市の説明責任や市民の市政への参加、情報の共有を定めた市政運営の基本原則」（36%）でした。

設問 12 「自治基本条例」が施行されて10年が経ちました。

「自治基本条例」では、「市民の市政への参加」、「市民と市（議会や市長）相互の連携、協力」の推進や「地域力の向上」を重要な取組とし、市民が等しく尊重され安心して暮らすことができる地域社会を創ることを「目指すまちの姿」としています。「目指すまちの姿」への取組はどの程度進んでいると感じますか。【1つだけ〇】



「目指すまちの姿」への取組の進捗状況について尋ねたところ、「進んでいる」の回答割合が16%、「あまり変わらない」の回答割合が31%、「進んでいない」の回答割合が12%、「わからない」の回答割合が32%、未回答率が9%でした。

設問 13 「自治基本条例」の目的は、市民・議会・行政が、目指すまちの姿を共有し、相互に協力してまちづくりを進めることです。「自治基本条例」について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。（例：自治基本条例のあり方や内容について見直してほしいことや、取り組んでほしいことなど）【自由記述】

表 3. 自治基本条例に関する意見（項目別件数） 記述内容は別表 2 をご覧ください。

分野	件数（件）
条例の在り方に関すること	1
定義に関すること	1
市政運営に関すること	2
市民参加に関すること	2
コミュニティに関すること	2
住民投票に関すること	1
条例の検証に関すること	1
その他	9

設問 1 4 は市民参加条例に関するアンケート内容のため
「茅ヶ崎市市民参加条例Webアンケート調査結果 令和2年度実施」をご覧ください。

別表 自由記述回答の一覧

自由記述の内容は、基本的に原文のまま記載していますが、一部の意見については、文意に留意しながら簡略化や文末形式の統一をするとともに、複数の同様意見については集約しています。

なお、自治基本条例と関連のない事項については掲載を省略しています。掲載を省略した御意見等については各担当課かいへ情報提供しました。

別表 1

設問 3-1 設問 3 で「1. 不足している」「2. やや不足している」と回答した方にお尋ねします。

不足している情報はどのようなものですか。

分類	自由記述欄記載内容
環境・ごみ	ごみの有料化
福祉	定額給付金に関して受付開始日時。支給開始日が明確でない。
	今回の給付金について、いつ支給になるのか具体的な情報が分からない。今の政府と同じでうやむやで済まそうとしているのでしょうか。変なところを見習わないで下さい。
	障害者福祉について受けられるサービスや支援について必要な事、将来の為に準備すべき事を事前に教えてほしい。
子育て・教育	中学校給食
健康・衛生・医療	コロナについて頻繁に市民に情報を発信したり協力をお願いを強化して欲しい。
	今回コロナで各所で次亜塩素酸ナトリウム水溶液 500cc 配給については広報ではなく、近所の複数の方からの情報(4/30)であり、市のメール配信サービスにおいても、その件の情報はなかった。
生活	印鑑証明をマイナンバーカードからコンビニで発行出来ていない、その理由と開始時期。
	おすすめの飲食店やショッピングなど買い物情報が欲しい。
防災・消防	非常時の避難場所
イベント講座	市内で行われるイベントなど小規模なものも、知りたい。(2件)
計画・条例	イベント情報はHPを開くとすぐにでてくるが、条例、計画など市の方針にあたるものがよくわからない。
	公文書管理条例・緊急財政計画
	計画や条例についてわかりやすく説明したり、興味を持ってもらえるような解説などを掲載してほしい。今後取り組む予定のものなども載せて欲しい。
市政運営	市の事業の場合はその事業の目的や考え方が明確でない。
	施策に関しては、ほとんど市民側に立っての情報提供や説明がなかったり、市民側が検討する課題等が記載されていない。
全般	進捗状況・予算状況
	広報の配布が、遅れがちで、困る。
	市報がマンネリで、何が重要なのかよくわからない。
	もっと市長や、市議会の考えが前に出るような工夫をして欲しい。
	内容等が市の広報に発表されていない。
難しい問いです。	
漠然ですが、知りたい時に知りたい情報がないということです。	

	もっと、沢山詳しく、具体的に、分かりやすくして欲しいです。
	記事を読んだだけでは理解しきれない内容が多くある。
	市民全般に伝達するようなことは、より深くより興味を抱くように情報を提供すべきだと思います。(コロナウイルスに伴う設備の使用禁止など)
	探し難い。必要な情報が直ぐに更新されない。
	詳しい内容。広報誌面では載せきれないと思うので詳しいことを気軽に Web で見られると良い。
その他	不足している情報は、全体の情報と入手できた情報の差がわからなければ検証できませんが。

別表 2

設問 13 「自治基本条例」の目的は、市民・議会・行政が、目指すまちの姿を共有し、相互に協力してまちづくりを進めることです。「自治基本条例」について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。(例：自治基本条例のあり方や内容について見直してほしいことや、取り組んでほしいことなど)【自由記述】

分野	自由記述欄記載内容
条例の在り方に関する事	自治基本条例を理解して、推進できていれば、市民と行政は協力関係になると思う。
定義に関する事	自治基本条例のある市民の定義によって、さまざまな弊害が出ているし、統一的な行政の使い方にはなっていないのもう一度検討、修正する必要がある。
市政運営に関する事	自治基本条例の趣旨に反しての業務のあり方をチェックしてほしい。 自治基本条例にそった市政運営を。していないからそう思います。
市民参加に関する事	市民参加は方法やシステムの問題ではないので、市民参加の基本的な考え方をしっかり職員に学んでほしい。 特定の人の意見を重視せず市民の意見を重視すべき。
コミュニティに関する事	コミュニティのあり方が、行政に都合の良い考え方で推進されている現状がある。このようなコロナ感染防止などの今までと違う危機管理が必要な時代になると本当の意味での市民主体のコミュニティのあり方が求められる。 コミュニティのあり方も見直して、まちづくり協議会の条例も見直すべきである。 茅ヶ崎は土着民とそれより新しい人とに 2 分されるが、超高齢化地域であることは間違いなく、今欠けているのは古い人と新しい人とのコミュニケーション不足だと思います。 まだまだマンションの少ない茅ヶ崎だからこそ、会ったら”こんにちは”の声掛け運動が必要なのではないでしょうか？ そうすれば老人と若者との連帯が生まれ、防犯にも大いに役立つのではないのでしょうか？ 宜しくお願い致します。
住民投票に関する事	住民投票に関する検討が凍結されたままで、自治基本条例の考え方が反映されていないので、推進してほしい。
条例の検証に関する事	自治基本条例を見直す場合に、今は内部検証と学識の検証で決まってしまうているが、本来は市民参加で最初から検証をすべきであるので変更すべきである。
その他	なにも成果がみえない。 海岸のデッキや砂浜、マンション乱立で景観悪化はすすみ、公園は増えず、街路樹の緑の手入れももっとやってほしい。スクールゾーンなのに歩道も狭いし、近隣より高い税金で、子育ての援助金も低いし、市長がかわって期待したが、良くなった事が生活上実感できない。

	多文化共生
	自治基本条例に関する研修を、市民と一緒に職員研修してほしい。
	この質問にもある、行政にお願いしなければならないという「～してほしい」という書き方は、どうせ書いてもダメかなと言う対場の上位を感じるけれど、それは自治基本条例の考え方ではないと思う。市民は主権者である。
	あまり市民の声が伝わっては無いのでは無いかと思われます。
	全部をまだ理解して無いのでノーコメント。
	地域格差があるように思う。居住地域は25年前と何も変わっていない。如何なものかと思う。
	参考資料通りに事がはこんでいるとは思えない。 市長取り巻きの市議が多過ぎるのを何とかしないと。
	内容を理解していないため、今のところ特にありません。